令和7(2025)年度版 三重県サステナビリティレポート

令和7(2025)年10月

三重県



「三重県サステナビリティレポート」の発刊にあたって

三重県知事 一見 勝之

人類の活動は地球の限界を超えつつあり、気候変動や生物多様性の損失、深刻な環境汚染など、さまざまな環境問題が生じています。令和5(2023)年7月には、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」という表現を用いて警鐘を鳴らしました。

令和6 (2024) 年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29) では、気候資金に関する新たな目標の採択や、国際的な炭素クレジット売買に関するパリ協定第 6 条の合意のほか、緩和、適応、ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)、グローバル・ストックテイク、ジェンダーと気候変動等の各議題について議論が行われました。

国内では、令和6(2024)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、再生可能な 資源・エネルギーである地上資源を基調とし、無形の価値、心の豊かさも重視した「循環・高付加価 値型の経済社会システム」への転換が求められています。気候変動に関しては、脱炭素先行地域の 創出や、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」を通じ、脱炭素化を図る ことでウェルビーイングを実感できる「暮らし」の実現を進めていくこととされています。

県では、令和5 (2023) 年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」において、令和12 (2030) 年度の三重県の温室効果ガス排出量を平成25 (2013) 年度比で47%削減するという国を上回る挑戦的な削減目標を掲げ、再生可能エネルギーの普及促進など、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組を推進しています。

また、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を推進してきたところですが、計画の対象期間が令和7年度までであることから、「循環経済への移行」を見据え、今後5年間(令和8年度~令和12年度)を対象期間とする新たな計画の策定を進めています。

海岸漂着物については、令和6 (2024) 年3月に、三県(岐阜県、愛知県、三重県)が共同して、複数県による広域計画としては全国初となる「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を策定し、実態調査や一斉清掃など、さまざまな主体が連携して内陸域を含めた広域的な発生抑制対策に取り組んでいます。

加えて、生物多様性に関しては、令和6 (2024) 年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン (第4期)」に基づき、県では、生物多様性の重要性に関する普及・啓発に取り組むとともに、みえ生物多様性パートナーシップ協定に基づく里地・里山等の保全活動をはじめとした、さまざまな主体の連携による取組を推進しています。

私たちの身近な暮らしの中にも、環境保全への課題は存在しています。健全で豊かな三重の環境を次世代へ継承していくには、県民の皆さん一人ひとりがこれらの問題と向き合い、行動していくことが重要です。皆さんで共に力を合わせて取り組んでいきましょう。

本サステナビリティレポートは、持続可能(サステナブル)な社会の実現に向けて取り組んでいくという思いを込めて、本県の環境の状況や環境保全に関する施策の進捗状況を取りまとめた年次報告書です。本書を通じて、県民の皆さんに環境へのご理解を深めていただければ幸いです。

令和7(2025)年10月

第1部	器 総説・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••1
Э	第1章	三重県の環境施策の概要	1
	第1節	三重県サステナビリティレポートの位置づけ	1
	第2節	環境施策の方向性・施策体系等	2
角	第2章	環境を取り巻く情勢	5
穿	第3章	三重県の動向	10
第2部	ß 三重県球	環境基本計画の各施策の取組······	·14
	第1章	低炭素社会の構築	
	第1節	環境基本計画の施策目標	
	第2節	令和 6 年度の取組概要と成果等	14
	第3節	令和 7 年度以降の取組方向	21
	コラム①	「熱中症」を予防しましょう!気候変動への適応の取組	25
	コラム②	脱炭素につながる 新しい豊かな暮らしに向けた「みえデコ活」の推進	
笞	第2章	環型社会の構築	
7	第1節	環境基本計画の施策目標	
	第2節	令和 6 年度の取組概要と成果等	
	第3節	令和 7 年度以降の取組方向	
	コラム③	食品トレイを再び食品トレイに! ~使用済み食品トレイの分別回収モデル事業~	
	コラム④	能登半島地震からの早期復興に向けて 〜災害廃棄物広域処理の支援〜	
	コラム⑤		
	コラム⑥	三重県の不法投棄対策	51
穿	第3章 自然共	生社会の構築	53
	第1節	環境基本計画の施策目標	53
	第2節	令和 6 年度の取組概要と成果等	53
	第3節	令和 7 年度以降の取組方向	65
	コラム⑦	海洋環境の変化に対応した養殖業の推進	69
	コラム⑧	県行造林における森林由来 J-クレジット創出の取組	71
笋	第4章 生活環	遺境保全の確保	71
	第1節	環境基本計画の施策目標	71
	第2節	令和 6 年度の取組概要と成果等	71
	生った	今和7年度以降の取組方向	95

コラム⑨	きれいで豊かな海に向けた取組~現状と今後~	101
コラム⑩	伊勢湾の動物プランクトン調査 〜きれいで豊かな海を取り戻すための基礎的な調査〜	103
第5章 共通	9基盤施策	105
第1節	令和 6 年度の取組概要と成果等	105
第2節	□ 令和 7 年度以降の取組方向	120
コラム⑪	第 61 回(令和7年)三重県民功労者表彰 〜環境功労では 30 年ぶりの受章〜	126
第3部 参考資	践:	····· 127

第1章 三重県の環境施策の概要

第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ

「三重県サステナビリティレポート」は、三重県環境基本条例に基づき、県内の環境の状況や県が取り組む環境の保全に関する施策等について取りまとめた「年次報告書」であり、令和元(2019)年度まで「環境白書」として作成してきた報告書の後継として位置づけられるものです。

本県では、令和 2(2020)年 3 月、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。この新たな計画は、令和 12(2030)年度を目標とする長期的な計画であり、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組の推進を基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。

また、環境基本計画では、目標年度である令和 12 (2030) 年度のめざすべき姿やそれを実現するための施策体系と施策展開の方向性、そして計画の実施に向けた推進体制等について定めており、「三重県サステナビリティレポート」を同計画に基づく取組の着実な実施に向けた進行管理に活用していくこととしています。

この環境基本計画の全面改定を機に、新たな計画で重視する「持続可能性(サステナビリティ)」という 考え方等をふまえ、令和 2 (2020) 年度版以降の年次報告書から、従前の環境白書を「三重県サステナ ビリティレポート」としてリニューアルしています。

三重県サステナビリティレポートにおいては、本県の環境の状況の概況等に加え、新たな環境基本計画の基本方針(持続可能な社会の実現に向けて協創を通じた分野横断的な取組を推進することなど)やそれに基づく取組状況等について報告するとともに、県民や事業者の具体的な取組事例を「コラム」として紹介しています。

第2節 環境施策の方向性・施策体系等

(1) 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例を平成7(1995)年3月に制定しました。

平成 25 (2013) 年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、環境基本条例を改正し、これに基づき、低炭素社会、循環型社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

三重県環境基本条例

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その 他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全 てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、および回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動および日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、取り組むべき環境施策の方向性を整理し、「三重県環境基本計画」として取りまとめています。

地球温暖化・気候変動対策、廃棄物・資源対策、生物多様性の保全等のテーマについては、それぞれの分野で個別計画を策定していますが、環境基本計画は、それらのベースとなるような基本的な環境施策の方向性を示す計画(マスタープラン)としての位置づけとなっています。

平成9(1997)年に環境基本計画を策定した後、平成24(2012)年に10年後を見据えた改定を行い、環境保全の取組を進めてきましたが、その間、平成27(2015)年には国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、平成28(2016)年には「パリ協定」が発効されるなど、環境を取り巻く世界の状況は大きく変化してきました。このような状況に対応するため、2年前倒しで計画の見直しを行い、令和2(2020)年3月、令和12(2030)年度を目標年度とする新たな環境基本計画を策定しました。

新たな環境基本計画では、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境が保全され、安心・安全で快適な「生活環境保全が確保された社会」の構築をあるべき姿として掲げ、環境・経済・社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしています。この「スマート社会みえ」の実現に向け、「I 低炭素社会の構築」「II 循環型社会の構築」「II 循環型社会の構築」「II 自然共生社会の構築」「IV 生活環境保全の確保」の各分野に応じた4つの施策に加え、各施策を推進していくエンジン(駆動力)となる「V 共通基盤施策」を合わせた5本の柱で取組を推進していきます。(図 1-1-1)

また、こうした環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県や学識経験者、県民、事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の推進・進捗状況の確認を行います。

「持続可能性(サステナビリティ)」について

持続可能性 (サステナビリティ) という言葉については、SDGs の「SD (Sustainable Development)」にあたる「持続可能な開発」の概念を理解することが重要です。持続可能な開発(発展)とは、「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が昭和62(1987)年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)」のことを言います。

「持続可能性」は、この「持続可能な開発(発展)」の考え方をふまえた概念であり、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものであり、私たち、一人ひとりが、将来(世代)への責任を持って行動しなければならないという考え方につながる重要なコンセプトであると考えられます。

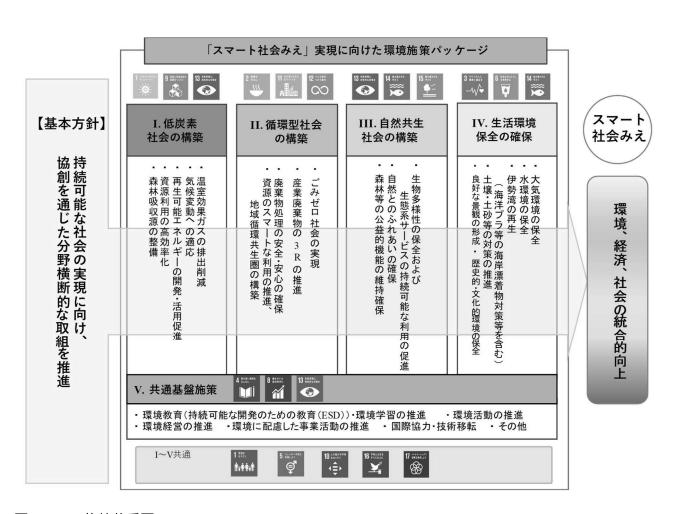


図 1-1-1 施策体系図

第2章 環境を取り巻く情勢

(1) 社会の動き

今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあります。環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素を考慮する「ESG 投資」が拡大しており、SDGs へのコミットメントが企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになっています。以前は環境保全と経済成長はトレードオフの関係にあるとする見方が主流でしたが、今日では環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」をめざすという基本認識が世界的に普及しつつあります。

こうした中、令和6(2024)年5月に策定された国の第六次環境基本計画では、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すとしています。また、循環共生型社会を実現するためには、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向けて、循環経済(サーキュラーエコノミー)、自然再興(ネイチャーポジティブ)、炭素中立(ネット・ゼロ)等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジー(相乗効果)を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていくため、複数の異なる課題を統合的に解決するような施策に、横断的に取り組んでいく必要があるとしています。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限として、17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs の特徴の一つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー(利害関係者)が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

国内においては、平成 28 (2016) 年 5 月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制が整えられました。さらに、同本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs 推進円卓会議」における対話を経て、同年 12 月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」が決定されました。

「持続可能な開発報告書 2025」によると、SDGs 目標達成度で日本は対象 167 か国中 19 位と昨年度より 1 ランク下げたものの、達成スコアは少し上昇しました。しかし、世界全体では、SDGs の 169 のターゲットのうち、2030 年までに達成可能なのは 17%のターゲットのみで、残り 83%は進捗が限定的であるか逆行していると指摘されています。

こうした中、日本からは4年ぶりに国連へ提出する「SDGs に関する自発的国家レビュー(VNR)報告書」では、①「人間の安全保障」の理念の下、人間の尊厳が守られる世界を実現すべく、我が国を含む国際社会全体が、SDGs 達成に向けた努力を加速していく必要があること、②少子高齢化、地方創生、防災といった社会課題への取組を紹介しつつ、課題先進国として、社会課題の解決を成長のエンジンに転換させ、持続可能な経済・社会システムを構築し、日本はぶれることなく SDGs 達成に向けた取組を進めること、③大阪・関西万博をはじめとした国際行事を契機として、世界の人びとの英知を集約し、SDGs 達成に向けて国際社会との連携を強化していくことをとりまとめました。

(3) 気候変動

平成 27 (2015) 年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) において採択された温室効果ガス排出削減等の国際枠組であるパリ協定の運用が令和 2 (2020) 年から本格的に開始されました。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。

その後、平成 28 (2016) 年 5 月に開催された「G7 伊勢志摩サミット」で、平成 28 (2016) 年内でのパリ協定発効という目標が首脳宣言に盛り込まれ、同年 11 月、採択から 1 年以内という早さで協定の発効が実現しました。

一方、国連環境計画(UNEP)が令和4(2022)年に公表した報告書では、世界は未だパリ協定の目標達成には及ばず、1.5℃に向けた信頼性の高い経路に乗れていないと結論づけられました。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が令和5(2023)年3月に公表した統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出をとおして地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出はさらなる地球温暖化をもたらし、短期間のうちに約1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この10年間の選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとされており、気候変動の問題が危機的な状況にあることを示唆しています。

国内においては、令和 2 (2020) 年 10 月、内閣総理大臣が令和 32 (2050) 年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言しました。また、令和 3 (2021) 年 4 月には、令和 12 (2030) 年度において温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46%削減すること、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、この新たな目標の達成に向け、同年 10 月には、地球温暖化対策計画が改定されました。加えて、令和 7 (2025) 年 2 月に同計画を改定し、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある目標として、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度において、それぞれ 60%、73%削減することを明確にしています。

また、令和3(2021)年6月には、令和32(2050)年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が公布されるとともに、令和12(2030)年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、重点対策を実行していく地域脱炭素ロードマップが制定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。さらに令和5(2023)年2月に「GX実

現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年 5 月には GX 経済移行債等を活用した 20 兆円規模の大胆な先行投資、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ等の早期具体化および実行に向けて GX 推進法が成立するなど、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換が進められつつあります。

(4) 資源循環

平成 28 (2016) 年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、持続可能な開発目標 (SDGs) およびパリ協定の実施を見据え、国際的に協調して資源効率性や 3R (リデュース・リユース・リサイクル) に取り組むという強い意志を示した国際的枠組である「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。同フレームワークの推進については、直後の平成 28 (2016) 年 5 月の「G7 伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や 3R に関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

国内では、令和6(2024)年8月に、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行、などが重要な方向性として示され、12月には取組を具体化した「循環経済への移行加速化パッケージ」が取りまとめられました。令和7(2025)年2月には、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動静脈連携などについて「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更が行われています。

また、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等の海洋プラスチックごみ問題が懸念されていることから、令和4(2022)年3月開催の第5回国連環境総会再開セッションで「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力の国際約束に向けて」が採択され、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉が開始されています。このことは、令和5(2023)年4月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合においても議論がなされ、政府間交渉委員会にG7が積極的かつ建設的に参加し、野心的かつ包摂的な枠組をめざすこととされました。また、同会合においては、令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて共有された海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」での目標を10年前倒しし、令和22(2040)年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意がなされ、これらはG7広島首脳宣言にも反映されました。

令和元(2019)年5月には、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4(2022)年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。同法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、「3R+Renewable」の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることとしています。

(5)生物多様性

平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、令和2(2020)年までの世界目標として「戦略計画2011-2020」が採択されました。しかし、目標の最終年である令和2(2020)年9月、国連が各国から提出された報告書や生物多様性に関する研究成果等の分析結果をまとめた「地球規模生物多様性概況第5版(Global Biodiversity Outlook5(GBO5))」において、「戦略計画2011-2020」で掲げられた20の個別目標(愛知目標)について、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと指摘され、愛知目標と同時に決められた令和32(2050)年までの生物多様性の長期目標である「自然との共生」の達成には、「今までどおり(business as usual)」から脱却し、気候変動対策などの複数分野と連携した行動が必要とされています。

また、令和3(2021)年 10 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)第一部が中国・昆明で開催され、令和4(2022)年の COP15 第二部におけるポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。令和4(2022)年 12 月にはカナダ・モントリオールで開催された COP15 第二部において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030 年ミッションにネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させる)の考え方が取り入れられ、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全する30by30 目標など23のグローバルターゲットが設定されたことや「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されるなどしました。そして、それをふまえ、令和5(2023)年5月には世界目標や国家戦略等の生物多様性に係る国内外の動向が反映されるなどして再度内容を全面的に改めた「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」が作成されました。

国内では、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択後、速やかにその国内実施を進めるため、COP15 に先立ち、令和3 (2021) 年8月より、次期生物多様性国家戦略の検討が開始され、令和5 (2023) 年3月には、令和32 (2050) 年までの自然共生社会の実現をめざし、令和12 (2030) 年までに達成すべき目標・取り組むべき施策が盛り込まれた「生物多様性国家戦略 2023-2030~ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ~」が策定されました。

令和5(2023)年度からはネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組が開始されました。

さらに、令和6(2024)年4月には、企業等による生物多様性を増進する活動を進めていくため、「自然共生サイト」等に係る実施計画の主務大臣による認定等を規定した、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)が公布され、令和7(2025)年4月から全面施行されます。

第3章 三重県の動向

本県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価(環境アセスメント)、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けた「3R+R」や循環関連産業の振興等に向けた取組を推進しています。

(1) 脱炭素社会の構築

本県では、平成24(2012)年3月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和2(2020)年度までに平成17(2005)年度比で20%(平成2(1990)年度比で10%)削減する目標を掲げ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成25(2013)年12月には、県、事業者および県民の責務や地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者および県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を促進しています。

令和元(2019)年12月、令和32(2050)年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとすることをめざし、脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ〜脱炭素社会の実現を目指して〜」を発表しました。脱炭素社会の実現のため、令和3(2021)年3月には、令和12(2030)年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。こうした中、国において令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を46%削減(平成25(2013)年度比)する削減目標が示されたことから、令和4(2022)年3月、三重県環境審議会に諮問し、削減目標の見直しや新たな施策の追加等に関する検討が重ねられました。令和5(2023)年3月、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、県域からの温室効果ガス排出量を国の目標を上回る47%削減とするなどの新たな削減目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を進めています。

また、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に配慮して行われるよう、「三重県地球温暖化対策総合計画」において太陽光発電施設促進区域に関する三重県基準を定めるとと もに三重県環境影響評価条例の対象事業として風力発電所を追加しました。

(2)循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物の安全・安心の確保を前提に、SDGs と Society5.0 の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展 とプラスチックごみ問題や食品ロスの削減などの社会的課題の解決の両立に向け、令和 3 (2021) 年3月、「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

プラスチックごみ対策については、使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステム「三重県プラスチッ

クリサイクルマッチングシステム」(通称「みえプラ」)の運用を令和6(2024)年4月に開始し、この普及を通して事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図るとともに、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾い SNS アプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策に取り組んでいます。食品ロス削減については、令和3(2021)年7月に運用を開始した「三重県食品提供システム」(通称「みえ~る」)の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、令和6(2024)年度は外食産業と連携し、飲食店における食べ残し削減を呼びかける箸袋を作成・配布しました。また、「みえスマートアクション宣言事業者登録制度」により、事業者における「資源のスマートな利用」を推進するとともに、循環関連産業における脱炭素化や ICT の活用を促進するためのセミナー等も開催しています。

さらに、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けては、近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等をふまえ、令和2(2020)年3月に改定した「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき、人材育成等の体制強化に取り組んでいます。

(3) 自然共生社会の構築

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、令和6 (2024) 年3月に「みえ生物多様性推進プラン (第4期)」を策定しました。生物多様性の重要性に関する理解のさらなる向上を図り、さまざまな主体の連携による取組を推進しています。また、県民や NPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しています。

また、令和6(2024)年度は、保全活動の基礎資料として広く県民等に活用されている「三重県レッドデータブック2015」を改訂するため、レッドデータブックに掲載されているレッドリストのカテゴリーを再評価し、「三重県レッドリスト 2024」を新たに作成しました。改訂版のレッドデータブックは、令和7(2025)年度の発刊を予定しています。

(4) 生活環境保全の確保

本県では、大気・水環境等の保全を目的に、工場・事業場等における法令の遵守状況を確認し、必要 な指導を行っています。

近年の大気環境は、おおむね良好な状況が継続しています。また、環境基準を達成していない光化学 スモッグについては、予報・注意報等の情報をウェブサイトや電子メールにより県民へ提供していま す。

水環境については、河川や海域における環境基準の達成率は向上しており、水質は改善傾向にあります。しかし、閉鎖性海域の伊勢湾では、貧酸素水塊の長期化や拡大傾向がみられ、生物生産性の低下等がおこっています。そのため、「きれいさ」だけでなく「豊かさ」の観点を取り入れた総合的な水質管

理施策の推進にあたり、令和4(2022)年10月に策定した「第9次総量削減計画」に基づき、藻場・ 干潟・浅場の保全再生や、流域下水道の管理運転などに取り組んでいます。また、家庭からの生活排水 を処理するため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいて、下水道や合併処理浄化槽の整備 を促進しています。

海岸漂着物対策については、平成 24 (2012) 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づいて、回収処理や発生抑制対策を実施するとともに、海岸管理者、県民、民間団体、企業等さまざまな主体が協働、連携して海岸、河川の清掃に取り組む「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を、東海三県一市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)で展開するなど、広域的な発生抑制対策に取り組んでいます。また、令和 6 (2024) 年 3 月に、海岸漂着物処理推進法の規定に基づく広域的な地域計画となる「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を、三県(岐阜県、愛知県、三重県)共同で策定しました。

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止や生活環境の保全を目的とした三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「土砂条例」)を令和2(2020)年4月から施行し、土砂等の埋立てを行う者に対して許可制度を設け、土砂条例の遵守状況を確認するため立入検査を実施しています。

令和3(2021)年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことをきっかけに、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」)が令和5(2023)年5月に施行されました。土砂災害の未然防止に係る規制の重なりが生じたことから、条例のあり方について整理を行い条例を改正しました。

条例の改正により、盛土規制法の規制区域内における土砂等の盛土および堆積は、条例の構造基準を 適用しないものの、有害物質で汚染された土砂等による埋立て等の禁止や一定規模以上の埋立て等を 行う場合などについて引き続き届出の規制が行われます。

令和7(2025)年5月26日から三重県内全域に、盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域 又は特定盛土等規制区域」の指定がされたことから、同日、改正土砂条例を施行しています。

SDGsの各ゴールの詳細



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わら せる



目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養 の改善を実現し、持続可能な農業を促進す る



<u>目標3 すべての人に健康と福祉を</u> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



<u>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</u> ジェンダー平等を達成し、すべての女性お よび女児のエンパワーメントを行う



目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持 続可能な管理を確保する



<u>目標7 エネルギーをみんなにそして</u> クリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的 かつ持続可能な産業化の促進およびイノベ ーションの推進を図る



<u>目標10</u>人や国の不平等をなくそう 国内および各国家間の不平等を是正する



<u>目標 11 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持 続可能な都市および人間居住を実現する



目標 12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する



<u>目標 13 気候変動に具体的な対策を</u> 気候変動およびその影響を軽減するための 緊急対策を講じる



<u>目標 14 海の豊かさを守ろう</u> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源

を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



目標 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を促進し、すべての人々に司法へのア クセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効 果的で説明責任のある包摂的な制度を構



<u>目標 17 パートナーシップで目標を達成</u> しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性化 する



築する

第1章 低炭素社会の構築





















第1節 環境基本計画の施策目標

- ・気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、既に起こりつつある温暖化の影響や中長期的に避けられない影響に対して適切に対応する「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・Society5.0 の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現

第2節 令和6年度の取組概要と成果等

1 温室効果ガスの排出削減

1-1 地球温暖化対策の推進

(1) 県における取組

本県では、さまざまな主体の連携により、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざすため、「三重県地球温暖化対策実行計画」(平成24(2012)年3月策定)に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和元 (2019) 年 12 月には、令和 32 (2050) 年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ~脱炭素社会の実現を目指して~」を行いました。

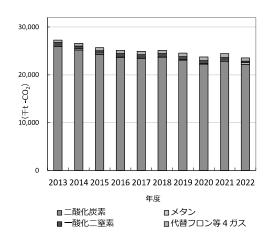
この宣言をふまえ、国内外の気候変動対策を取り巻く状況の変化等に対応するため、「三重県地球温暖化対策実行計画」を改定するとともに、現在および将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画(計画期間:令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで)」を令和3(2021)年3月に策定しました。さらに、令和3(2021)年10月に国が「地球温暖化対策計画」

を改定したことをふまえ、温室効果ガスの削減目標を見直すとともに削減取組を強化するため、令和5(2023)年3月に計画の改定を行いました。

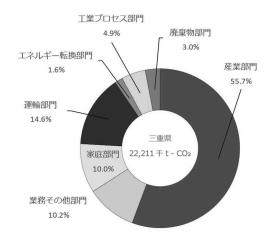
脱炭素社会の実現に向け、産官学等さまざまな 主体と連携して、省エネ住宅、省エネ家電、次世 代自動車等の脱炭素につながる新しい豊かな暮 らしを支える製品・サービスの社会実装につなげ る「みえデコ活」に取り組みました。国の交付金 を活用した事業者及び県民に対する自家消費型 太陽光発電設備等の設置補助や、一括発注による スケールメリットを生かした価格低減を図る共 同購入の取組を行いました。令和6(2024)年 度には、県民の皆さんが「みえデコ活」をまとめ て体験できるイベント「みえデコ活!ワンステッ プフェア」を開催しました。また、みえ省エネ家 電推進協力店舗と連携して、省エネ家電を一定額 購入した県民に対してキャッシュレスポイント 等の付与を行う「みえデコ活!省エネ家電購入応 援キャンペーン」を実施しました。

令和4 (2022) 年度における本県の温室効果ガス排出量は23,559 千 t - CO_2 でした(図2-1-1)。森林吸収量を含む排出量は、22,819 千 t - CO_2 で、平成25 (2013) 年度比16.4%減となっています。

図 2-1-1 県域の温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスの大半を二酸化炭素が占めており、本県における令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は22,211 千 t - CO_2 であり、全国の排出量1,037 百万 t - CO_2 の約2%を占めています。部門別にみると、産業部門の割合が55.7%となっており、全国の産業部門の割合(34.0%)より高くなっています(図2-1-2)。



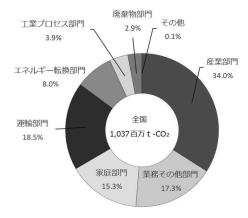


図 2-1-2 部門別二酸化炭素排出量の構成 (令和4 (2022) 年度)

① 産業・業務部門の対策

三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、第一種および第二種エネルギー管理指定工場等に対し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3か年における自主的な温室効果ガスの排出抑制などに関する計画(地球温暖化対策計画書)の作成を求め、公表しています。令和6(2024)年度には指定工場等に、県の技術支援員が訪問し、取組状況の確認や国の補助制度などの情報提供を行うなど、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を一層促進しました。

また、県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲がある県内企業を公募し、応募のあった3社に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認や SBT (Science Based Targets) に整合した温室効果ガス削減目標の設定などの支援を実施しました。

加えて、小売電気事業者が提供する三重県産再 エネ電カプランの周知や三重県産再エネ電カ利 用事業者の認定を行いました。

② 運輸部門の対策

自動車等の通勤から、二酸化炭素排出量の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤への転換を促すため、「公益社団法人三重県バス協会」と連携して、「みえエコ通勤デー」(毎週水曜日)を実施しています。「みえエコ通勤デー」にバス運賃が半額となる「エコパ(みえエコ通勤パス)」登録者数は、令和7(2025)年3月末現在で601人となりました。

また、電気自動車の利用者の利便性を高めるため、平成28(2016)年4月から県営サンアリーナで、平成30(2018)年2月から県本庁舎で、同年12月からは、桑名、伊勢、尾鷲の3庁舎で、それぞれ電気自動車用充電器の供用を開始しています。

四日市市霞ヶ浦地区の 29 企業・1 組合で構成する「霞ヶ浦地区環境行動推進協議会」(KIEP'S)では、これまでエコ通勤やライトダウン等の活動が継続されており、県も参画してエコ通勤を支援しました。

③ 家庭部門の対策

平成 16 (2004) 年度から地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しており、平成 22 (2010) 年度からは一般財団法人三重県環境保全事業団が運営しています。

当センターでは、令和6(2024)年12月15日にメッセウイングNHWで「広げよう!みえデコ活の輪」をテーマとして「みえ環境フェア2024」を開催する(来場者数約5,000名)など、温室効果ガス排出削減に係る取組について普及啓発や情報発信を行っています。

また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で82名に委嘱(令和6(2024)年4月1日現在)し、県内小中高等学校の授業や、一般向けの学習会等への出前講座を252回(参加人数13,889名)実施しています。

(2) 三重県庁の温室効果ガスの排出削減

県庁では、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)や「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づいて、電気使用量や廃棄物の減量化など温室効果ガス排出量の低減に取り組んでいます。

「三重県地球温暖化対策総合計画」では、県の事務事業の実施により排出される温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に基準(平成25(2013))年度比で52%削減することを目標としています(表2-1-1)。

令和5(2023)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度と比べて23.2%減少しました。

項目別にみると「電気」は24.9%減少、「公用車燃料」は20.8%減少、「庁舎使用燃料等」は16.3%減少、「その他」は50.7%減少しています。

削減目標を達成するため、各部局において、照明の LED 化、公用車の電動車化などの取組を進めるとともに、PPA(電力販売契約)を活用した太陽光発電設備を県総合博物館(MieMu)にモデル的に導入しました。

表 2-1-1 三重県庁の温室効果ガス排出量

項目	H25年度 (2013年度) (t-CO ₂)	R5年度 (2023年度) (t-CO ₂)	基準年度比	R12年度 (2030年度) 目標
電気	38,711	29,063	-24.9%	
公用車燃料	7,601	6,020	-20.8%	
庁舎使用燃料等	11,511	9,632	-16.3%	計 28,286
その他	1,107	546	-50.7%	(t -CO ₂)
合計	58,930	45,261	-23.2%	-52.0%
流域下水道事業 (県土整備部)	26,115	23,177	-11.2%	-36.0%
水道·工業用水道事業 (企業庁)	27,356	24,591	-10.1%	-47.0%

- 注 1) 「その他」は、水田の耕作、家畜の飼養等から排出される 温室効果ガスです。
- 注2) 合計については、端数処理の関係で合わない場合があります。

1-2 フロン対策の推進

(1) フルオロカーボン(フロン) 対策の推移

フロンとは、フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称で、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を有していることから、冷蔵・冷凍庫やエアコンの冷媒、建物の断熱材などとして、広く使用されてきました。

しかし、フロンは、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守るオゾン層を破壊することや、二酸化炭素と比較し非常に高い温室効果をもつものがあることが明らかになりました。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が昭和60(1985)年に採択され、これに基づくモントリオール議定書(昭和62(1987)年採択)により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国、平成21(2009)年末には発展途上国における、クロロフルオロカーボン(CFC)の生産および輸出入が全廃されました。ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)については、先進国では令和2(2020)年、発展途上国では令和12(2030)年に原則全廃することとなっています。

なお、平成 28 (2016) 年 10 月には、オゾン 層を破壊する物質ではないものの高い温室効果 をもつハイドロフルオロカーボン (HFC) を対象 物質に追加し、段階的に生産および消費を削減する議定書改正が採択されました。

国においても、昭和63(1988)年に、オゾン層を破壊する物質の生産および消費規制のため、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)が制定されました。

その後、平成 10 (1998) 年に家庭用エアコン および家庭用冷蔵庫に冷媒として使用されてい るフロンの回収および再利用または破壊などを 義務づけた、特定家庭用機器再商品化法 (家電リ サイクル法) が制定されました。

また、平成 13 (2001) 年には、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)およびカーエアコン(第二種特定製品)からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロンの回収等を義務づけた特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)が制定、平成 14 (2002) 年 4 月に第一種特定製品に係る規定が施行、同年 10 月に第二種特定製品に係る規定を含め、本格施行されました。その後、平成 17 (2005) 年 1 月の使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法の本格施行に伴い、第二種特定製品に係る規定については自動車リサイクル法に移行しました。

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化 に関する法律(フロン排出抑制法)

① フロン排出抑制法の制定

平成 25 (2013) 年 6 月、フロン回収・破壊法はフロン排出抑制法に改められ、第一種特定製品の管理者をはじめ、フロンの製造から廃棄にいたるまでのライフサイクル全体を対象として、新たな義務が課されました。改正法は、平成 25 (2013) 年 9 月に一部規定 (再生業の許可申請など) が施行され、平成 27 (2015) 年 4 月に全面施行されました。また、令和 2 (2020) 年 4 月には、第一種特定製品を廃棄する際の規制強化等に係る改正法が施行されました。

② フロン排出抑制法に基づく充填回収業者の 登録

業務用冷凍空調機器からフロンを充填・回収する業者(第一種フロン類充填回収業者)は、フロン排出抑制法に基づく都道府県知事の登録が必要です。また、フロン類破壊業者およびフロン類

再生業者は、主務大臣(経済産業大臣および環境 大臣)の許可が必要です。

なお、令和7(2025)年3月末現在の第一種 フロン類充填回収業者(三重県知事登録事業者) 数は、1,237です。

1-3 カーボン・オフセットの推進

自らの取組だけでは削減できない温室効果ガス排出量の全部または一部を、他の場所での排出削減や吸収量で埋め合わせをすることを、カーボン・オフセットといいます。

令和6(2024)年12月15日の「みえ環境フェア2024」では、カーボン・オフセットを行うことで温室効果ガスを排出しないイベントとして開催しました。

2 気候変動への適応

(1) 気候変動適応

地球温暖化による気候変動の影響は、既に国内のさまざまなところに現れています。これまでは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」の取組が進められてきましたが、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」の取組を進めることについても重要になっています。このため、気候変動適応の推進を目的とした、気候変動適応法が平成30(2018)年12月に施行されるとともに、国が実施する気候変動適応に関する施策の基本的方向等を示した「気候変動適応計画」が平成30(2018)年11月に策定されました。

また、令和6(2024)年4月に、新たに熱中症対策に関する規定が追加された改正気候変動適応法が施行されました。これを受け、熱中症予防等に関する周知を図り、市町においては、指定暑熱避難施設の指定が進められました。

県内においても気候変動による影響があらわれています。例えば、平均気温の上昇や真夏日および熱帯夜の増加、さらにその影響としてコメの品質の低下、黒のり養殖期間の変化などが確認されています。また、土砂災害等の発生リスクの増大、ウンシュウミカンの栽培適地の変化や熱中症搬送者数の増加など、さまざまな面で生じると予測されています。

こうした情報を広く周知するため、県では、「三重県の気候変動影響と適応のあり方について(平成 28 (2016) 年3月)」を作成するとともに、平成 31 (2019) 年3月には「三重県気候変動影響レポート 2018~いま始まる適応への挑戦~」を、令和6 (2024) 年3月には「三重県気候変動影響レポート 2023~未来のために、今私たちができること~」を作成しました。

また、令和6 (2024) 年度は県内の気候変動 に関するイベントや身近な話題などをまとめた 情報誌を2回発行し、広く周知しました。

さらに、気候変動影響とその対策への理解を深めるため、県と津地方気象台との共催により、令和6(2024)年11月15日から令和7(2025)年1月24日までの公開期間で「三重県気候講演会」をオンライン開催しました。

気候変動適応法に基づく、気候変動適応に関する三重県における情報収集等の拠点として、一般財団法人三重県環境保全事業団が、平成31(2019)年4月1日、「三重県気候変動適応センター」を開設しています。

当センターでは、令和元(2019)年度に農水産物の生産者や学校関係者等から気候変動影響の現状等について情報収集し、「私たちの暮らしと気候変動フィールドワーク2019」を作成しました。また、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度には、三重県沿岸域における気候変動影響に係る将来予測計算を行い、将来的な海水温の変化に伴う養殖水産物(黒のり、真珠(アコヤガイ)、マダイ)への影響を定量的に予測し、令和4(2022)年度には、得られた調査結果をリーフレットにまとめ、広く周知しました。

(2) 農業生産における適応の取組の推進

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥 (肥料の追加による暑さ対策) の施用や高温登熟性に優れる品種「三重23号」(令和6(2024)年度作付け292ha)、「なついろ」(同380ha) の普及を進めました。

また、野菜や果樹においても、気候変動の影響を受けにくい品種の普及(かおり野(イチゴ)令和6(2024)年度作付け14.7ha)や栽培管理技術の活用(潅水設備、令和6(2024)年度導入面積0.45ha)を推進しました。

(3) 林業分野における適応の取組の推進

病害虫や野生鳥獣による森林被害の調査を実施しました。調査結果では、県内における松くい虫被害は、長期的には昭和56(1981)年をピークに減少しており、令和6(2024)年度はピーク時の1%程度になっていますが、高温少雨の気候が続けば、再び被害が拡大するおそれもあり、予断を許さない状況にあります。このため、松くい虫被害防除のための薬剤散布時期をより的確に把握するため、マツノマダラカミキリ発生予察事業を実施し、関係市町に情報提供を行いました。

(4) 水産分野における適応の取組の推進

黒のり養殖では、ICTブイによる水温等環境情報のリアルタイム提供、貧栄養による色落ちを予測し早期収獲を促す「色落ちアラート」の配信を行うとともに、貧栄養等、漁場環境の変化に適応する新品種の開発を進めました。

また、かき養殖では、高水温期のへい死の低減 に向けて、漁場環境のモニタリングを実施すると ともに、本県よりも海水温の高い西日本産種苗の 導入試験を実施しました。

さらに、真珠養殖では、アコヤガイのへい死の 低減に向けて、海水温をもとにストレス緩和対策 に取り組む「アコヤタイムライン」を運用すると ともに、産官連携の「アコヤシードバンク」のも と、系統保存や高水温に適応する新品種の作出を 進めました。

3 再生可能エネルギーの開発・活用促進

3-1 エネルギー・資源の利用状況

(1) 電気

令和 5 (2023)年度における県内総発電量は $20,805 \times 10^6$ kWh で、その内訳は図 2-1-3 のとおりです。

一方、令和5(2023)年度の県内総需要量は19,292×10⁶kWhであり、需要量の内訳は、一般家庭等の低圧の電力使用量が23.8%、業務用等の高圧の電力使用量が28.8%、特別高圧の電力使用量が47.4%となっています(図2-1-4)。

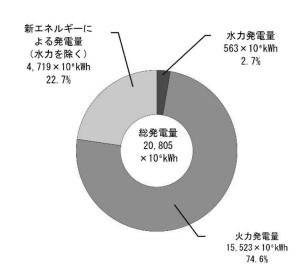


図 2-1-3 三重県の総発電量(令和5(2023)年度)

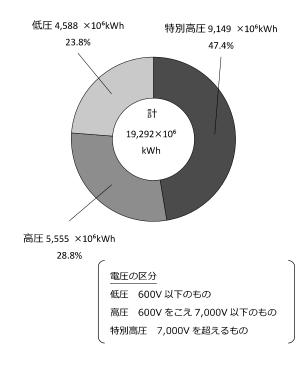


図 2-1-4 三重県の電力需要実績 (令和 5 (2023) 年度)

(2) ガス

令和4(2022)年度の県内のガス消費量は1,119億MJで、その内訳は家庭用5.8%、工業用が89.4%、商業用が4.7%、その他が0.1%でした。

本県のガス消費量の推移は図 2-1-5 のとおり です。

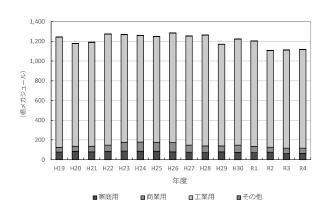


図 2-1-5 三重県のガス消費量の推移

3-2 導入への取組

(1) 三重県新エネルギービジョン

令和 5(2023)年 3 月に改定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、令和 12(2030)年度までに、一般家庭 104.7 万世帯のエネルギー消費量に相当するエネルギーを県内に導入することを目標としました(表 2-1-2)。

この計画の推進にあたっては、県、市町のほか、 県民、事業者、地域団体等のさまざまな主体の協 創により、新エネルギーの導入促進、省エネの推 進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまち づくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取 り組むこととしています。

表 2-1-2 新エネルギー導入量(令和 5 (2023) 年度末)

		ピジョン策定時 H26年度末	R5年度末 導入実績	R8年度末 中期目標	R12年度末 導入目標
太陽光発電	(万kW)	64.6	290.8	267.8	285.3
太陽熱利用	(万kI)	0.17	0.22	0.50	0.70
風力発電	(万kW)	7.3	18.9	26.4	32.6
バイオマス発電	(万kW)	7.3	15.7	16.1	16.7
バイオマス熱利用	(万k I)	5,5	5.3	7.6	10.2
中小水力発電	(万kW)	0.60	0.64	0.82	1.00
コージェネレーション (燃料電池を除く)	(万kW)	44.3	54.3	52.4	56.7
燃料電池	(万kW)	0,2	0.6	2.4	3.9
次世代自動車	(万台)	9.4	25.5	31.7	40.6
ヒートポンプ	(万台)	9,8	19.7	20.8	24.6
従来型一次エネルギーの削減量合計 (世帯数換算)	(万世帯)	38.4	92.5	94.0	104.6

(2) 木質バイオマス発電の推進

平成 24 (2012) 年 7 月から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、間伐材等の未利用資源の活用と山村経済の活性化を図るため、木質バイオマス発電を推進しています。令和6 (2024) 年度末現在、県内8か所で木

令和6(2024)年度末現在、県内8か所で木 質バイオマス発電所が稼働しています。

(3) 農業用水を活用した小水力発電の導入

農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電の整備の促進を図り、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安全・安心な農山漁村づくりを進めています。

(4) 水道施設への小水力発電の導入

水道管内の水が持つ余剰エネルギーを有効利 用するため、小水力発電設備を導入しています。

4 資源利用の高効率化(省エネルギー等)

4-1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化を防止するためには、節電や省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減が不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって省エネルギー化を推進しています。

具体的な取組例としては、中部圏知事会の構成 団体とともに、「サマーエコスタイルキャンペーン」への参加を県内の事業所や市町等に呼びかけ、夏季の適正冷房とノーネクタイ、ノージャケット等の軽装勤務を促しています。このほか、みえ省エネ家電推進協力店舗制度による県内家電販売店舗と連携し、省エネ家電の買い替え促進に向けた取組「みえデコ活!省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施しました。また、「みえ環境フェア」の開催等をとおして、県民、事業者に省エネ・節電の普及啓発を行っています。

さらに、夏季と冬季においては電力需要が大き くなることから、安定した電力供給が行われるよ う、県民、事業者等に省エネ・節電の呼びかけを 行っています。

(2) LED 式信号灯器の整備

信号交差点に設置している白熱電球式信号灯器を LED 式信号灯器に更新し、消費電力の削減を図りました。

5 森林吸収源の整備

森林は、水源かん養、土砂災害防止をはじめ、 保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働き により地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は厳しく、 採算性の悪化や高齢化等による担い手不足から 放置された森林が増加しており、間伐や主伐後の 再造林等の森林整備を継続的に実施していくた めの取組が必要となっています。公益的機能の発 揮を目的とした間伐等の森林整備を計画的に実 施するため、造林事業や林道事業、荒廃山地の復 旧等を行う治山事業、「みえ森と緑の県民税」を 活用した災害に強い森林づくり等の取組を実施 した他、森林由来の J-クレジットの活用促進に 向け、県行造林をモデルにした効率的な認証取得 (クレジット認証量 899t-CO2) に取り組みまし た。

※県行造林とは、県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野 (市町村有林野も含む)に対して造林を行い、その収益を土地所 有者と分収するもので、森林資源の造成及び林野の保全を図る ことを目的として実施しています。

また、森林所有者から経営管理を行うための権利を取得し、市町が経営管理を行う、もしくは意欲と能力のある林業経営者へ経営管理の権利を委ねる「森林経営管理制度」において市町が重要な役割を担うことになるため、制度が円滑に進むよう市町への支援に取り組むとともに、市町との相互連携を図りました。

1 温室効果ガスの排出削減

(1)総合的な温暖化対策の推進

令和5(2023)年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」の令和12(2030)年度における三重県の温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減するという目標を達成し、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現につなげるため、計画に基づく取組を県民、事業者、市町等と連携して進めます。また、計画を着実に推進し、実効あるものとしていくため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を開催し、計画の進捗状況等の評価や、必要な対策の追加・拡充、見直しを行います。

県においては、県域および県庁の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの排出削減を推進するため、「三重県脱炭素社会推進本部」を活用し、組織間での情報共有や関係部署との連携・調整を図ります。

また引き続き、脱炭素宣言「ミッションゼロ2050 みえ」の実現に向けて産官学等さまざまな主体と連携して「再生可能エネルギーの利用促進」「脱炭素経営の促進」などの取組を進めるとともに、脱炭素の取組を県全体に広げるため、みえデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らし)に関する事業を進めます。

(2) 産業・業務部門における対策の推進

令和4(2022)年度の県内における二酸化炭素排出量の55.7%を占める産業部門および10.2%を占める業務その他部門において、三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により排出量の削減に努めてきたところ、平成25(2013)年度に比べて二酸化炭素の排出量が13.5%減少しており、自主的な取組の効果があらわれています。

このため、三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、エネルギー使用量が一定規模以上の工場・ 事業場を対象として地球温暖化対策計画書の提出および実績の報告を求め、二酸化炭素排出量が より少ない設備への更新や再生可能エネルギー の導入など、事業者の自主的な温室効果ガス排出 削減の取組を促進します。

また、地球温暖化対策計画書の進捗状況の調査等を実施することで、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減をより一層促進します。

さらに、県内企業等における脱炭素経営を促進 するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲のあ る県内企業等にアドバイザーを派遣するなどの 個別支援を行います。

(3)運輸部門における対策の推進

「みえ工コ通勤デー」(毎週水曜日)の取組を実施するとともに、自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業等と連携し、普及・啓発を進めていきます。

次世代自動車の普及を促進するため、引き続き、県が率先して公用車として電気自動車など次世代自動車の導入を進めるとともに、県有施設に整備した電気自動車用充電設備の一般供用等により利便性の向上を図ります。

(4) 家庭部門における対策の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三 重県地球温暖化防止活動推進センター」におい て、市町や事業者、環境活動団体、地球温暖化防 止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止の普及 啓発活動を行います。

また、みえデコ活 (脱炭素につながる新しい豊かな暮らし) の推進を図り、脱炭素ライフスタイルへの転換のため、さまざまな主体と連携しながら、省工ネ家電の買い替えを促進する「みえデコ活!省工ネ家電購入応援キャンペーン」の実施や、みえデコ活について楽しく学習できるデジタルコンテンツの提供等を行います。

地球温暖化防止の普及啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスターを募集します。

(5) 三重県庁の温室効果ガスの排出削減

削減目標を達成するため、各部局において、照明の LED 化、公用車の電動車化などの取組を進めるとともに、PPA(電力販売契約)を活用した太陽光発電設備の導入を進めます。

(6) カーボン・オフセットの推進

イベント等で排出される二酸化炭素をオフセットする取組を進めるほか、各種イベントでカーボン・オフセットに取り組んでいる事業者をPRする機会を設けるなど、普及啓発を行うことで事業者の取組を促進します。

(7) フロン対策の推進

フロン排出抑制法に基づき、フロン類の大気中への放出を抑制するため、第一種特定製品の管理の適正化とフロン類の確実な回収破壊処理を推進します。

第一種フロン類充填回収業者に対しては、法で 定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検 査等を実施します。

第一種特定製品の管理者に対しては、パンフレット、ホームページ等でフロン排出抑制法で定められた管理義務の周知を図り、フロン類の適正な管理と処理について、普及啓発に取り組みます。

(8) 部門・分野横断的な対策の推進

市町や地域で活動する環境団体等と連携し、地域住民向けのセミナーや環境イベントの開催等により、低炭素なまちづくりを促進するための啓発活動を実施するほか、県、市町等で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を通じた先進事例等の共有や気候変動対策に関する計画の策定支援など、市町等が地域特性や地域のニーズにあった取組を推進するための支援を行います。

家庭、事業所において、国の交付金を活用した 自家消費型太陽光発電設備等の設置補助や、太陽 光発電設備や蓄電池の共同購入希望者を募り、ス ケールメリットにより価格低減を促し、普及拡大 を図る「三重県太陽光発電設備等共同購入事業」 を実施するほか、「三重県産再工ネ電力利用促進 事業」により地域資源である県内産再生可能エネルギーの需要拡大を図ります。

2 気候変動への適応

(1) 気候変動適応の取組の推進

気候変動適応法に基づく本県における気候変動適応の施策に関する計画である「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、取組を進めていきます。「三重県気候変動適応センター」と連携し、既に起きつつある気候変動の影響や適応策についての情報収集を行うとともに、県民や事業者への普及啓発を行い、気候変動適応の取組を促進します。

また、津地方気象台と連携し、講演会の開催等による、県民の気候変動影響とその対策への理解を深めるための取組を行います。

県内の気候変動に関するイベントや身近な話題などをまとめた情報誌を作成し、広く県民等に啓発することで、県民や県内事業者の気候変動適応に関する理解を深めるなど、適応の取組を進めます。

さらに、気候変動適応法の改正により、熱中症 対策が規定されたことから、ホームページやラジ オ等を活用して、熱中症の予防に関する周知を図 ります。

(2) 農業生産における適応の取組の推進

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥 (肥料の追加による暑さ対策) の施用や高温登熟性に優れる品種「三重 23 号」「なついろ」の普及を図るとともに、高温登熟性に優れた新品種の育成を進めます。また、野菜や果実においても、気候変動の影響を受けにくい品種の普及や「日焼け果軽減」技術の活用を進めていきます。

(3) 林業分野における適応の取組の推進

病害虫や野生鳥獣による森林被害の調査を実施するとともに、松くい虫被害防除のための薬剤散布時期をより的確に把握するため、マツノマダラカミキリ発生予察事業を実施します。

(4) 水産分野における適応の取組の推進

遺伝情報を活用した高水温に強い品種(青さのり、アコヤガイ、マハタ)の開発・探索、三倍体マガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組みます。また、魚病被害の軽減等が期待できる水温の低い深い水深層において浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証を進めます。

3 再生可能エネルギーの開発・活用促進

(1) 県施設への率先導入

令和 5 (2023) 年 5 月に改定した「公共施設 等への新エネルギーの導入指針」に基づき、引き 続き、県施設へ新エネルギーの導入を進めます。

(2) 新エネルギーの導入支援

新エネルギーの種類に応じて、導入促進に向けた普及啓発を行うとともに、必要に応じて導入に向けた体制づくりを支援します。

(3) 新エネルギーの適正導入

大規模な太陽光発電施設については、防災、景観保全、自然保護等の観点から、地域との調整が不十分なまま設置が進んでいる事例もあり、地域との調和が課題となっていることから、事業者に遵守を求める事項等を示した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29(2017)年6月に策定、令和6(2024)年9月に改訂しました。

事業の計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう取り組みます。

(4) 普及啓発活動

① セミナー等の開催

新エネルギーに関する知識、理解を広げるため、セミナー等の機会を活用し、事業者とも連携しながら普及啓発に取り組みます。

② 市町との連携

市町における新エネルギー導入や普及啓発活動について、「三重県新エネルギー政策連絡会議」

等により市町と情報共有を図りながら、連携して取り組みます。

(5) 木質バイオマスの安定供給体制の構築

木質バイオマスの発電等への利用を進めるためには、原料となる未利用間伐材等の安定供給体制を構築することが重要です。

このため、木質バイオマスを供給する事業者の 高性能林業機械等の導入経費の支援を行うなど、 木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組 みます。

(6) 農業用水を活用した小水力発電の導入

小水力発電に関するマスタープランをもとに、 農村地域において、農業用水等を利用した小水力 発電の整備の促進を図り、農村の生活環境や生産 基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安 全・安心な農山漁村づくりを進めます。

4 資源利用の高効率化(省エネルギー等)

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化を防止するためには、節電や省工ネルギーによる温室効果ガスの排出削減は不可欠であることから、引き続き、県民、事業者、行政が一体となって省エネルギー化を推進します。

「みえデコ活!パートナー」を活用した、家電販売店舗との連携による省エネ家電の普及啓発として、令和7(2025)年8月より開始する「みえデコ活!省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施するほか、「みえ環境フェア」といったイベントの開催等をとおして、県民、事業者に対して省エネ・節電の普及・啓発を行います。

さらに、夏季と冬季においては電力需要が大き くなることから、安定した電力供給が行われるよ う、県民、事業者等に省エネ・節電の呼びかけを 行います。

(2) LED 式信号灯器の整備

信号交差点に設置している白熱電球式信号灯器を LED 式信号灯器に更新し、消費電力を削減することで省エネルギー化を図っていきます。

(3) 県有施設の照明の LED 化

県有施設の照明の LED 化を進め、省エネルギー化を図るとともに、県庁の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの排出削減を進めます。

5 森林吸収源の整備

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加や水源かん養等の森林が持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった森林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

コラム(1)

「熱中症」を予防しましょう!気候変動への適応の取組

令和7(2025)年も暑い夏となりました…。皆さん、本格的に暑くなる前からの「熱中症対策」が大切です!

県では、本格的な暑さを迎える前から、熱中症予防に関する県民の皆さんへの呼びかけを行っています。令和7(2025)年は、6月から7月にかけて知事から隔週の頻度で呼びかけました。また、 県制作広報番組「県政だより みえ 令和7年6月号」のほか、県広報紙、ラジオや県公式 SNS でも情報発信しました。



令和7年6月5日知事定例記者会見



県制作広報番組「県政だよりみえ今和7年6月号」

1. 熱中症とは

高温多湿な環境に長時間いることで、体温の調節がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をいいます。

体内に熱がこもると… めまい 大量の発汗 筋肉のこむら返り など さまざまな健康リスクが 生じることがあります。



さらに症状が進むと… 頭痛 嘔吐 倦怠感 などが起こり、 重症の場合は意識障害や死に 至ることもあります。

めまいがしたり、頭がぼーっとしたりする、こんな症状が出たときは、すぐに涼しい場所に移動して、水分をとって休みましょう。特に子どもや高齢者は、体調の変化に気づきにくいので、周りの人が声をかけ、見守ることが大切です。

2. 気候変動への適応の取組

例えば、市町は、危険な暑さから避難できる場所として、環境省から発表される熱中症特別警戒アラートの発表期間中の開放可能日において一般に開放される「クーリングシェルター」を指定しています。市役所や公民館、ショッピングセンターのほか、県有施設の「三重県総合文化センター」、「三重県総合博物館(MieMu:みえむ)」、「三重県立美術館」なども指定されています。

「みえデコ活」公式キャラクター みえデコ活レンジャー



コラム②

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしに向けた「みえデコ活」の推進

県では、令和32(2050)年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」を宣言し、削減目標の達成に向けて、事業者や市町等と連携して、省工ネ住宅、省工ネ家電、次世代自動車、金融サービス等の脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装につなげる「みえデコ活」を推進しています。

「デコ活」とは、令和32(2050)年カーボンニュートラルおよび令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、環境省が令和4(2022)年から展開している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。



令和6(2024)年度は、デコ活の県内での展開と定着を図るためリアルとデジタルを両輪として、 脱炭素につながる製品・サービスの情報や体感・体験できる機会を提供しました。

1. 「みえデコ活!ポータルサイト」の開設

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品やサービス、補助金等に関する情報を集約した「みえデコ活!ポータルサイト」を開設しました。家庭に取り入れることができる、生活がより豊かに、より快適に、そして脱炭素につながる幅広い情報を紹介しています。





「みえデコ活!ポータルサイト」画面

2. みえデコ活!パートナー登録制度

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスとして、省工ネ住宅、省工ネ家電、次世代自動車、脱炭素につながる金融サービスに関して、更なる普及を図ることを目的に「みえデコ活!パートナー登録制度」を創設し、この制度に登録いただいた事業者を「みえデコ活!パートナー」として「みえデコ活!ポータルサイト」で紹介しています。

3.「みえデコ活パーク」の開設

3つの空間で構成された、3D 仮想空間(メタバース)上で年齢問わず、誰でも気軽に「デコ活」を楽しく学び・体験できる「みえデコ活パーク」を公開しており、「みえデコ活!ポータルサイト」から、いつでも入場できます。

◆みえデコ活体験ハウス

日常生活での「デコ活」実践に向けたヒントやお得な情報を知る ことができます。気になるものに触れてみてください。

◆みえデコ活広場

巨大モニターで WEB セミナー動画を公開中です。スタンプラリー も開催しており、達成すると素敵なフォトスポットが出現します。

◆みえデコ活情報館

「みえデコ活」に関するさまざまな情報が掲載されています。 「デコ活」を学ぶことができるクイズにもぜひ挑戦してください。







4. デコ活無料体験・相談会「みえデコ活!ワンステップフェア」の開催

みえデコ活パートナー等の協力のもと、脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方に関する製品・サービスの情報やデコ活の体感・体験を得られる機会として、令和7 (2025) 年2月 11 日にメッセウイング NHW (旧メッセウイングみえ) にて「みえデコ活! ワンステップフェア」を開催し、約1,000名の方にご来場いただきました。また、2月8日から2月11日にかけては「みえデコ活パーク」内の「みえデコ活広場」でフェアに出展いただいた一部の事業者と、オンライン上でも相談できる相談会を開催し、147名の方に参加いただきました。



断熱性体験ハウス



出展者ブース



オンライン相談会の様子

「みえデコ活」に関する情報は 三重県公式 SNS でも発信してい ますので、ぜひご覧ください。



「みえデコ活」公式キャラクター





Instagram

Χ

第2章 循環型社会の構築























第1節 環境基本計画の施策目標

- ・ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制 された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源 を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を 実現

第2節 令和6年度の取組概要と成果等

1 持続的な資源循環

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による 3R の取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における 経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、 今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、 限りある資源の有効活用が求められており、ま た、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭 素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、本県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGs と Society5.0 の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」(計画期間:令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)を令和3(2021)年3月に策定しました。

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等さまざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃

棄物の「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに、本県における循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

「三重県循環型社会形成推進計画」においては、今後5年間の取組について表 2-2-1 のとおり5つの取組方向を定めており、施策毎に目標を設定し、取組を進めていきます。計画の進捗状況については、「三重県循環型社会形成推進会議」において点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

また、旧「三重県廃棄物処理計画」で目標項目としていた一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」や、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」についても、継続的にその状況を確認するため、モニタリング指標として毎年度確認していきます。

なお、本計画の対象期間が令和7(2025)年度までであることから、国の第五次循環型社会 形成推進基本計画において打ち出された「循環 経済への移行」を見据え、廃棄物処理における 安全・安心を前提としつつ、産業振興により資 源の循環的な利用促進や社会情勢の変化をふま えながら、今後5年間(令和8(2026)年度か ら令和12(2030)年度まで)を対象期間とす る次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策 定を進めています。

表 2-2-1 「三重県循環型社会形成推進計画」 5 年間(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)の取組方向 ※目標項目については、主なものを記載しています。

	取組方向	施策			
		1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進			
1	パートナーシップで取り組む「3R+Rl	(目標項目:令和7年度の目標値)			
1	ハートナーシックで取り組む「3 R + R」	・「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計):1,500件			
		1-2 市町との連携の推進			
		2-1 循環関連産業の育成及び支援			
	循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	(目標項目:令和7年度の目標値)			
2	個塚関連性素の振興による 13 RキR」の促進	・高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数(累計):15件			
		2-2 資源の循環的利用の促進			
		3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率:50%			
		3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・建設系廃棄物の不法投棄件数:10件以下			
3	廃棄物処理の安全・安心の確保	・人材育成のための講習会等への参加人数(累計):5,000人			
		3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率:100%			
		3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数:78人			
		4-1 プラスチック対策の推進			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・廃プラスチック類の再生利用率:70%(令和6年度実績)			
1		・プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数(累計):10件			
4	廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-2 食品ロス等対策の推進			
		(目標項目:令和7年度の目標値)			
		・食品口ス削減率:家庭系10%減、事業系10%減(令和6年度実績)			
		・食品ロス削減モデル取組数(累計):5件			
_		5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成			
٦	人材 月成 (1010) 泊州	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信			

2 パートナーシップで取り組む「3R+R」

2-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

(1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する、「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション

宣言事業所登録制度」を令和 2 (2020) 年 10 月 30 日に創設しました。

多くの事業者に本取組に参加いただき、かつ、 さらなる取組が促されるよう、事業者への参加の 働きかけを行っており、1,327 事業所(令和7 (2025)年3月末現在)がみえスマートアクション宣言事業所として登録されています。

(2) 多量排出事業者等の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクル を推進するため、環境技術指導員を配置し、産業 廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の 処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

2-2 市町との連携の推進

(1) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や、出前授業等により、県の ごみ減量化の取組について PR を行いました。

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

(2) ICT を活用した啓発

市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発に取り組みました。令和6(2024)年度においては、食品ロス削減や海ごみ対策などに関する啓発を、20市町でのべ192件行いました。

3 循環関連産業の振興による「3R+R」

3-1 循環関連産業の育成および支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による 再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生 抑制・循環的な利用・減量化の研究、技術開発に 対する支援等を行っています。

3-2 資源の循環的利用の促進

(1)認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、 リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公 共工事等における使用・購入に努めました。

なお、令和6 (2024) 年度の県の使用・購入 実績は約3億4千万円でした(令和7 (2025) 年3月末時点の認定製品数:59 製品)。

また、認定事業者から提出される認定基準適合 状況報告書および立入検査等により、認定リサイ クル製品の品質および安全性の確保に努めてい ます。

(2)公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに、再利用を中心とする 適切な循環型社会を形成することが求められて います。

このため、県では、建設副産物情報を異なる利用者間で共有するコブリス・プラスを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

(4) 下水道汚泥の有効利用

令和6 (2024) 年度末に県内で稼動中の下水処理施設は、流域下水道の6処理場を含めて36処理場であり、その汚泥発生量は、76.3 千 t/年です。このうち、96.9%にあたる73.9 千 t/年をセメント原料化や堆肥化等に有効利用しました(令和7 (2025) 年10月頃判明)。

(5) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の 8 浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥について、令和 6 (2024) 年度はその全量約 4,200 m³を園芸用土や埋め戻し材等として有効利用しました。

(6) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜排せつ物については、悪臭や水質汚濁等の 環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理 により有機質肥料等としての利用が可能となり ます。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への指導・助言を行うとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(7) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「三重グリーン購入ネットワーク」(令和7(2025)年3月末現在会員数:32団体)」と連携し、グリーン購入、SDGs・ESG投資への理解、工コ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、毎年東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施しており、令和7(2025)年1月10日から1か月間、東海三県一市内3,788店舗(うち三重県内554店舗)において展開しました。

(8) 使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、令和6 (2024) 年度末における許可および登録業者数は、引取業者 652、フロン回収業者 167、解体業者 105、破砕業者(破砕前処理工程のみ) 20 となっています。

4 廃棄物処理の安全・安心の確保

4-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

令和5 (2023) 年度末におけるごみ処理施設は、8市2町4事務組合等に17施設(新設(建設中)、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は2,168 t/日です(表2-2-2)。

表 2-2-2 ごみ処理施設数等(令和 5 (2023) 年度末)

(15/11/3 (2023) 1/2/17)							
施設種別	焼	焼却 施設		ご み 燃料化	合 計		
が出る文化主がり	全連続	准連続	バッチ	施設	1		
施 設 数	11	0	4	2	17		
処理能力 (t /日)	1,958	0	169	41	2,168		

② 粗大ごみ処理施設

令和5 (2023) 年度末における粗大ごみ処理施設は、4市4事務組合等に10施設(建設中、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は333t/日です(表2-2-3)。

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設数等

(令和5(2023)年度末)

施設種別	破砕施設	圧縮施設	併用施設	合	計
施設数	8	0	2		10
処理能力(t /日)	292	0	41		333

③ 最終処分場

令和5(2023)年度末における最終処分場は、 11市6町3事務組合等に25施設(新設(建設中)、休廃止施設を除く。埋立終了施設は含む。) が設置されており、全体容量は4,919,784m³です。

なお、残余容量は 505,014m³ となっており、 その残余年数は、年間埋立量 15,323m³ から推 定すると約 33.0 年分となっています(表 2-2-4)。

表 2-2-4 最終処分場数(令和5(2023)年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	20	5	25
全体容量(m³)	4,623,989	295,795	4,919,784
残余容量(㎡)	448,288	56,726	505,014

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

令和5 (2023) 年度のごみの収集運搬業務の 内訳は、市町(事務組合を含む。) の直営または 委託業者による収集が 365,155 t/年と収集量 全体の72.2%を占め、残りの140,661t/年が 許可業者による収集となっています(表 2-2-5)。

表 2-2-5 ごみの収集形態(令和5(2023)年度)

区分		収集量(t /年)	比率 (%)
	直営	91,588	18.1
市町・組合による収集	委 託	273,567	54.1
	小計	365,155	72.2
許可業者による収集		140,661	27.8
計		505,816	100.0
災害廃	棄物	0	0.0
合	計	505,816	100.0

② 処理形態

令和 5 (2023) 年度のごみ処理量は 564,996 t/年で、令和 4 (2022) 年度に比べて 20,842 t/年(3.6%) 減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が 478,541 t/年(84.7%)、直接埋立が 4,572 t/年(0.8%)、直接資源化が 22,295 t/年(3.9%) などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、市町等が策定する「循環型社会形成推進地域計画」において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の「第 10 期分別収集計画(計画期間:令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)」に基づき、市町の第 10 期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図りました。

(5) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が 滞りなく行われるよう、市町等における新ごみ処 理施設整備等に向けた支援などを行いました。

(6) し尿処理体制の整備の促進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が 受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業 の遂行がなされるよう、合理化事業について関係 市町に対する助言を行いました。

(7) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は 509 施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破砕施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて 24 施設となっています(表 2-2-6、2-2-7)。

表 2-2-6 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況 (令和 5 (2023) 年度末)

(13 IH	(2020)	1 /2-		
地域事務所名		設	置数	
	也级争物用石		中間処理施設	最終処分場
桑		名	73	2 (0)
四	日	市	118	9 (4)
鈴		鹿	37	3 (2)
	津		61	3 (2)
松		阪	43	3 (0)
南	勢志	摩	44	1 (1)
伊		賀	96	3 (2)
紀		北	12	0 (0)
紀		南	13	0 (0)
本庁	(県外移動式)	施設)	12	
	計		509	24 (11)

注)最終処分場の()内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 2-2-7 産業廃棄物処理施設(中間処理施設)の 種類別設置状況・中間処理施設

(令和5(2023)年度末)

	施設の種類 設置数					
		汚泥の脱水施設	129			
	乾汚	汚泥の乾燥施設(機械)	11			
	燥施っ	汚泥の乾燥施設(天日)	4			
	設	小計	15			
		廃油の油水分離施設	5			
		廃酸・廃アルカリの中和施設	1			
_		水銀を含む汚泥のばい焼施設	0			
中間	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設 1					
処	PCB廃棄物の分解施設					
理施		81				
設		木くず又はがれき類の破砕施設	220			
	焼	汚泥の焼却施設	14			
		廃油の焼却施設	14			
	ポープラスチック類の焼却施設 第プラスチック類の焼却施設		12			
	施	1				
	200	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)				
	設	設				
		≣†	509			

注)設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です(例:汚泥と廃油の焼却施設 1 基 \rightarrow 汚泥の焼却施設 1 、廃油の焼却施設 1)。

(8) PCB 廃棄物の適正処理の推進

PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、熱的、化学的 に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有 することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油 等に広く用いられてきました。

しかし、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCB による環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 (2001)年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、PCB 廃棄物を保管する事業者等は処分期間内に PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。

平成 28 (2016) 年の法改正によって、本県における高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和 3 (2021) 年 3 月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和 4 (2022) 年3 月末までとされましたが、処理対象量の増加等

により、令和5 (2023) 年度まで期間が延長されました。また、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和9 (2027) 年3月末までとされています。

県では、PCB 廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていないPCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、令和6 (2024) 年度には、577 の事業場から PCB 廃棄物等の保管および処分状況等の届出が提出されています。

なお、令和 5 (2023) 年度末時点の PCB 廃棄物の保管状況は表 2-2-8 のとおりです。

表 2-2-8 PCB 廃棄物保管状況

(令和5(2023)年度末)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	単位
変圧器(トランス)	0	0	台
柱上変圧器(柱上トランス)	0	0	台
コンデンサー (3kg以上)	1	1	台
その他の機器等	0	0	台
高 P C B を含む油	0	0	kg
濃 コンデンサー (3kg 未満)	0	0	台
度 安 定 器	0	0	巾
感 圧 複 写 紙	0	0	kg
ウ エ ス	0	0	kg
汚 泥	0	0	kg
その他	1	0	kg
変圧器(トランス)	201	552	巾
柱上変圧器(柱上トランス)	7	25	台
コンデンサー (3kg以上)	77	534	伯
その他の機器等	70	146	台
低 P C B を含む油	27	5,445	kg
濃 コンデンサー (3kg 未満)	14	315	台
度 安 定 器	8	90	台
感 圧 複 写 紙	0	0	kg
ウ エ ス	12	114	kg
汚 泥	2	7,187	kg
その他	51	30,928	kg

- 注 1) 表内の事業場数は種類ごとに集計しています。
- 注 2)「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器(用途不明)、ネオン変圧器をいいます。「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1台に換算して計上しています。
- 注 3) 「PCB を含む油」は、変圧器油(トランス油)、熱媒体油、柱上変圧器油(柱上トランス油)、コンデンサー油、その他 P C B を含む油をいいます。
- 注 4) 「PCB を含む油」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他」について、容量で届出されたものは、1 以 = 1 kg に換算して計上しています。
- 注 5) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

(9)優良産廃処理業者認定制度

平成 22 (2010) 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)の改正により、平成 18 (2006) 年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組の実施」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」という5つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常5年の許可の有効期間を7年とするなど特例を付与するというもので、平成23(2011)年度から施行されています。

本県における優良認定処理業者数は、表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 優良認定処理業者件数 (令和 6 (2024) 年度末)

許可区分	優良認定処理業者数				
	県外事業者	県内事業者	計		
産業廃棄物収集運搬業	259	49	308		
産業廃棄物処分業	0	37	37		
特別管理産業廃棄物収集運搬業	134	32	166		
特別管理産業廃棄物処分業	0	6	6		
計	393	124	517		

(10) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者 や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合 理化および情報の偽造防止が図られるメリット があり、法令遵守の面で優れていることなどか ら、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3 者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、令和5(2023)年度には電子マニフェストの活用率は80.2%になりました(表2-2-10)。

表 2-2-10 電子マニフェスト活用率

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
活用率(%)	55.5	61.1	65.8	69.7	73.7	76.5	78.2	80.2

(11) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、必要に応じて畜産農家への立入検査を実施しました。

(12) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理 の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

4-2 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は、平成 15 (2003) 年度の 92 件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、令和2 (2020) 年度が 40 件、令和3 (2021) 年度が 34 件、令和4 (2022) 年度が 53 件、令和5 (2023) 年度が 40 件、令和6 (2024) 年度が 35 件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に 比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、 山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数は、図 2-2-1 のとおり、平成 27 (2015) 年度以降 10 件前後で推移し、令和 6 (2024) 年度は4件でした。

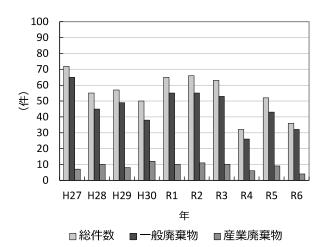


図 2-2-1 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検 挙件数の推移

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表 2-2-11 および表 2-2-12 に示すとおりです。その苦情の具体的な内容は、野外焼却による大気汚染や不法投棄、不適正保管に関するものが多くなっています。

表 2-2-11 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設 の種類 年度		し尿処理場	産業廃棄物	計
R2	1	0	282	283
R3	0	0	258	258
R4	1	0	266	267
R5	0	0	264	264
R6	1	0	226	227

表 2-2-12 廃棄物に係る苦情発生内容 (令和 6 (2024) 年度)

() 内は令和5(2023)年度

			١,	/ LAIRA /	ᄗᄱᄗ	(2023	リーサレス
苦情内容 発生源 の施設の種類	大気 汚染	水質 汚染	悪臭	ねずみ ・昆虫	騒音	その他	合計
ごみ処理場	1	0	0	0	0	0	1
このア処理主物	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
し尿処理場	0	0	0	0	0	0	0
○//大型主物	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
産業廃棄物	18	11	16	0	3	178	226
注来/光末1/0	(12)	(5)	(6)	(1)	(3)	(237)	(264)
dž	19	11	16	0	3	178	227
ēl	(12)	(5)	(6)	(1)	(3)	(237)	(264)

※産業廃棄物に関する不法投棄、不適正処理、野外焼却等は、 「産業廃棄物」の「その他」に計上しています。

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の 状況

令和6 (2024) 年度の廃棄物処理施設等への 立入検査の実施状況は、表 2-2-13 のとおり、 3,004 件です。

この結果、取消・停止命令を6件(4事業者) 発出しました。

表 2-2-13 立入検査実施状況 (令和 6 (2024) 年度)

()内は令和5 (2023)年度

	立			措	Ü	置		
検査対象	一入 検 査 件 数	改善・措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	文書指導	告発
産業廃棄物	1,178	0	0	0	0	0	14	0
排出事業場	(1,406)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(68)	(0)
産業廃棄物	844	0	5	1	0	0	15	0
処理業者	(981)	(0)	(6)	(7)	(0)	(1)	(20)	(0)
その他	982	0	0	0	0	0	12	0
C0716	(982)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)
dž	3,004	0	5	1	0	0	41	0
	(3,369)	(2)	(6)	(7)	(0)	(1)	(92)	(0)

注1) 欠格要件 (他府県の取り消し等) による許可取消等は、 含めていません。

注2) その他、口頭指導 計1,068件、始末書提出 計10件。

(4)監視・指導の強化

① 効果的な監視指導

プライオリティ(優先度)の設定による効果的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視力メラを設置して重点的に監視しました。

平成 29 (2017) 年度から無人航空機ドローン を導入し、測量システムを用いた不法投棄等不適 正処理事案の改善指導等にも活用しています。

② 通報制度

県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル 110 番およびメール 110 番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄

等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。

令和 4 (2022) 年 10 月からは、位置情報や写真を添付した上で現場からの通報を可能とした廃棄物スマホ 110 番の運用を開始しています。

また、森林組合、民間事業所等計 21 事業者と 情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手 する体制を整えています。

なお、令和6(2024)年度に環境共生局に寄せられた通報件数は 168 件(うち、廃棄物ダイヤル 110 番等に係るものは 98 件)であり、不法投棄、野外焼却に関するものが 68%を占めていました(図 2-2-2)。

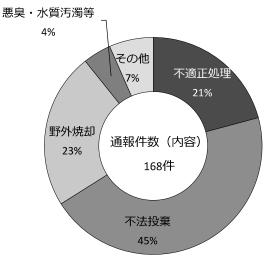


図 2-2-2 環境共生局への通報内容 (令和 6 (2024) 年度)

③ 民間パトロール

土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託(1年間)を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

④ 広域連携

広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣県市 (愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県)や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

4-3 過去の不法投棄等産業廃棄物の不適正処 理の是正措置

生活環境保全上の支障等があった4つの産業 廃棄物の不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、 桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山) について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去 等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」)に よる国の財政的支援を得て、行政代執行により対 策工事等を実施しました。

対策工事等の完了により、四日市市内山事案については、令和2(2020)年3月31日をもって行政代執行を終了し、残る3事案については、令和5(2023)年3月31日をもって行政代執行を終了しました。

令和6(2024)年度は、行政代執行を終了した4つの事案地において、水質モニタリングや工作物の点検、定期パトロールを実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認しました。

4-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習、仮置場の設置・運営に係る実地訓練等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

5 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

(1) プラスチック対策の推進

プラスチック対策については、プラスチック資源循環の高度化、海域への流出対策に取り組むこととしています。令和4(2022)年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」)が施行されたことをふまえ、市町に対する技術的援助や、県民・事業者に対する啓発などプラスチック資源循環の取組を促進しました。

三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム

プラスチックのリサイクルの促進および関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、種類などの情報とリサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について ICT を活用し、両者のマッチングを行うシステム「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」(通称「みえプラ」)を令和6(2024)年4月から運用しています。令和6(2024)年度末で延べ40社の利用者が登録しており、リサイクルに向けた情報共有が行われています。

② 海洋プラスチックごみ対策事業

海洋プラスチックごみ対策として、陸域から海域へのごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、身近な環境美化活動の成果を専用ウェブページで見える化する「楽しくひろって三重をきれいに!三重の環境美化プロジェクト」を実施しました。

③ スポ GOMI 大会

令和 6 (2024) 年度は紀北町 1 か所でスポ GOMI 大会*を開催 (三重県が後援) し、21 チーム計 73 名が参加し、約 56.8 kgのごみを回収しました

※スポGOMI大会…あらかじめ決められたエリアで、制限時間内に、チームワークでごみを拾い、ゴミの量と質でポイントを競い合うスポーツ。

- ④ 三重県庁プラスチックスマートアクション 令和元年(2019)年10月から、職員による マイバッグ・マイボトル運動等、次の取組を実施しています。
- ・職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- ・会議等におけるペットボトルの提供回避
- ・仕出し弁当におけるワンウェイプラスチック の使用を抑制する取組
- ・プラスチック製事務用品の長期利用の実施
- ・プラスチック使用製品(事務用品、啓発物品) の環境物品等の調達方針に基づく調達

(2) 食品ロス等対策の推進

食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)の削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっています。

こうしたことをふまえ、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するための ICT を活用したシステム「三重県食品提供システム」(通称「みえ~る」)を令和3(2021)年7月から開始し、令和6(2024)年度末で約29tの食品がフードバンク活動団体等に提供されました。

また、「すぐ食べるなら、期限の近い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるレールポップをスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の食品関連事業者と連携し、店舗に掲示しました。

このほか、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、県内の飲食店等と連携して外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組み、啓発活動を行いました。

さらに、令和4(2022)年4月から、フードシェアリングサービス(食品小売業等で売れ残る食品を、購入希望者とのマッチングを行う webサービス)の市町への導入支援を実施しました。令和6(2024)年度末で、桑名市、亀山市、伊勢市が参加し、51 店舗が登録しており、約5.2tの食品が販売されました。

6 人材育成と ICT の活用

持続可能な循環型社会の構築に向け、循環関連 産業における脱炭素化や ICT の活用を進めてい ただくため、「循環関連産業トップセミナー」や 「三重県資源循環セミナー」を開催しました。

7 モニタリング指標の状況

一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」を設定し、毎年度確認していきます。

7-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

令和5 (2023) 年度におけるごみ総排出量(注1) は573,569tで、1 人あたりに換算すると、892 g/人・日(注2) でした。排出量の内訳は図 2-2-3 のとおりで、計画収集量が全体の88.2%を、直接搬入量が全体の10.3%を、集団回収量が全体の1.5%を占めていました。

また、ごみ総排出量および 1 人 1 日あたりの ごみ排出量の推移は、図 2-2-4 のとおりです。

なお、ごみの資源化率は 19.5%となり (図 2-2-5)、ごみの最終処分量は 16,214 t でした (図 2-2-6)。



図 2-2-3 ごみ総排出量の内訳(令和5(2023)年度)

注 1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、 平成 17 (2005) 年度からごみ総排出量の集計方法を次の とおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正してい ます。

【平成 16 (2004) 年度まで】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+自家処理量 【平成17(2005)年度から】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量 注2)平成16(2004)年度までの集計方法による令和5(2023) 年度の実績は、879g/人・日です。

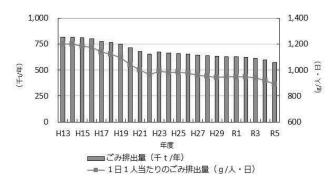


図 2-2-4 ごみ総排出量および1人1日あたりのご み排出量の推移

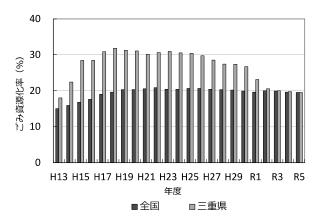


図 2-2-5 ごみ資源化率の推移

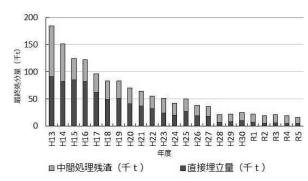


図 2-2-6 ごみの最終処分量の内訳および推移

(2) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、本県における資源化率は、令和5(2023)年度は19.7%で、 全国平均19.5%と同程度でした。

また、平成 9(1997)年 4 月から缶類、びん類、ペットボトル等 7 品目を対象に施行され、平成 12(2000)年 4 月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は、表 2-2-14 のとおりです。

表 2-2-14 容器包装分別収集実施市町数および収集量

	令和4	4年度	令和5	5年度
	実施市町	収集量	実施市町	収集量
	数	(t)	数	(t)
無色ガラスびん	29	3,118	29	2,943
茶色ガラスびん	29	2,538	29	2,425
その他ガラスびん	29	2,327	29	2,153
その他紙製容器包装	29	1,584	29	1,447
ペットボトル	29	3,035	29	3,060
その他プラスチック製容器包装	25	9,477	25	9,136
うち白色トレイ	6	18	6	17
スチール缶	24	592	24	391
アルミ缶	25	582	25	416
飲料用紙パック	26	134	26	129
段ボール	28	5,860	28	4,295

※「その他紙製容器包装」について、第8期分別収集計画より「その他紙製容器包装」を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は実施市町としています。

(3) し尿の状況

令和5 (2023) 年度における市町等で処理されたし尿等 (浄化槽汚泥を含む。以下同じ) の量は562,541 紀でした。また、処理の内訳は、し尿処理施設における処理が 100%でした。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図 2-2-7 のとおりで、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。水洗化人口は増加傾向にありますが、水洗化人口割合 95.6%は、全国水準(令和5 (2023) 年度全国平均:96.3%) に比べるとわずかに低い水準となっています。

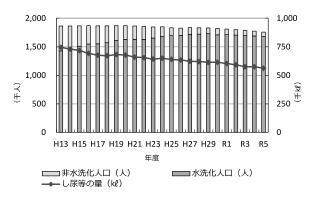
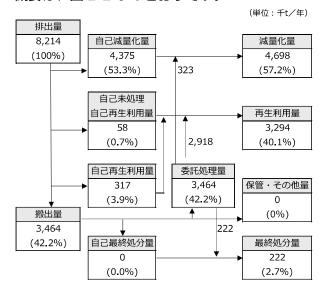


図 2-2-7 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口 の推移

7-2 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、概ね 5 年ごとに産業廃棄物に関する 実態調査を行っています。

令和5 (2023) 年の1年間に県内で排出された産業廃棄物は8,214 千 t で、その処理状況の概要は、図2-2-8 のとおりです。



※小数点以下の処理で一の位がずれることがあります。

図 2-2-8 発生および処理状況の概要 (令和 5 (2023) 年度)

また、産業廃棄物の最終処分量は 222 千 t であり、残余容量の推移は、図 2-2-9 のとおりです。

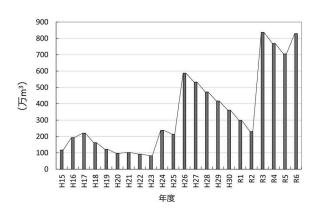


図 2-2-9 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

(1)種類別の排出状況

令和 5 (2023) 年度の排出量を種類別にみると、汚泥 (61%) が最も多く、次いでがれき類 (16%)、動物のふん尿 (9%) となっており、この 3 種類で全体の 86%を占めています (図 2-2-10)。

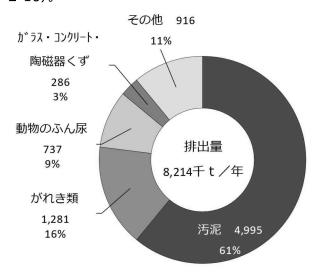


図 2-2-10 種類別の排出量(令和5(2023)年度)

(2)業種別の排出状況

令和5 (2023) 年度の排出量を業種別にみると、製造業(44%)が最も多く、次いで建設業(19%)、電気・水道業(13%)、鉱業(12%)となっており、この4業種で全体の88%を占めています(図2-2-11)。

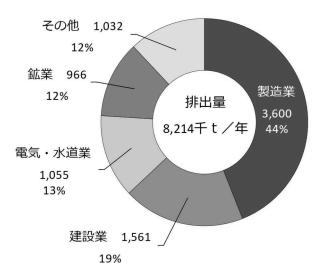


図 2-2-11 業種別の排出量(令和5(2023)年度)

(3)種類別の再生利用の状況

再生利用量は 3,294 千 t/年となっており、総 排出量の 40%を占めています。

種類別にみると、がれき類(37%)が最も多く、以下、動物のふん尿(22%)、汚泥(15%)となっています(図 2-2-12)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量 317 千 t/年、委託中間処理後再生利用量 2,918 千 t/年、自己未処理自己再生利用量 58 千 t/年に 区分されます。

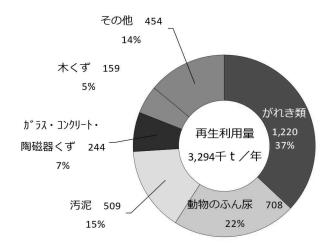


図 2-2-12 種類別の再生利用量 (令和 5 (2023) 年度)

1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

(1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

本制度を通じて、より多くの事業者に「資源の スマートな利用」を宣言し、新しく自主的な取組 を実施していただき、かつ、さらなる取組が促さ れるよう、事業者への参加の働きかけを行いま す。

(2)ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や各種 イベントへの参加、出 前授業等さまざまな啓 発手段により、県民の 「もったいない」意識を 醸成します。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

(3) ICT を活用した啓発

県民や事業者の「3R+R」に関する意識を高 め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイ クルに資する情報を市町や関係団体と連携して 発信します。

2 循環関連産業の振興による「3R+R」 の促進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施 設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出す る産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る 研究開発・機器整備に対して補助を行うことに より、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、 環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循 環型社会の構築を図ります。

(2)認定リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の品質および安全性の確保を 図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例 に基づき、的確に審査・事後確認などを実施しま す。

(3)建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新 築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解 体と再資源化を推進するため、必要な情報提供 を行うとともに再生資材の利用を推進します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の 推進

建設副産物情報を異なる利用者間で共有する コブリス・プラスを活用し、建設副産物の発生・ 利用状況を把握するとともに、リサイクル資材 のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

流域下水道事業において、環境に配慮するた め、再資源化を推進し、下水道汚泥の有効利用に 取り組みます。

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水処理に伴って発生した汚泥について、園 芸用土や埋め戻し材への有効利用に取り組んで いきます。

(7) グリーン購入の取組促進

「三重グリーン購入ネットワーク」と連携し、 各年度の取組方針に応じて、グリーン購入の普 及等環境活動全般にわたる活動を行い、循環型 社会の構築をめざします。

また、東海三県一市の広域連携によるグリー ン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の 普及啓発と定着を図ります。

(8) 容器包装リサイクルの促進

「第 10 期三重県分別収集促進計画」(計画期間:令和5 (2023)年度~令和9 (2027)年度) に基づき、市町の第 10 期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(9) 使用済自動車等の適正処理

① 関連事業者の許可および登録

使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録および解体・破砕業者に関する 許可事務を的確に行います。

② 対象事業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民(自動車所有者)に 自動車リサイクル法の理解が深まるよう普及啓 発に取り組むとともに、関連事業者の施設整備 や使用済自動車の適正処理等について指導等を 行います。

(10) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿は、堆肥化により有機質肥料や土 壌改良材として有効利用できます。そのため、家 畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の 管理基準が遵守され、適切な堆肥化処理が行わ れるよう、必要に応じて、畜産農家への指導・助 言を行うとともに、家畜ふん尿処理施設のより 一層の整備を推進します。

なお、家畜ふん尿処理施設の整備のための支援制度は、表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 環境保全型畜産の主な支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備 に係る補助	畜産クラスター関連事業	農林水産省
畜産周辺環境の改善 に係る補助	強い農業づくり総合支援交付金	農林水産省
融資制度	・農業近代化資金 ・日本政策金融公庫資金 (スーパーL資金、経営体育成 強化資金、畜産経営環境調和推 進資金)	・農協 等 ・ (株) 日本政策金融公庫
リース事業	畜産整備(経営)リース事業	(一財) 畜産環境整備機構

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

(1) 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物処理法に基づく厳正な審査を実施するとともに、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例や優良産廃処理業者認定制度の的確な運用により、適正処理の確保に努めます。

(2) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が 滞りなく行われるよう、引き続き、市町等におけ る新ごみ処理施設整備に向けた支援等を行って いきます。

(3) PCB 廃棄物の処理

処理期限までに PCB 廃棄物が確実かつ適正に 処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェ 二ル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者等に 対し指導を行います。

(4)優良認定処理業者の利用促進

優良認定処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全で環境に配慮した事業活動が可能であり、排出事業者が優良認定処理業者へ産業廃棄物処理を委託することは、適正処理を推進するための有効な手段であることから、優良認定処理業者への委託推進に取り組みます。

(5) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

一般財団法人三重県環境保全事業団が「廃棄物処理センター」の指定を受けて整備を進めてきた、企業活動により生じる産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成26(2014)年3月末に完成(平成24(2012)年12月に一部供用開始)しました(表2-2-16)。

「廃棄物処理センター」として同処分場が的確 に運営されるよう、必要な指導・監督を行いま す。

表 2-2-16 最終処分場の整備内容

項目	許 可 内 容
処分場方式	管理型
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、 ばいじん、処分するために処理したもの
処分場総面積	32.7 h a
埋立総容量	3,657,800 ㎡

(6) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・休日の監視、隣接県市との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ、無人航空機ドローン等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物スマホ110番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と締結している産業廃棄物に係る立入検査協定に基づき、市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正処理事案等に対する告発を行います。

(7)環境修復後の不適正処理事案への対応

産廃特措法に基づく国の財政支援を得て対策 工事を実施した4事案(四日市市大矢知・平津、 桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内 山)について、水質モニタリングや工作物の点 検、定期パトロールを継続実施し、生活環境保全 上の支障が生じていないことを確認することに より、地域住民の安全・安心を確保していきま す。

(8)災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を実施します。さらに、令和7(2025)年度は、市町が選定している仮置場候補地において、南海トラフ地震を想定した仮置場の設置・運営に係る実地訓練を実施し、災害廃棄物処理

に精通した人材の育成を行うとともに、市町の 災害廃棄物処理計画の見直しにつなげます。

4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

(1) プラスチック対策

事業者によるマテリアルリサイクルを促進するため、「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」(通称「みえプラ」)の普及・運用を行います。

また、ワンウェイプラスチックを削減するため、給水スポットとしてマイボトル用ウォーターサーバーを三重県の地域庁舎等に設置し、マイボトルの利用を県民や事業者に広く呼びかけます。

海洋へのプラスチックごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、「楽しくひろって三重をきれいに!三重の環境美化プロジェクト」を通じて、継続的な散乱ごみ対策を進めていきます。

(2) 三重県庁における取組

「三重県庁プラスチックスマートアクション」 として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動 の推進等の取組を実施していきます。

(3)食品ロスの削減

「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」) の運用によって未利用食品が活用されるよう、 食品の提供者・受取者となる参加団体の拡大に 努めます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等におけるレールポップの掲示や、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、飲食店等における外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組んで啓発を行うなど、さまざまな主体と連携した取組を進めます。

5 人材育成と ICT の活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用や ICT の活用を促進するため、脱炭素化や DX に関するセミナー等を開催します。

コラム③

食品トレイを再び食品トレイに!~使用済み食品トレイの分別回収モデル事業~

県では、「三重県循環型社会形成推進計画(令和3(2021)年3月策定)」に基づき、プラスチック資源循環の高度化に取り組んでおり、令和6(2024)年度は、使用済み食品トレイの分別回収モデル事業を実施しました。

食品トレイは、主にポリスチレンやポリプロピレンという プラスチックの素材でできています。トレイの中に入れる食 品に応じて、「白色発泡トレイ」「色付き発泡トレイ」「透明ト レイ」などの種類に使い分けられており、一般家庭で使用され た後、自治体やスーパーなどで回収されています。

近年、「色付き発泡トレイ」の水平リサイクル技術が開発*されたため、今後県内でもトレイリサイクルの一層の促進が期待されます。そこで、本モデル事業では、使用済み食品トレイの水平リサイクルを進めるため、スーパー店頭での分別回収を実施の上、回収状況の調査やアンケート調査を通じて、高品質かつ効率的に使用済み食品トレイを回収する方法について検討しました。



分別回収の呼びかけ



モデル事業イメージ

※水平リサイクルとは、使用済み製品等を原料とし、同様の製品を製造するリサイクルの手法のことをいいます。 再生ペレットの着色成分を除去する技術が開発されたため、「色付き発泡トレイ」の水平リサイクルが可能になりました。

1. 使用済み食品トレイの分別回収の方法

令和6(2024)年11月8日から12月15日まで、四日市市および亀山市内のスーパー8店舗に、3種類(白色発泡トレイ、色付き発泡トレイ、透明トレイ)の分別回収ボックスを設置しました。また、回収するトレイの質と量を向上させるため、回収するものと回収できないものの写真・イラストをそれぞれのボックスに掲示するとともに、回収に協力していただいた方にポイントの付与を行いました。









3種類の分別回収ボックスおよび回収するトレイの質と量を向上させる取組 (写真・イラストの掲示、ポイントの付与)

2. 回収量・組成の調査結果

モデル事業期間での総回収量は右の表のとおり 1,645kg で、前年度の同時期・同店舗の回収量より 6%増加(推計値)しました。また、各ボックスで目 的のトレイが概ね8割以上回収されており、モデル事 業期間後半の方が異物(目的のトレイ以外のもの)の 混入割合は減少しました。

3. アンケート調査の結果

回収に協力していただいた方にアンケート調査を 実施したところ、「3種類のトレイ分別について問題

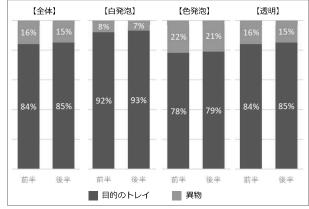
ない」「ポイントが貰えるため回収に協力し た」「食品トレイの回収が来店の後押しとな る」との回答がありました。

4. 考察・まとめ

本モデル事業で実施した回収するトレイ の周知啓発やポイントの付与は、高品質か つ効率的な回収の一助となる可能性が示さ

使用済み食品トレイ等の回収量(kg)

白発泡	色発泡	透明	異物	総回収量
476.7	446.6	529.7	192.1	1,645.1



異物の混入割合

- ・3種類のトレイ分別について ⇒ 88%が「問題ない」
- ·店頭回収に協力いただいた理由 ⇒ 1位(65%)「ポイントが貰えたから」 (複数回答可) 2位(63%)「家庭内のごみを減らしたい」 3位(52%)「リサイクルを意識している」
- ・食品トレイの回収が来店の後押しとなるか ⇒ 47%が「おおいになる」、



店頭回収の実施が販売促進効果を生む可能性が示唆された

アンケート調査の結果

れました。また、アンケート調査の結果より、スーパーでの回収の実施が来店契機となり、販売促進効 果を生むことも期待されました。

今後、使用済み食品トレイの水平リサイクルを進めるためには、消費者、スーパー、リサイクラーな どの関係主体の連携協力により、本モデル事業で実施した回収するトレイの周知啓発やポイントの付 与など、回収するトレイの質と量を向上させる取組を拡大していくことが重要と考えられます。

県では、産業廃棄物のプラスチック資源循環にも取り組んでいます。産業廃棄物税を 財源として、県内の排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制等に係る研究・ 技術開発や設備機器の設置に関する経費の一部を助成しています。



また、「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム(通称「みえプラ」)」では、 排出事業者が排出するプラスチックの種類・性状・量などの情報と、リサイクラーが行う 再生方法などの情報について、両者のマッチ

ングを行い、事業者によるマテリアルリサイ クルの促進を図っています。

る みえプ



コラム④

能登半島地震からの早期復興に向けて~災害廃棄物広域処理の支援~

令和6(2024)年1月1日、石川県能登地方で最大震度7の地震(令和6年能登半島地震)が発生し、建物に大きな被害が発生したほか、輪島市街地では火災、沿岸部では津波、山間部では土砂災害が発生しました。

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画(令和6年2月29日策定)では、被災家屋・建物の解体により約244万トンの災害廃棄物が発生すると推計されました。その量は石川県のごみ排出量の約7年分に相当し、石川県内だけでは処理しきれないため、全国から広域的な支援を受け、約2年間で全ての廃棄物を処理することとされました。被災家屋・建物の解体が進むにつれ、解体により生じる災害廃棄物は当初の推計を上回り、約400万トンまで増加しましたが、目標期間内での処理完了に向け、さらなる広域処理が進められています。

1. 三重県内市町等の取組

三重県内では、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、桑名広域清掃事業組合は令和6(2024)年9月5日から令和7(2025)年9月9日まで、亀山市は令和6(2024)年10月4日から令和7(2025)年9月2日まで、輪島市及び珠洲市の災害廃棄物(約834トン)を受け入れ、広域処理に係る支援を実施しました。また、14市町(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、多気町、南伊勢町、紀宝町)のべ51名が、令和6(2024)年2月19日から11月30日にかけて輪島市の被災家屋・建物の公費解体等に係る人的支援を実施しました。

令和7(2025)年6月25日、令和6年能登 半島地震に際し、被災地域において災害廃棄物の 処理等の支援活動を行った自治体(県内では14 市町および1組合)に対して、その功績をたたえ るため環境大臣から感謝状が贈呈されました。



写真 1 亀山市における災害廃棄物の受け入れ状況



写真 2 環境大臣から贈呈された亀山市の感謝状

2. 県の取組

県では、災害廃棄物処理の課題や対応策等を現場で学ぶことを目的として、令和6(2024)年7月17日から19日にかけて中能登町および輪島市等の被災地の現場視察を実施しました。公費解体現場、公費解体ごみおよび片付けごみの仮置場等の視察では、公費解体において解体廃棄物の分別に時間が要することなど、仮置場の選定、仮置場の搬入搬出の方法や搬出先の調整に係る課題を改めて実感しました。また、輪島市内の朝市通りの公費解体の状況や津波や隆起の影響を受けた沿岸域の状況を目の当たりにし、南海トラフ地震の発生が危惧されている本県としても、自分事として受け止め、しっかりと準備を行う必要があると感じました。

県では、令和6年能登半島地震支援活動で得られた気づき・課題を生かして、市町等の職員を対象に実効性の高い災害廃棄物処理に関する訓練を実施することにより、引き続き人材の育成を進めていきます。



写真 3 輪島市内の朝市通り周辺の公費解体の状況



写真 4 令和6年能登半島地震における輪島市第一仮置場

コラム⑤

PCB 廃棄物の適正処理に向けた取組

PCB (ポリ塩化ビフェニル) は人の健康および環境への有害性が確認されている物質であり、分解されにくく環境中に残留しやすい性質があります。日本では平成 13 (2001) 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB 特措法」)が制定され、PCB 廃棄物の処分期限が定められるとともに、PCB 廃棄物の処理施設が順次設置されました。

1. PCB 廃棄物に該当するおそれのある電気機器の例

平成初期までに製造された古い電気機器には、PCB に汚染された絶縁油を含むものがあります。 PCB 汚染の可能性がある電気機器は変圧器や高圧コンデンサーの他に、照明器具内の安定器、電気溶接機、分電盤等の装置に内蔵された低圧コンデンサーがあります。

これらの機器は絶縁油中の PCB 濃度に応じて、高濃度 PCB 廃棄物または低濃度 PCB 廃棄物として適正に処分する必要があります。



変圧器



低圧コンデンサー (分電盤に内蔵)



高圧コンデンサー



安定器

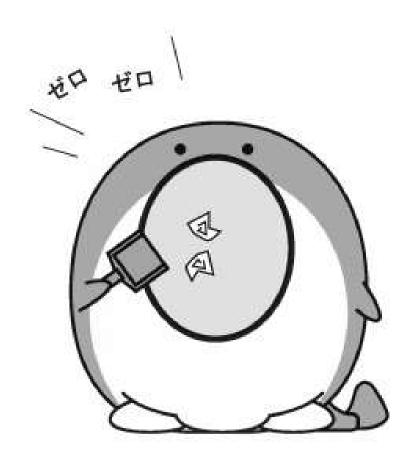
2. 低濃度 PCB 廃棄物の適正な処理に向けて

PCB 特措法で定められた低濃度 PCB 廃棄物(電気機器は絶縁油の PCB 濃度が 0.5 mg/kgを超え 5,000 mg/kg以下で該当)の処分期限は令和 9 (2027) 年 3 月 31 日であり、令和 6 (2024) 年 3 月末までに、県内 2,076 の保管事業場のうち 1,661 事業場 (80%) における処理が完了しました。

低濃度 PCB 廃棄物の処理期限が迫っていることから、令和6(2024)年度は新聞広告を活用し低 濃度 PCB 廃棄物の処理および調査に関する周知を行いました。また、過去の掘り起こし調査におい て自家用電気工作物を所有していたまたは現在も使用していると回答を行った事業者等に対して PCB を含む変圧器・コンデンサー、安定器などの把握処理の再度の徹底を文書にて周知しました。

令和7(2025)年4月1日から国(環境省)により、中小企業者等を対象とする低濃度 PCB 廃棄物の処理費用に対する助成制度が開始され、PCB 廃棄物の収集運搬・処分費用以外にも電気機器の絶縁油の分析費用や漏洩防止のため別の容器に移し替える等の対策費用の一部が助成されます。このことから、新聞広告、事業者に対する届出書の提出案内、立入検査等さまざまな機会を利用して保管事業者等に対して広く制度の周知を行います。また、これらの取り組みと合わせて、引き続き保管事業者への立入検査・指導を行い、県内の低濃度 P C B 廃棄物が処分期限内に確実かつ適正に処理されるように取り組んでいきます。

三重県ごみゼロキャラクター ゼロ吉



コラム⑥

三重県の不法投棄対策

1. 三重県における不法投棄の現状

令和6(2024)年度、県内で発見された産業廃棄物の不法投棄事案は35件でした。中でも建設系廃棄物の不法投棄事案が目立ち、直近5年間では、発生件数で約65%、投棄量で約85%となっています。こうした不法投棄は、法律で固く禁じられていますが後を絶ちません。

新たに確認された不法投棄事案の推移

(単位:件、(数量トン))

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
確認事案数	40 (792)	34 (988)	53 (509)	40 (676)	35 (79)	202 (3,044)
うち建設系廃棄物等	28 (780)	24 (971)	34 (339)	19 (420)	27 (73)	132 (2,583)

2. 三重県の不法投棄対策

不法投棄は、その規模が大きくなるにつれ是正が困難となることから、早期に発見して是正させることが重要です。また、不法投棄の大半を占める建設系廃棄物への対策として、建設系廃棄物の排出事業者や解体工事業者に対し、重点的な指導・啓発を実施し、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

県における不法投棄の未然防止・早期発見に係る取組について、その一部をご紹介します。

(1) 県警察との合同による広報啓発活動

県では、街頭において、広く県民の皆さんに不法投棄の未然防止を訴えるとともに不法投棄に関する情報の提供を呼びかける啓発活動を実施しています。令和6(2024)年度は、警察署と合同でショッピングセンター等9か所において、来店客に対し、不法投棄等を発見した際の通報先を記したチラシや啓発物品を配布し、不法投棄の未然防止を呼びかけました。最も



効果がある不法投棄の未然防止は、県民の皆さんと協力・連携して監視の目を光らせることです。また、県民の皆さんが不法投棄について早期に通報いただくことで、規模が大きくなる前に是正させることができます。不法投棄を見つけたら、次ページの通報先まで情報をお寄せください。皆さんのご協力をお願いします。



(2)建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が発生する解体工事には、廃棄物処理法のほか建設業法、大気汚染防止法等、多くの 法令による規制があります。そこで、解体工事に関係するルール(各種法令の規定)を分かりやすく 解説した「法令周知マンガ」を作成し、研修会等を通じて解体工事業者等に配布するなど、法令遵守 の徹底を図る取組を進めています。

また、令和6(2024)年度から「法令周知マンガ」の啓発動画をWEB配信し、解体工事に関係する各種法令の一層の周知を図っています。





第3章 自然共生社会の構築

























第1節 環境基本計画の施策目標

- ・県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性 に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や 災害等に対するレジリエンス(強靭性)の向上が図られた社会を実現

第2節 令和6年度の取組概要と成果等

1 生物多様性の保全および生態系サービ スの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1) みえ生物多様性推進プラン

令和6(2024)年3月に策定した第4期「みえ生物多様性推進プラン」の取組方針に沿って、県民の皆さんに多様な生物の恩恵やその重要性を理解していただくため、環境学習会における講演や、自然観察会等での情報提供を通じて、生物多様性について、気軽に学べる場づくりに取り組んでいます。

また、さまざまな主体の協創による生物多様 性保全を図るため、県が活動団体と活動を支援 する企業、市町等をマッチングし、各々が連携し て社会全体で本県の自然を支え合う「みえ生物 多様性パートナーシップ協定」の取組を進めま した。

(2) 自然環境保全地域の指定

優れた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、これまでに藤原河内谷地域等 5 地域を自然環境保全地域に指定しました(表 2-3-1)。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導

員により、自然環境地域や希少野生動植物主要 生息生育地等において、自然環境の保全に関す る情報収集を行うとともに、貴重な植物等の採 取、鳥獣の殺傷・捕獲、その他自然資源の乱掘を 行わないよう、地域住民に対して指導・助言を行 いました。

表 2-3-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
① すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域	
(これと一体となって自然環境を形成してい	10ha以上
る土地の区域を含む。)	
② 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現	
象が生じている区域(これと一体となって自	2ha以上
然環境を形成している土地の区域を含む。)	
③ その区域内に生存する動植物を含む自然環境	
がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・	1ha以上
湿原・河川の区域	
④ 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・	
渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を	
有する人工林が相当部分を占める森林で、そ	1ha以上
の区域の自然環境が①~③に相当する程度を	
維持している区域	

(3) 開発行為の届出制度

三重県自然環境保全条例に基づき、一定規模の自然地が含まれた開発行為を行おうとする事業者に対して、希少野生動植物の保護や地域特性に配慮した緑化を求めることにより、自然環境損壊の抑制を図りました。

(4) 開発行為等の指導

宅地開発については、都市計画法および三重 県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、 都市の健全な発展に資するため、秩序ある整備 と乱開発の防止に努め、宅地開発の環境の適正 化を図るよう指導しました。

(5) 鳥獣の保護・管理

我が国に生息する野生の哺乳類(一部を除く)、鳥類については、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は46種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。

また、令和4(2022)年3月に「第13次鳥 獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区等を 計画的に設定するとともに、被害防止の捕獲許 可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管 理を図りました(表2-3-2、表2-3-3)。

表 2-3-2 鳥獣保護区等の設定状況(県設定) (令和7(2025)年3月末現在)

区分	鳥獣 保護区	特別 保護地区	休猟区	特定猟具 使用禁止区域	指定猟法 禁止区域
箇所数(箇所)	83	7	0	116	9
面積(ha)	44,871	613	0	67,521	25,764

表 2-3-3 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、 特定猟具使用禁止区域の設定および管理
ポスター募集	小・中学生、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師の登録および傷病鳥獣の救護

(6) 天然記念物指定による動植物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定し、保護を行っています。

天然記念物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう随時、事業者に対して必要な助言・指導をしました。

また、天然記念物の保全活動等に対して補助 事業を9件実施し、地域住民の自主的な保全活 動の活性化、地域の財産としての活用を図る取 組を促しました。

(7) 希少な動植物の保護

希少野生動植物種の生育調査や保全活動を 13 種に対して実施しました。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全 (里地里山保全活動計画の認定制度)

地域の住民団体等による里地里山における自 然環境保全活動を促進するため、三重県自然環 境保全条例において、里地里山保全活動計画の 認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報 提供を行っています。

令和6 (2024) 年度末現在で 43 団体の活動 を認定しています。

1-3 生物多様性への負荷の抑制 (移入種による影響対策の推進)

三重県自然環境保全条例に基づき、生物多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を 及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等す ることを規制し、その普及啓発を行いました。

また、県民に対し、動物の終生飼養や遺棄防止の普及啓発を行いました。

1-4 生物多様性保全の基盤整備

(1) 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、近年、改良が完了したところ以外は、昭和 28 (1953) 年の台風 13 号および昭和 34 (1959) 年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後 50 年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られるこ

とから、安全性の確保・向上とともに、環境面に も配慮した整備を図る必要があります。

また、熊野灘沿岸における熊野市以南の約20kmに及ぶ海岸線は、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進 するとともに、生態系に配慮しつつ人びとが安 心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る 必要があります。

(2)砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生のおそれがある箇所です。一方で、貴重な動植物が存在するなど豊かな自然環境を有している地域が多く、これらは人びとの憩いの場となっています。このため、砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然環境を残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています(表 2-3-4、表 2-3-5)。

表 2-3-4 砂防事業実施箇所 (令和 6 (2024) 年度)

内 容	実施箇所
通常砂防	小滝川(いなべ市) ほか 58渓流

表 2-3-5 砂防事業の主な工法における環境配慮の 内容

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	・上流から下流にかけて河川の連続性が分断されないため魚類、動物等が容易に移動できる経路を確保・谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
渓流保全工	・ 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生・ 自然石を利用し魚道を意識した床固工

(3) 海岸等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や 景観に配慮した人工リーフ設置、養浜等により、 海浜の利用を増進するための親水空間の創出を 進めました。

(4)海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ設置、養浜等を実施しました(表 2-3-6)。

表 2-3-6 海岸環境の整備状況

(令和6(2024)年度)

海岸名等	事業内容		
宇治山田港海岸(伊勢市)	堤防、養浜		
井田地区海岸(紀宝町)	人工リーフ、養浜		

(5)河川環境

本県の河川は、令和7(2025)年3月末現在、一級河川と二級河川をあわせて、554河川、総延長にして2,540km あり、地理的に3つのゾーンに分類することができます(表2-3-7)。

- ・環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴 鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地 部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れ となって伊勢湾に注いでいます。
- ・伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布 引山地から流下し、全て木津川、淀川を経て大 阪湾に注いでいます。
- ・熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水 系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、 熊野灘に注いでいます。

表 2-3-7 三重県の河川

(令和7(2025)年3月末現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長 (km)
		木曽川	27	89
		鈴鹿川	46	246
	 一級河川	雲出川	40	257
環伊勢湾	19879711	櫛田川	68	238
なげっから		宮川	55	305
		小計	236	1,135
	二級河川	24水系	98	503
	計	29水系	334	1,638
伊賀内陸	一級河川	淀川	96	450
	一級河川	新宮川	30	167
熊野灘	二級河川	49水系	94	286
	計	50水系	124	453
	一級河川	7水系	362	1,751
合計	二級河川	73水系	192	789
	計	80水系	554	2,540

(6) 自然環境に配慮した川づくりと親水空間の 形成

① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成 治水、利水の機能だけでなく、潤いとふれあい のある水辺空間を創出する施設整備を推進して います。

② 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人びとが安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

(7)河川・渓流・湖沼の保全・再生

・河川改修の実施における配慮

近年の良好な環境を求めるニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境の積極的な保全または回復をめざし、自然環境に配慮した川づくりを行っています。

令和6(2024)年度には、一級河川大内山川 等において、魚巣ブロックを用いた護岸整備を 行い、水生生物の生息環境の確保に努めました。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等の管理・保護

県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、自然公園法および三重県立自然公園条例に基づき、自然公園が指定されています。

令和7(2025)年3月末現在、県内には国立公園2か所、国定公園2か所、県立自然公園5か所があり、その面積は208,477haで県土の約36.1%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画および利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計

画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員等による公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導等を行いました。

加えて、自然公園法、三重県立自然公園条例、 三重県自然環境保全条例に基づき、国定公園、三 重県立自然公園、三重県自然環境保全地域で行 われる行為に対して許可申請や届出を受理し審 査しました。

伊勢志摩国立公園では、「一般財団法人伊勢志 摩国立公園協会」が開催する、同国立公園の保全 や利用に継続的に取り組まれている方を表彰す る「石原円吉賞」表彰式と合わせて、「式年遷宮 とともに永遠に続く伊勢神宮の森林管理」をテ ーマとした講演会や、地域の資源を活用したク ラフト体験等、国立公園指定の記念イベントを 実施しました。

(2)「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県 民が自ら体験することができる多様で豊かな森 林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽し むことのできる「三重県民の森」と「三重県上野 森林公園」を設置しています。

これらの森林公園については、平成 20(2008) 年度から指定管理者制度を導入し、利用者のニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで発信するなど民間の優れたノウハウを取り入れた結果、利用者数の増大を図ることができました。

なお、令和6(2024)年度の来園数は、「三重 県民の森」が164千人余り、「三重県上野森林公 園」が121千人余りでした。

(3) 自然公園等利用施設の整備

① 自然公園施設の維持管理

自然公園等の適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道等の施設整備を行っています。これらの施設について、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行いました。また、老朽化した施

設や破損したものについては、必要に応じて補 修、修繕を行いました。

表 2-3-8 自然公園事業(令和6(2024)年度)

公	遠	名	施	行	地	種	別	事業内容
			近畿自然	然步道(南·	伊勢町)	交付金		転落防止柵改修
伊勢志厚	摩国立	乙公園	近畿自然	近畿自然歩道(南伊勢町)		交付金		四阿改修
			近畿自然歩道(鳥羽市)			交付金		標識改修
吉野熊	予国式	江公園	大杉谷線道路(歩道)(大台町)			交付金		吊橋調査・測量設計
公庫	司宁小		東海自然	然歩道(氰	亀山市)	補且	力金	歩道復旧
业りたら日	鈴鹿国定公園		東海自然歩道 (菰野町)			交付	金	橋梁撤去等
室生赤目青山国定公園		青山高原	京園地(信	尹賀市)	交付	金	休憩所解体	
X	区域外		近畿自然	然歩道(糺	記北町)	交付	金	落石防止網改修等
			近畿自然	然歩道(征	卸浜町)	交付	金	階段改修

② 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長は1,734kmとなっています。

県内の延長は約197kmで、6市1町にまたがり、年間約322千人(令和5(2023)年度)が利用しています(表2-3-9)。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しました(表2-3-8)。

表 2-3-9 東海道自然歩道市町別一覧表(延長:km)

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

③ 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9(1997)~13(2001) 年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然 歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ 市を結び、関係府県は2府7県、路線延長は 3,292km となっています。

県内の総延長は391kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通り、年間559千人(令和5(2023)年度)が利用しました。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、本県の長距離自然歩道網を形成しており、維持管理はそれぞれの市町に委託して実施しました。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進

(1) エコツーリズム

県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を 生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を 促進しています。

令和6(2024)年度には、美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用している事業者等で組織されている、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」と連携し、ツアーガイド研修を行いました。

(2) グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市等で生活する 人びとが、自然豊かな農山漁村において、その地 域の農林漁業を体験したり、自然や文化にふれ る中で田舎暮らしや地域の人びととの交流を楽 しむ余暇活動の一つです。

中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの取組推進により、都市住民との交流による販路の拡大や就労の場の拡大、新たなビジネス創出など、地域住民の参画による地域活性化への期待が大きくなっています。

令和6(2024)年度には、安全管理講習による実践組織のレベルアップなどを図ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のススメ」の配布やWEBサイト、メールマガジン等により県内外に広く発信するとともに、農林漁業体験民宿の開業など受入体制の整備なども支援しました。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上

(1) 緑地整備の促進

① 緑化の推進

県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化を推進しています。三重緑化基金やご寄附いただいた緑の募金により、学校や地域の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めました。

② 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています。

なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県 広域緑地計画」については、平成 23 (2011) 年 に改定しています。

表 2-3-10 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市 町村数	策定市町村
平成15年度以前	5	伊勢市、亀山市、旧松阪市、旧嬉野町、旧上野市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	0	
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	
平成28年度	0	
平成29年度	1	津市
平成30年度	0	
令和元年度	0	
令和2年度	0	
令和3年度	4	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
令和4年度	0	
令和5年度	0	
令和6年度	0	

注)緑の基本計画は都市計画区域に係る市町村において策定で きる計画です。

(2)都市公園

令和 5 (2023) 年度末における都市公園の整備状況は、2,927 か所、約 1,768ha です(図 2-3-1)。都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園面積は、約 11.1m²です。

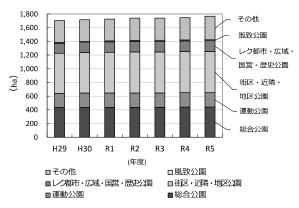


図 2-3-1 都市公園面積推移

・都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

令和5 (2023) 年度末で、本県の都市計画区 域内人口 1 人あたりの都市公園面積は、約 11.1m²です。県営都市公園は、北勢中央公園、 亀山サンシャインパーク、ダイセーフォレスト パーク(鈴鹿青少年の森)、県庁前公園、大仏山 公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園の 7 つの公 園があります。

令和6(2024)年度には、北勢中央公園で園路整備等、亀山サンシャインパークやダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)では外灯改修等、大仏山公園や熊野灘臨海公園ではトイレ改修等、五十鈴公園では水路清掃等を行うとともに、JA三重ビルの建て替えと一体的に県庁前公園の全面リニューアルを進めています。市町においては、津市の香良洲高台防災公園等で整備が行われました。

表 2-3-11 県営公園の整備状況 (令和 6 (2024) 年度)

県営公園名	計画面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	園路整備等
亀山サンシャインパーク	13.4	外灯改修等
ダイセーフォレストパーク (鈴鹿青少年の森)	51.3	外灯改修等
県庁前公園	0.6	全面リニューアル
大仏山公園	37.2	トイレ改修等
五十鈴公園	18.5	水路清掃等
熊野灘臨海公園	555.6	トイレ改修等

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、県内を表 2-3-12 のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した 10 年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

また、計画を適正に推進するため、伐採および 伐採後の造林の届出制度等の確実な実行、市町 村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、 森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を 促進しました。

表 2-3-12 森林計画区

森林計画区名	計画対象区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ 市、東員町、菰野町、朝日町
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(2)森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進

森林の持つ公益的機能に対する期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、森林を公共財としてとらえ、針広混交林化を進めるなど、多様な森林づくりを推進していく必要があります。

平成 13 (2001) 年度から始まった「森林環境 創造事業」により、針広混交林の造成を図る環境 林づくりを県内全域で進め、令和 6 (2024) 年 度は 212ha の森林整備等を実施しました。

(3) 森林教育の振興

「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組として、みえ森林教育ステーションを令和6(2024)年度は11か所認定し、累計で40か所認定したほか、森林教育をテーマにした幼稚園・保育園へのアドバイザーの派遣、森林教育指導者や学校関係者等が森林教育を企画・運営していくための参考となるよう、「みえ森林教育プログラム」を作成しました。また、子どもや学生、企業向けに森林教育に関する講座を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じた、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動に係る相談対応と指導者の育成に取り組みました。

(4)持続可能な森林整備の推進

戦後、荒廃した森林の復旧と増大する木材需要に対応するため、スギやヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万haに及ぶ人工林が造成されました。これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく、森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業の採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況の中、人工林のうち公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う 15万 ha の森林を生産林と位置づけ、「造林補助事業」等により 61ha の植栽や 2,179ha を間伐するとともに、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林を環境林とし、「森林環境創造事業」をはじめとする事業において計1,179ha の間伐を実施し、多様な森林づくりを進めました。

(5) 森林の適正な管理の推進

昭和 49 (1974) 年の林地開発許可制度創設以降に許可した林地開発の総件数と総面積は、642件、7,904ha(令和6(2024)年度末)に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています(表 2-3-13)。

このように森林の開発が進む中で、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めました。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池等の防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しました。

表 2-3-13 林地開発許可の状況 (令和 6 (2024)年度)

開発目的	件数	面積(ha)
工場・事業場用地	2	5
宅地造成	_	_
ゴルフ場	_	_
レジャー施設用地	1	2
土石採取	1	2
その他	1	4
計	5	13

注) 昭和49年から令和6年度末までの林地開発許可の実績 は別途資料編を参照してください。

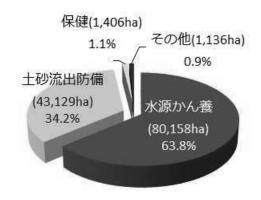
(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保 全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多 雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を 有する本県では、大変重要な役割を果たしてい ます(表 2-3-14)。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の34%にあたる125,829haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています(図 2-3-2)。

表 2-3-14 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林



(7) 林業担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会に加え、林業に関心のある方等を対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップを実施しました。また、三重の林業をPRするための首都圏等での就業ガイダンスやセミナーを実施したほか、みえ森林・林業アカデミーにおいて、既就業者を対象とした基本コース、市町職員を対象とした講座、専門的・実践的な知識・技術向上を集中的に行う選択講座等を実施しました。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化 や雇用環境の改善をめざした改善計画の認定 (表 2-3-15)、安全衛生指導員の養成や林業現場 の安全巡回指導、特殊健康診断の支援など雇用 環境の整備を進めました。

図 2-3-2 保安林の状況 (令和6 (2024) 年度末)

表 2-3-15 三重県認定林業事業体数(令和7(2025)年3月末現在)

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業体数	50	51	54	51	49	48	47	46	46	47	47	48	49	49	50	50	49

表 2-3-16 新規林業就業者数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	37	31	36	28	34	22

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林資源の循環利用」につながることから、県産材を積極的かつ計画的に使用していくことを宣言した事業者を「木づかい宣言」事業者として登録することとしており、令和6(2024)年度は新たに14事業者が登録され、総登録事業者数は57事業者となっています。

県と事業者が連携して木づかいの取組を発信することにより、本県全体に木づかいの運動を広め、木材の利用推進に取り組んでいます。

3-2 農地環境の保全

(1)環境保全型農業の推進

令和6(2024)年3月に策定した「三重県国際水準 GAP 推進方針 2030」に基づき、生産現場において適切な生産管理や農薬等の農業資材の適正使用を通じて、安全安心な農産物の生産、持続的な農業につなげる取組(GAP の取組)を推進しています。このため、GAP 推進指導員の育成に継続的に取り組み、指導活動を通じてGAP を実践する農業経営体の拡大を図っています。そのうち、国際水準の GAP の認証取得件数は53件(令和7(2025)年3月末現在)となっています。

また、化学肥料・農薬の低減に加え、地球温暖 化防止や生物多様性保全に資する農業生産は、 30 団体において約 383ha(令和7 (2025)年 3 月末現在)で取り組まれています。

さらに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に基づく生産者・団体の登録は、令和7(2025)年3月末現在で1,248件となっています(表2-3-17)。

表 2-3-17 環境保全型農業の推進対策の実施状況 (令和6 (2024) 年度)

区分	実施主体	内容
		○ 農産物の国際水準GAPの認証件数 53件
		環境保全型農業直接支援対策の推進 実施面積 約383ha
環境保全型 農業の推移	三重県	人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 1,248件
指導・啓発		農薬安全使用研修会開催(農薬管理 指導士育成 6回)
技術支援	三重県	○ 病害虫発生予察情報提供(ホーム ページ)

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村において、高齢化・後継者不足が進み、農業生産活動や農地の維持・管理に影響が生じていることから、農業の担い手の確保・育成が必要となっています。

このため、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者数は2,097経営体(令和7(2025)年3月末現在)で、認定農業者等への農地集積面積は26,591ha(令和7(2025)年3月末現在)となっています。

令和6(2024)年度には、経営規模の拡大等に取り組むための機械等の導入を支援するとともに、集落営農の組織化・法人化や農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積等の推進を通じて、認定農業者等地域農業の担い手となる農業経営体の育成に取り組みました。

(3) 荒廃農地の発生抑制

近年、農業就業者の高齢化の進行や労働力不足、農産物販売の低迷等により、荒廃農地が増加する傾向が見られます。このような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断など周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。荒廃農地の発生抑制について周知するとともに、利用状況・意向調査に取り組みました。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法に基づき、適切に堆肥化処理された後、有機質肥料や 土壌改良材として、耕種農家等との連携により、 適正量が農地還元されるよう推進しています。

また、尿や汚水等について農地還元が困難な場合には、適切な浄化処理を行った上で放流するなど指導しています。

(5) 農地保全活動の推進

農村地域において、多面的機能支払や中山間 地域等直接支払等を活用した多様な保全活動を 促進し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図 っています。

(6) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーション や自家用野菜の生産などを目的として、小面積 の農地を利用して野菜や花を育てるための農園 です。

県内における市民農園の開設状況は令和7 (2025) 年3月末現在、61か所が開設されています(表 2-3-18)。

表 2-3-18 地区別市民農園開設の状況 (令和7 (2025) 年 3 月末現在)

	北勢 地区	中勢地区	南勢 地区	紀州 地区	伊賀 地区	計
市民農園整備促進法	2	4	3	1	2	12
特定農地貸付法	29	12	1	3	4	49

3-3 沿岸海域環境の保全

(1)砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、約 20km にわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んでいます。悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成 9 (1997)年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成 16 (2004)年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。このため、海岸整備事業により人工リーフ等を整備し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

(2) 渓流の整備・創出による野生生物生息地の 確保

渓流等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、「渓流環境整備計画」を平成14(2002)年度末に策定しました。事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

(3)漁場の保全・改善

① 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾等の内湾域では、海域の貧酸素化、有害赤潮の発生などにより、天然、養殖水産物への悪影響が懸念されています。

このため、令和6(2024)年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。

また、漁業者を中心とするさまざまな主体が 参画した活動組織(海面 24 組織、内水面 5 組織)による、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ 類等の食害生物の除去、河川流域の清掃等の環境保全活動を支援しました。

② 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊が毎年発生しています(図 2-3-3)。

ア 赤潮の発生状況

令和6(2024)年の赤潮発生件数は、前年より1件少なく6件でした。また、赤潮による漁業被害はありませんでした。

・伊勢湾海域

赤潮の発生件数は 0 件、発生延べ日数は 0 日で、いずれも平成 17 (2005) 年以降の平均値 (4件、20日) を下回りました。

・志摩度会海域

赤潮発生件数は5件で、平成17(2005)年以降の平均値(9件)を下回りました。発生延べ日数は171日で、平成17(2005)年以降の平均値(69日)を上回りました。

· 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は1件で、平成17(2005)年以降の平均値(3件)を下回りました。発生延べ日数は5日で、平成17(2005)年以降の平均値(12日)を下回りました。

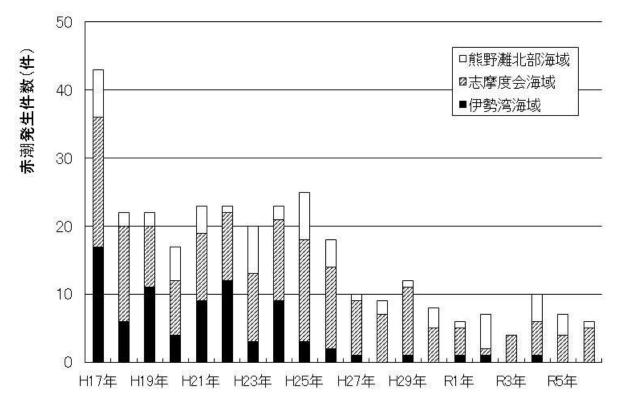


図 2-3-3 赤潮発生件数の推移

イ 油濁による漁業被害の発生状況

令和6(2024)年度においては、油漏れなど 油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、令和6(2024)年度も前年度に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(4) 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物など多様な生物の生息の場として大きな役割を果たしているほか、栄養塩類を吸収するなどの水質浄化機能によって、海の浄化にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県においても減少しているため、藻場・干潟の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水の流入等により、漁場環境が悪化し効用が低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、令和6(2024)年度は、安乗区など6工区において藻場の造成、伊勢湾四期工区(松阪市)において干潟の造成に取り組みました(表2-3-19)。

表 2-3-19 藻場・干潟造成の実施状況 (令和 6 (2024)年度)

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
海女漁業等環境基 盤整備事業	藻場の造成	三重県	安乗など6工区
伊勢湾アサリ漁業 環境基盤整備事業	干潟の造成	三重県	伊勢湾四期 (松阪市)

3-4 水循環・浄化機能の確保

(1) 雨水貯留・浸透機能の維持向上

① 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれて います。

良質な水資源を安定的に確保するためには、 下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十 分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保た なければなりません。

このため、森林の健全化を目的とした間伐を 計画的に実施するとともに、効率的な森林整備 に資する林道事業や荒廃山地の復旧等を行う治 山事業を実施しています。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林 GIS (地理情報システ

ム)を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分(ゾーニング)しています。

② 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの管理を行っています。

③ ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、 選択取水設備を設置し、平成18(2006)年4月 から運用を開始しています。 (2)流域別の総合的な河川水質保全対策の推進(宮川に望ましい河川流量の回復と対策)

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成 18 (2006) 年度以降、宮川ダムから毎秒 0.5m³の放流を実施しています。

また、平成 26 (2014) 年度以降、4月から9月までの期間において、栗生頭首工直下の流量が毎秒 3.0m³を下回る場合に、宮川ダムから年間1,000万 m³を上限に不足流量分を放流し、栗生頭首工直下で毎秒3.0m³の放流を確保する流量回復の取組を実施しています。直近では、令和5年(2023)年度に、約88万 m³の流量回復放流を実施しました。

1 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1)みえ生物多様性推進プラン

「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」に基づき、生物多様性の重要性に関する普及・啓発に取り組むとともに、県民や NPO、事業者等、さまざまな主体の連携により里地・里山等の保全活動の取組を促進します。

(2) 三重県自然環境保全地域の指定

優れた天然林や植物の自生地、野生動植物の 生息地などのうち、特に自然環境を保全するこ とが必要な地域について、自然環境保全地域現 況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定 の検討を進めます。

(3) 三重県自然環境保全地域の管理

三重県自然環境保全指導員等による巡回監視 を行うとともに、標識を設置するなどの自然環 境保全地域の適切な保全管理を行います。

(4) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然 に関するさまざまな情報をホームページに掲載 し、県民との情報の共有を進めます。

(5)開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1 ha を超える規模の自然地(樹林地、農地、湿地、湖沼等)が含まれる開発行為(宅地造成、土砂採取、土地開墾、発電施設の設置等)について、知事への届出を義務づけています。届出にあたっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

(6) 鳥獣保護管理事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、「第 13 次鳥 獣保護管理事業計画」(令和 4 (2022) から令和 8 (2026) 年度まで)に基づき、鳥獣保護区、特 定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとと もに、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区等の巡 視、狩猟の指導等を行います(表 2-3-20)。

表 2-3-20 令和 7 (2025) 年度鳥獣保護区等の指 定計画

	区分	鳥獣 保護区	特別 保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁 止)
	箇所数	3	0	1	3	1
ĺ	面積(ha)	436	0	_	2,543	-
	その他	期間更新	-	_	再指定	_

(7)「三重県レッドリスト 2024」を活用した希 少野牛動植物種の保全

「三重県レッドリスト 2024」に掲載している 生物多様性の保全上重要な地域における希少野 生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進 めます(表 2-3-21)。

また、令和7(2025)年度にレッドデータブック 2025 を刊行します。

表 2-3-21 「三重県レッドリスト 2024」掲載種数

分 類	群	絶 滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動	物	4	305	183	88
昆虫	類	21	337	113	64
植	物	66	686	144	25
菌	類	0	44	10	15
合	計	91	1,372	450	192

(8) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、必要に応じて三重県自然環境保全条例に 基づく希少野生動植物監視地区の指定を検討し ます。

(9) 三重県指定希少野生動植物種の指定・保護県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種のうち、特に保護する必要があると認められる種について、必要に応じて三重県指定希少野生動植物種として指定することを検討します(表 2-3-22)。

表 2-3-22 三重県指定希少野生動植物(32 種)

分	類	種名(和名)
哺乳	類	ツキノワグマ
鳥	類	カンムリウミスズメ、カラスバト、 ウチヤマセンニュウ、サシバ、 シロチドリ
魚	類	カワバタモロコ、ウシモツゴ、ネコギギ
昆	虫	カワラハンミョウ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ
甲殼	類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝	類	カナマルマイマイ
植	物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ、ヒメムカゴシダ、シデコブシ、フジワラサイコ、ヒキノカサ、アゼオトギリ、ヒメキカシグサ、マイヅルテンナンショウ、ミズギク

(10) 天然記念物の指定・保護

① 天然記念物の現状把握

天然記念物の適切な保存と活用を図るため、 調査等を実施し、現状の把握に努めます。

② 特別天然記念物力モシカの生息状況調査の 実施

鈴鹿山地および紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

③ 天然記念物による食害防止対策

カモシカ保護とカモシカによる食害を防止するため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置する事業を支援します。

④ 天然記念物再生

ネコギギ生息確認河川およびその周辺河川に おいて、ネコギギ保護増殖個体を放流すること で野生個体群の復元・補強に向けた事業を支援 します。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し 認定を行い、自発的な自然環境保全活動が促進 されるような普及啓発を行います。

1-3 生物多様性への負荷の抑制 (移入種対策の推進)

三重県自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁

止」の定着を図るため、外来種の啓発ポスターや 啓発チラシを作成・配布し、被害予防3原則(入 れない・捨てない・拡げない)について、広く県 民へ普及啓発を進めます(表2-3-23)。

表 2-3-23 移入種による影響の事例

移 入 種 名	影響事例
アライグマ(哺乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
ヌートリア(哺乳類)	土壌環境等の撹乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ(爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
オオキンケイギク(植物)	在来種との競合・駆逐
アレチウリ(植物)	在来種との競合・駆逐

1-4 生物多様性保全の基盤整備

(1)砂防事業における自然環境保全への配慮「渓流環境整備計画」に沿った事業の詳細計画を作成し、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

(2)海岸における親水空間の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した人工リーフの設置、養浜等を整備します(表 2-3-24)。

表 2-3-24 海岸環境の整備(令和7(2025)年度)

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸(伊勢市)	堤防、養浜
井田地区海岸(紀宝町)	人工リーフ、養浜

(3)河川における親水空間の整備

- ① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成 ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対 する支援を行います。また、周辺景観や地域整備 と一体となった河川改修を行います。
- ② 街のシンボルとしての川づくり 市町の行う街づくりと一体的な、街のシンボルとなる川づくりを進めていきます。

(4)河川・渓流・湖沼の保全・再生

令和6(2024)年度に引き続き、令和7(2025)年度は一級河川大内山川等で自然環境に配慮した川づくりを推進します。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増やすため、自然公園利用施設や自然歩道等の整備を計画的に進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。また、県内の自然公園における生態系の維持・回復を実現するため、令和7(2025)年度も引き続き、関係機関と協力し、外来種の駆除や植生回復活動などの取組を進めます。

(3) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、指定管理者と連携して自然体験イベントを行うなど、県民の利用を促進します。

(4) 森林とのふれあいの促進

森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、 名所、旧跡や趣のある景色を構成している森林 等を必要に応じ保健・風致保安林として指定し、 適正な管理を進めます。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進 (都市と農山漁村の交流の推進)

農林漁業体験などに取り組む人材の育成や活動団体の連携強化、関連企業と連携した情報発信に取り組むとともに、三重の里の魅力を、冊子「三重の里いなか旅のススメ」やホームページ、メールマガジン等で情報発信し、都市と農山漁村の交流を促進します。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上 (地域特性に配慮した緑化の促進)

(1)緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携し、県民参加の植樹祭をはじめ緑のイベントの開催や森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

(2)緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春期緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林計画制度の円滑な執行のため、樹立した 地域森林計画に基づく森林所有者等への周知・ 指導を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な運用と伐 採および伐採後の造林の届出制度等の確実な実 行を支援するとともに、森林所有者が樹立する 森林経営計画の策定を支援します。

(2)森林の持つ公益的機能を高める多様な森林 づくり(環境林整備)の推進

水源かん養や山地災害防止など、森林の持つ 公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉 樹と広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的 に行う「森林環境創造事業」等により環境林整備 を進めます。

(3) 森林教育の振興

「みえ森と緑の県民税」を活用し、みえ森林教育ビジョンの実現に向け、各種講座の開催等に取り組むとともに、県と市町が連携して森林教育を進めます。地域で行う森林教育や森づくり活動の促進を図るため、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点とし、市町や学校、森林教育の指導者等からの相談に随時対応するなど、活動のコーディネートや森林教育、森づくり活動に関する情報収集と発信、普及啓発を行います。

(4) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業等を適切に実施することにより、木材生産機能を最大限発揮する森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

(5) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能の発揮が必要な森林を保安 林として指定し、公的な管理を進めるとともに、 林地開発許可制度の適正な運用により、森林の 適正な管理を行います。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(7) 林業の担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会に加え、林業に関心のある方等を対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップを実施します。また、三重県を PR するための首都圏等での就業ガイダンスやセミナーを実施します。

また、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図り、新たな視点や多様な経営感覚を持った次代を担う林業人材の育成に努めます。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化 や雇用環境・労働環境の改善をめざした改善計 画の認定を進めます。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林資源の循環利用」につながることから、令和3(2021)年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、建築物をはじめ、日常生活や事業活動など幅広い分野において、県産材をはじめとする木材のさらなる利用推進を図ります。また、市町に対しても各市町の木材利用方針に基づいた木材利用の推進を働きかけます。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者や企業等の参入促進、経営体の育成等を支援する「公益財団法人三重県農林水産支援センター」を核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、平成 26 (2014) 年度から実施している 農地中間管理事業を活用して、担い手への農地 集積を推進します。

(2)農村地域における農地の適正管理

多面的機能支払や中山間地域等直接支払など を活用し、農用地等の保全管理の取組を推進し ます。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1)海浜の維持と保全

人工リーフ等により砂浜の流出防止を図ると ともに、養浜による海浜の保全・再生を図りま す。

(2) 漁場保全対策の推進

漁場環境等の保全・改善を図るため、漁業者を中心としたさまざまな主体が参画する活動組織が行う海底の耕転、海藻の種苗投入、ウ二類等の食害生物の除去、内水面域における河川流域の清掃等の環境保全活動を支援します。

(3)養殖漁場の適正使用

持続的養殖生産確保法に基づき、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画により、養殖業者自らが実践する養殖漁場環境の維持・改善活動を推進します。

(4) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟の造成に取り組みます。

(5) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、養浜 による砂浜の回復に取り組みます。

3-4 水循環・浄化機能の確保

(1)生物指標を用いた水質判定の普及・啓発 身近な河川の観察を行うことで、水質保全に 係る意識向上や保全対策が進められるよう、水 生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取 り組みます。

(2) ダム事業における河川環境の維持

平常時は水を貯めず、環境への影響が小さい 流水型ダム(鳥羽河内ダム)を設置します。

(3) 宮川の流量回復取組

令和3(2021)年4月に策定したかんがい放流と流量回復放流の同時放流の試行運用ルールの検証を通じて、「栗生頭首工直下毎秒3.0m³」の年間を通した安定的な確保に取り組みます。

コラム⑦

海洋環境の変化に対応した養殖業の推進

黒潮大蛇行の影響による三重県沿岸域の高水温化など、海洋環境の変化は本県の漁業にも影響を与えており、養殖水産物の生育不良やへい死の被害が発生しています。このような中、県では海洋環境の変化への対応として、遺伝子情報を活用した高水温に強い品種の開発・探索、へい死に強いマガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組んでいます。今回は、このような取組の中から、高水温の影響を回避できる魚類養殖の技術開発の取組をご紹介します。

県内の魚類養殖では、高水温化に伴う魚病被害の増加が問題となっています。県では、これらの問題を解決するため、令和 6 (2024) 年 12 月に、浮沈式いけす(写真 1) を用いて、水温が低く、波が穏やかな深い水深層で魚を養殖する「シン層飼育」 * の実証試験を開始しました。

実証海域の賀田湾(尾鷲市)の水深 15m は、通常養殖が行われる表層(水深 0~5m)と比べて、夏の水温が 5 ℃ほど低く、荒天時の波の影響が小さいという特徴があります。本実証試験では、浮沈式いけすに収容したマハタ稚魚 7 千尾(写真 2)を約 2 年半かけて出荷サイズまで飼育し、「シン層飼育」の効果を実証する計画です。

※「シン層飼育」は「新」しい養殖方法と「深」い水深をかけた県の造語です。

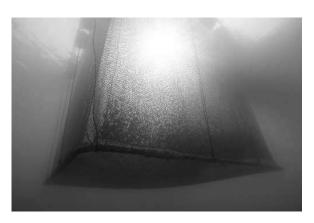


写真1 浮沈式いけす



写真 2 浮沈式いけすに収容したマハタ

コラム®

県行造林における森林由来 J-クレジット創出の取組

県では、森林の二酸化炭素吸収機能に経済的価値を生み出す、「J-クレジット制度」の活用促進に取り組んでいます。

1. J - クレジット制度とは

「J-クレジット制度」は、国内の多様な主体によるカーボンニュートラルの取組を推進していくための仕組みとして、平成 25 (2013) 年から開始されています。森林経営活動による二酸化炭素吸収量や太陽光発電施設の設置などによる二酸化炭素排出量の削減量を、決められた方法に従って定量化することで、取引可能な形態(クレジット)として国が認証する制度であり、森林の二酸化炭素吸収機能に新たな価値を生み出し、間伐・植栽・下刈り等の森林整備の促進や企業活動による森林の活用促進の可能性を広げる制度として期待が高まっています。

2. これまでの県の取組

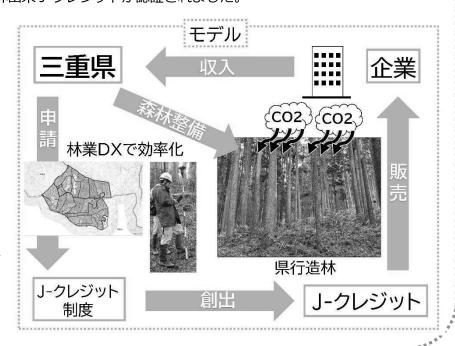
県においては、令和5(2023)年度からレーザ測量成果やスマート技術を活用した認証手続きの 簡素化のための支援を実施するとともに、県行造林において、モデル的にクレジットの創出に取り組 んでいます。

令和5(2023)年度には名張市の国津県行造林を対象に森林由来 J - クレジットの創出に取り組み、そこで得られた手続きの簡素化や申請方法などのノウハウについて、森林・林業関係者向けに紹介する研修会を開催しました。

令和6(2024)年度には、第三者機関による審査を受け、その結果、令和7(2025)年1月に県として初めて899t-CO2の森林由来 J-クレジットが認証されました。

3. 今後の取組

引き続き、県行造林における 森林由来 J-クレジットの創 出・活用に取り組むとともに、 申請から認証までの効率的・効 果的な手続きや認証後の販売 手法について情報発信を行う ことで、林業関係者の「J-クレ ジット制度」の認知拡大と森林 由来 J-クレジット創出の意 欲向上に取り組みます。



第4章 生活環境保全の確保

























第1節 環境基本計画の施策目標

- ・きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会 を実現
- ・県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現

第2節 令和6年度の取組概要と成果等

1 大気環境の保全

1-1 大気汚染の防止

(1) 大気汚染の概況

大気環境基準は、環境基本法第 16 条により、 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として示されたものです。大気汚染防止法第 22 条に基づき、30 の 測定局で大気汚染の状況の常時監視を行っています。

令和6(2024)年度の大気環境基準の達成状況は、次のとおりです。

- ・二酸化硫黄は、測定局 15 局(県測定9局、四日市市測定6局)全てで環境基準を達成しました。
- ・二酸化窒素は、測定局 25 局(県測定 17 局、 四日市市測定 8 局)全てで環境基準を達成しました。
- ・浮遊粒子状物質は、測定局 30 局(県測定 22 局、四日市市測定 8 局)全てで環境基準を達成しました。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します*(注 1)。

注 1) 一般局:県民が居住する地域の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在23(県測定18局、四日市市測定5局)の測定局が設けられています。

自排局:道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7(県測定4局、四日市市測定3局)の測定局が設けられています。

(2) 大気汚染の測定結果

① 硫黄酸化物 (二酸化硫黄)

一般局 14 局(県測定9局、四日市市測定5局)、自排局1局(四日市市測定1局)で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm 以下で、環境基準を達成しました(注2)。年平均値の経年変化は図2-4-1のとおりです。

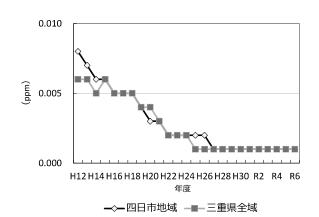


図 2-4-1 二酸化硫黄の経年変化(一般局の年平均値)

注2) 二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日間の測定値を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、環境基準非達成となります。

② 窒素酸化物(二酸化窒素)

一般局 18 局(県測定 13 局、四日市市測定 5 局)、自排局 7 局(県測定 4 局、四日市市測定 3局) で測定を実施しました。一般局、自排局と も日平均値の 98%値は 0.06ppm 以下で、環境 基準を達成しました(注 3)。年平均値の経年変 化は図 2-4-2 のとおりです。

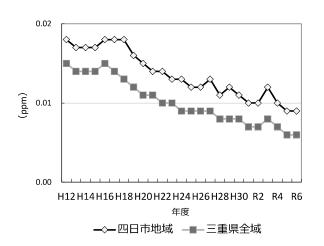


図 2-4-2 二酸化窒素の経年変化(一般局の年平均値)

注3) 二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm以下の場合は、環境基準が達成されたと評価します。

③ 浮遊粒子状物質

一般局 23 局(県測定 18 局、四日市市測定 5 局)、自排局 7 局(県測定 4 局、四日市市測定 3 局)で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の 2%除外値は、0.10mg/m³以下で、環境基準を達成しました(注 4)。年平均値の経年変化は図 2-4-3 のとおりです。

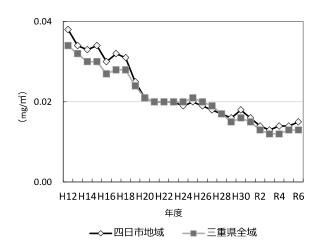


図 2-4-3 浮遊粒子状物質の経年変化(一般局の年 平均値)

注4)環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様に、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準非達成となります。

④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

一般局 21 局(県測定 18 局、四日市市測定 3 局)、自排局 4 局(県測定 2 局、四日市市測定 2 局)で測定を実施しました。一般局、自排局とも年平均値は長期基準である 15 μg/m³以下であり、かつ、日平均値の 98%値は、短期基準である 35 μg/m³以下で環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は図 2-4-4 のとおりです。

PM2.5 は、平成 21 (2009) 年9月に新たな環境基準として追加された項目で、県民の関心が高まっていることから、平成 25 (2013) 年2月27日に環境省が策定した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、県民への注意喚起を行うこととしています。

令和6(2024)年度は、注意喚起した日はありませんでした。

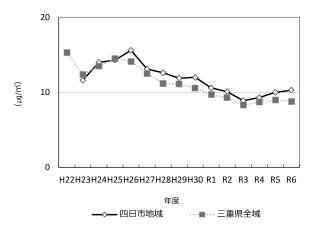


図 2-4-4 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化 (一般局の年平均値)

⑤ 光化学オキシダント

一般局 23 局(県測定 18 局、四日市市測定 5 局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5 時から 20 時までの測定値)が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化は図 2-4-5 のとおりです。

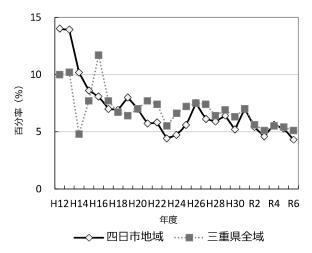


図 2-4-5 光化学オキシダント昼間値(5~20 時)が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化

⑥ 一酸化炭素

自排局 3 局(県測定 3 局)で測定を実施した ところ、いずれの局も日平均値の 2%除外値は 10ppm 以下で環境基準を達成しました(注 5)。

注5)環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合には環境基準非達成となります。

⑦ 非メタン炭化水素

一般局 14 局(県測定 9 局、四日市市測定 5 局)、自排局 2 局(県測定 1 局、四日市市測定 1 局)で測定を実施しました。

大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局 12局、自排局1局で0.20ppmCを超えていました。

⑧ 有害大気汚染物質

平成 9 (1997) 年4月に施行された改正大気 汚染防止法に基づき、環境省が示す 22 の優先取 組物質(有害性の程度や大気環境の状況等に鑑 み健康リスクがある程度高いと考えられる有害 大気汚染物質。表 2-4-1) ならびに水銀およびそ の化合物のうち、測定法が示されているトリク ロロエチレン、ベンゼン等の 21 物質(ダイオキ シン類を除く。) の大気環境調査を四日市市と連 携して行いました。

·調查地点等

一般環境5地点(桑名市、四日市市2地点、松阪市、伊賀市)、固定発生源周辺1地点(四日市市)、道路沿道1地点(鈴鹿市)で、毎月1回調査を実施しました。

・調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンおよびベンゼンの4物質は7地点とも環境基準を達成しました。

表 2-4-1 優先取組物質

(1) アクリロニトリル	(12) テトラクロロエチレン
(2) アセトアルデヒト	(13) トリクロロエチレン
(3) 塩化ビニルモノマー	(14) トルエン
(4) 塩化メチル	(15) ニッケル化合物
(5) クロム及び三価クロム化合物	(16) ヒ素及びその化合物
(6) 六価クロム化合物	(17) 1,3-ブタジエン
(7) クロロホルム	(18) ベリリウム及びその化合物
(8) 酸化エチレン	(19) ベンゼン
(9) 1,2-ジクロロエタン	(20) ベンゾ (a) ピレン
(10) ジクロロメタン	(21) ホルムアルデヒド
(11) ダイオキシン類	(22) マンガン及びその化合物

いずれも令和6 (2024) 年度に環境調査を実施。 ただし、(5) および(6) は、全クロムとして調査を実施。また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を実施。

(3) 工場・事業場対策の推進

① 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

令和7(2025)年3月末現在で、1,413 工場・ 事業場に3,791ばい煙発生施設、263 工場・事 業場に1,608 一般粉じん発生施設、39 工場に 154の揮発性有機化合物(VOC)排出施設、44 工場・事業所に81 水銀排出施設が設置されてい ます。

ア 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設ごとの排出口の高さに応じた着地濃度規制 (K 値規制) が実施されています。その規制値は、四日市地域 (四日市市の一部、朝日町、川越町) が 1.17、四日市市(前述以外の地域) が 3.0、桑名市および鈴鹿市が 14.5、その他の市町が 17.5 となっています。

また、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)年から大気汚染防止法に移行しています。

イ ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類 および規模ごとに濃度規制が実施されていま す。平成 10 (1998) 年4月、大気汚染防止法施 行規則等の一部を改正する総理府令が公布され 廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されまし た。

ウ 窒素酸化物の規制

昭和 48 (1973) 年の第 1 次規制以降段階的 に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒 素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に 排出基準が適用されています。

エ 石綿(アスベスト)の規制

石綿 (アスベスト) は、安価で耐熱性等の優れた特性を持つことから、多くの製品に使用されてきました。しかし、その吸引により肺がん等の健康被害の発生リスクが高まることが明らかになったことから、その取扱い等に関し規制が行われ、現在では、製造・使用が禁止されています。

アスベストは建築材料としても用いられており、その使用が禁止される以前に建設された建築物等の解体・改造・補修作業に伴いアスベストが飛散するおそれがあると懸念されています。

環境中へのアスベスト飛散対策については、 大気汚染防止法による規制が行われており、ア スベストが使用されている建築物等を解体・改 造・補修する際には、作業基準の遵守等が義務づ けられています。

平成 26 (2014) 年 6 月に同法の一部を改正する法律が公布され、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更等が行われました。また、令和 2 (2020) 年 6 月に同法の一部を改正する法律が公布され、特定建築材料の対象拡大、都道府県等への電子システムによる事前調査の結果報告等が義務づけられました。

令和6 (2024) 年度中の届出数は、解体作業が 14 件、改造・補修作業が 25 件、断熱材等の除去が 11 件でした(四日市市管轄分を除く)。

オ VOC の規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質である VOC の排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出される VOC の規制については、 平成 16 (2004) 年 5 月に改正された大気汚染防止法が、平成 18 (2006) 年 4 月から施行され、 これにより、VOC 排出事業者には VOC 排出施設の届出義務や排出基準の遵守義務等が課されています。

カ 水銀の規制

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制するため、大気汚染防止法が改正され、平成30(2018)年4月から施行されました。

これにより、工場および事業場における事業 活動に伴う水銀等の排出が規制され、水銀排出 事業者には水銀排出施設の届出義務や排出基準 の遵守義務等が課されています。

② ダイオキシン類対策特別措置法による規制 ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基 準適用施設として5種類の特定施設、水質基準 対象施設として19種類の特定施設を規制対象 としています。

令和7 (2025) 年3月末現在の県内における 大気基準適用施設は、189施設、水質基準対象施 設は27施設です。

③ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設(指定施設)および有害物質について規制しています。さらに、四日市地域については、一定規模以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、昭和47(1972)年1月制定の大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

令和7(2025)年3月末現在のばい煙に係る 指定施設は619工場・事業場に5,714施設、粉 じんに係る指定施設は834工場・事業場に 4,309施設、炭化水素に係る指定施設は16工 場・事業場に301施設が設置されています(四 日市市管轄分を含む)。

ア 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49(1974)年から四日市地域において、 窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53(1978)年に二酸化窒素に係る環境基準が 改定されたことに伴い、総排出量規制の見直し を行いました。さらに、平成4(1992)年には 窒素酸化物排出係数を改定し、規制を強化しま した。

イ 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が 5,000 kl以上の貯蔵施設等)について構造基準等を設け、規制を行っています。

④ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素および光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。令和6(2024)年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

⑤ 立入検査(四日市市管轄分を除く。)

ばい煙等の排出基準適合状況を確認するため、令和6(2024)年度は20事業所(63検体)について分析を実施したところ、排出基準の適合率は100%でした。

水銀の排出基準適合状況を確認するため、令和6(2024)年度は6事業所(9検体)について分析を実施したところ、全て排出基準に適合していました。

また、特定粉じん排出作業について、延べ148 現場に立入検査を行い、うち敷地境界における

アスベスト濃度を延べ8現場で測定したところ、基準(特定粉じん発生施設に係る規制基準)を超過した現場はありませんでした。

加えて、ダイオキシン類について、大気基準対象施設において 6 検体、水質基準対象施設において 3 検体の検査を行ったところ、全ての検体で排出基準を満たしていました。

(4) 光化学スモッグ対策の推進

① 光化学スモッグの緊急時の措置現状

平成 25 (2013) 年度までは、県内 14 地域、18 関係市町(市によっては、発令地域が分かれる場合や、一部の地域に限る場合あり)を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としていましたが、新設した測定局に係る地域を反映させるための見直しを行い、平成 26 (2014)年度以降は、県内 17 地域、27 関係市町を発令地域としています。

測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分(予報、注意報、警報、重大警報の4種類)に応じ、協力工場へ燃料使用量の削減等措置を要請します。

令和6(2024)年度の光化学スモッグについては、8月2日に桑名地域に予報を発令しました。注意報の発令はありませんでした。

② 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時に緊急時の措置 が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立 ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データ から計算した予測情報を各関係機関に提供して います。

• 対象地域

桑名地域・大安地域・四日市地域および鈴鹿地域の4地域としています。

・予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう」 「高濃度とならないでしょう」の2段階で予測しています。「高濃度」とは、オキシダント濃度の 日最高値が 0.12ppm 以上となる場合をいいます。

(5) 重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質とされています。平成8 (1996) 年に大気汚染防止法が改正され、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9 (1997) 年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13 (2001)年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

また、平成 30 (2018) 年 11 月には、トリクロロエチレンの環境基準が改定・強化されました。

(6) 新たな有害化学物質への対応

平成 12 (2000) 年 1 月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

- ・調査地点・回数 一般環境調査地点は、常時監視地点5地点、年 2回。
- ・調査結果の概要 令和6(2024)年度は、全て環境基準を達成。

1-2 自動車環境対策の推進

(1) 現状

県内の全自排局の二酸化窒素および浮遊粒子 状物質の濃度(年平均値)は、年々低下しており、 令和6(2024)年度は、前年度に引き続き、全 局で環境基準を達成しました。

(2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子 状物質の特定地域における総量の削減等に 関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)

① 背景

自動車交通の集中、増大等に伴って、二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る大気汚染が厳しい状況にあり、その対策として特別措置法が制定されました。現在は、対策地域の実情をふまえながら、自動車排出窒素酸化物および自動車排出粒子状物質の削減に向けて、国、地方自治体、事業者および県民とともに、各種の対策に取り組んでいます。

② 法律の概要

平成 13 (2001) 年6月に自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx 法)の見直しにより、自動車 NOx・PM 法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大
- ・愛知県の61 市町村とともに、本県北勢地域の 当時の8市町(四日市市、桑名市、鈴鹿市、長 島町、木曽岬町、楠町、朝日町、川越町)を追 加
- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上(30 台以上保有)の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

また、平成 19 (2007) 年 5 月には、自動車 NOx・PM 法が改正されました。その主な内容は次のとおりです。

- ・重点対策地区の新設
- ・建物の新設に係る届出
- ・周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する 計画作成・届出、報告の義務づけ
- ・荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務づけ

さらに、平成 23 (2011) 年3月には、自動車 NOx・PM 法に基づく基本方針が改正され、平成 27 (2015) 年度までに対策地域内の全ての測定局で環境基準を達成すること、および令和 2 (2020)年度までに対策地域内で環境基準を確保することが総量削減の目標となりました。

さらに、令和4(2022)年11月に基本方針が改正され、目標年度が令和2(2020)年度から令和8(2026)年度に変更されました。

③ 車種規制

・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車およびトラック・バス(車両総重量 3.5 t 以下)については、ガソリン車並の排出基準です。

なお、ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス(車両総重量 3.5 t 超)については、最新のディーゼル車並の排出基準です。

④ 「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車 排出粒子状物質総量削減計画(三重県総量削 減計画)」の概要

ア経過

自動車 NOx・PM 法に基づき、平成 25 (2013) 年3月に新たな「三重県総量削減計画」を策定しました。

平成 25 (2013) 年度は、その計画の一つである対策地域外からの車種規制非適合車流入に対する措置として、「三重県流入車対策要綱(案)」を検討しましたが、対策地域内全測定局での平成 23 (2011) 年度からの環境基準達成と社会的状況等の変化、パブリックコメントを受けて、同要綱(案)の実施を見送りました。現在、対策地域内の環境基準は達成されていますが、環境基準の達成状況は景気動向による交通量等の影響を受ける場合があるため、今後、環境基準を達成できないおそれが出てきた場合には、再度その対策を検討していきます。

イ 計画の目標

平成 27 (2015) 年度の中間目標年度に対策地域内の監視測定局での環境基準達成、令和 2 (2020)年度の最終目標年度に対策地域全域での環境基準を確保するため、排出量の削減に取り組んできました(表 2-4-2)。

なお、令和4(2022)年4月に中央環境審議会から環境省に対して今後の自動車排出ガス総合対策の在り方が答申され、これをふまえて環境省から自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域の指定解除の考え方が示されました。本県において、この考え方に基づき指定の解除に向けた調査検討を行うとともに、必要な措置が講じられるまでの間においては、令和3(2021)年度以降も、引き続き、現行の「三重県総量削減計画」に基づいた施策を実施しています。

表 2-4-2 排出量の削減目標

総	量 の 区 分	窒素酸化物 (t/年)	粒子状物質 (t/年)
H21年度	①対策地域内の事業活動等に 伴う発生総量 [1 号総量]	16,757	2,270
(現状)	②①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,233	303
H27年度 (中間目標年	③平成27年度までに達成すべ き総量	15,185	2,182
度)	④③のうちの自動車排出総量	3,756	220
R2年度 (最終目標年	⑤対策地域内で大気環境基準 達成可能な事業活動等に伴 う発生総量[3号総量]	14,157	2,123
度)	⑥⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]	2,787	163

- 注1) 1~4 号総量は、窒素酸化物にあっては自動車 NOx・PM 法第7条第2項第1~4号、粒子状物質にあっては自動車 NOx・PM 法第9条第2項第1~4号にそれぞれ規定される量を表しています。
- 注2)環境省調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である令和2(2020)年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、目標量は、さらなる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量(一次粒子のみ)となっています。

ウ 目標を達成するための施策

自動車から排出される窒素酸化物等を削減するため、国、県、市町、事業者等が協力して、各自動車からの排出量を削減する自動車単体規制や車種規制等の施策および自動車の走行量を削減する物流対策や公共交通機関の利用促進等の施策を行いました。

(3)交通管制システムの整備

交通管制システム機器の更新により、的確な 交通情報の提供と最適な信号制御を行い、交通 渋滞の緩和、停車回数の低減など、交通の円滑化 を図りました。

(4) 公共交通の利用促進

バスや地域鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、国や市町、関係団体、交通事業者および企業等と連携・協力して、公共交通を利用しやすい環境整備や啓発活動、情報提供等に取り組みました。

(5) 三重県生活環境の保全に関する条例による 負荷の低減

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対して、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対して、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車による環境への負荷の低減を進めています。

(6) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律(オフロード法)

公道を走行しないフォークリフト(産業用)、バックホウ(建設用)およびトラクター(農業用)等の特定特殊自動車の排出ガスによる大気の汚染を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、平成 18 (2006)年に施行されました。

平成 29 (2017) 年 4 月から、立入検査等の一部事務が都道府県に移譲されました。

1-3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、例えば、ピアノ、 エアコンあるいは飼犬の鳴き声等が原因となっ ており、生活様式の多様化や都市化の進展の中 で快適な住環境を求める声が強くなってきてい ます。

(2) 騒音・振動に係る工場・事業場対策の推進

① 騒音規制法および振動規制法による規制

騒音規制法および振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定しています。この指定地域内においては、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について規制されています。

② 三重県生活環境の保全に関する条例による 規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設および地域の拡大(県内はぼ全域)を行い、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、規制を行っています。

また、深夜営業騒音、作業騒音および拡声機の 使用に伴う騒音について、規制を行っています (表 2-4-3)。

表 2-4-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況 (令和6(2024)年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	8	0
作業騒音に係るもの	4	0
拡声器の使用制限に係るもの	0	0

③ 立入検査および指導

条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・ 指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入 検査を行い、基準遵守の確認や改善指導を実施 しました(表 2-4-4)。

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う 規制事務について、助言を行いました。

表 2-4-4 工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況 (令和6(2024)年度)

	-		
		騒音関係	振動関係
立入検査件	数 ※	17	5
測定検査結果	適 合	2	0
然足快豆帽 木	不適合	3	0
行 政 指 導	件 数	6	0

[※] 測定検査単独実施を含む。

(3)都市生活騒音対策の推進

生活様式の変化に伴い生活の場からエアコンの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等、多種多様な生活騒音が発生するようになりました。近年、快適な生活環境を確保したいという要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないよう自覚し、自制することが最も大切です。

(4)環境騒音および道路交通振動の現状

① 環境騒音(一般地域)

環境騒音のうち、一般地域(道路に面する地域 以外)における騒音の状況について、法の指定地 域を有する 17 市町の協力を得て、70 地点で騒 音測定を実施しました(表 2-4-5)。

表 2-4-5 観測地点における環境基準適合状況環境 騒音(一般地域)(令和6(2024)年度)

地域の		適合地点数							
類型	測定地点数	昼間適合 夜間適合		両時間帯 とも適合					
Α	23	22	21	21					
В	24	24	20	20					
С	21	21	21	21					
未指定	2								

② 自動車騒音および道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における 騒音の状況については、市町の協力を得て、43 地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

また、道路交通振動の状況については、法の規制地域を有する市町の協力を得て、39地点で道路交通振動測定を実施しました。

騒音規制法および振動規制法では、自動車騒音および道路交通振動の限度 (要請限度)を定めており、市町長は、指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会および道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べることができるとされています。

③ 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成 5 (1993) 年 10 月に「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

④ 適正な土地利用の誘導

住宅地域での静穏な環境を保全するため、都市計画法に基づく適正な土地利用の誘導や、必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めています。

⑤ 航空機騒音対策

航空機騒音から生活環境を保全するため、平成 19 (2007) 年 3 月 30 日に表 2-4-6 のとおり環境基準の類型を当てはめました。類型を当てはめた地域において、令和6 (2024) 年度に航空機騒音の測定を1地点で実施したところ、環境基準を達成しました。

表 2-4-6 類型を当てはめた地域および環境基準

類型	環境基準	地域
I	Lden 57dB以下	木曽岬町、桑名市(長島町の区域)、 鳥羽市(答志町および桃取町の区域)

(5)悪臭の現況

令和5 (2023) 年度における全国の悪臭に係る苦情件数の発生源別内訳としては、野外焼却による苦情が最も多く(全体の22.2%)、第2位はサービス業・その他(同16.3%)、第3位は個人住宅・アパート・寮(同13.5%)でした。また、都道府県別苦情件数(人口100万人あたりの苦情件数)において、本県は168件(全国平均は94件)となっています。

(6)悪臭に係る工場・事業場対策の推進

① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

令和7(2025)年3月末現在で、規制地域を 有する市町は表2-4-7のとおりです。

表 2-4-7 規制地域を有する市町 (令和 7 (2025) 年 3 月末現在)

	, , - , 5, 1, , 5,,
市 (14)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、 名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、 伊賀市、いなべ市
町 (10)	木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、 玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

② 立入検査および指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について、助言を行いました。

③ 畜産経営に起因する悪臭の防止

郊外での宅地開発や畜産業の規模拡大等から、畜産に起因する悪臭問題が発生しています。 このため、県、市町、関係団体等が連携して問題 発生畜産農家に対する指導を行うなど、環境問 題の解決、未然防止に努めています。

2 水環境の保全

2-1 水質汚濁の防止

(1) 水質汚濁の概況

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条により、人の健康を保護し、生活環境を保全す る上で維持することが望ましい基準として示さ れています。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用 水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保 全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適 用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第 15 条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第 17 条に基づき公表しています。

① 調査地点等

「令和6 (2024) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画 (三重県)」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川89地点および4海域 (伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾および尾鷺湾)27地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は、県、国土交通省中部地方整備局、 同近畿地方整備局および四日市市が分担して行っています。

② 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である pH、BOD、SS、DO、大腸菌数について、県内 49 河川 78 地点で水質調査を実施しました。

このうち、河川に係る有機汚濁の代表的な指標である BOD でみると、環境基準の類型が指定されている 47 河川 62 水域(63 地点)のうち、60 水域で環境基準を達成しており、達成率は96.8%となりました。

また、人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウム、シアン等 27 項目については、県内 49 河川で調査を実施しました。その結果、志登茂川、岩田川、笹笛川、五十鈴川の 3 地点において、ほう素が環境基準(1.0mg/L)を超過しましたが、海水にもともと含まれるほう素が原因であり、人為的な影響によるものではありませんでした。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目である pH、COD、DO、大腸菌数、n - ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全りんについて、4海域(27地点)で水質調査を実施しました。その結果、海域の有機汚濁の代表的な指標である COD では、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、7水域において環境基準を達成し、達成率は87.5%となりました。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素および全りんの環境基準については、類型指定が行われている 4 海域 6 水域で、全窒素は100%、全りんも100%の達成率となりました。

人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウム、シアン等 24 項目については、4 海域 (8 地点) で調査を実施したところ、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を達成しました。

③ 評価と対策

河川の水質は、平成 17(2005)年度以降、90%以上の達成率で推移し改善傾向にあるものの、閉鎖性海域である伊勢湾(COD)の環境基準達成率は、近年 40~60%前後で推移していましたが、令和元(2019)年度は初めて全ての水域で環境基準を達成し、令和6(2024)年度も87.5%と高い達成率になりました。

引き続き、陸域からの汚濁負荷量を適正管理するほか、各種調査・研究を進め、知見の蓄積を図るとともに、藻場・干潟の保全・再生など関係部と連携した総合的な水環境改善対策を行います。また、生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水処理施設の整備を進めていきます。

(2) 水浴に供される公共用水域の状況

海水浴場等は人が水とふれあう最も身近な場所であり、きれいで安全な水質を確保する必要があります。県では、利用者が概ね1万人/年以上の水浴場を目安として毎年水質検査を実施し、快適に遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

令和6(2024)年度のシーズン前に実施した 水質検査では、調査対象の19水浴場中、国が定 めた判定基準でAAと判定された水浴場は9か 所、Aは4か所、Bは6か所で、不適と判定され た水浴場はありませんでした。

注)水浴場における水質判定基準は、適(AA、A)、可(B、C)、 不適として標記します。

(3) 工場・事業場対策の推進

① 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m³/日以上または有害物質を含むものについて、全国一律の排水基準が設定されています。県では、同法第3条第3項の規定に基づき、昭和47(1972)年1月制定の大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防

止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により、さらに厳しい排水基準を定め、 公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

なお、水質汚濁防止法に基づく県内の特定事業場は、令和7(2025)年3月末現在で7,254事業場であり、このうち規制対象特定事業場は858で、全体の11.8%となっています(水質汚濁防止法上の政令市で定める四日市市分を除く)(表2-4-8)。

表 2-4-8 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移

区 ₅ .	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
+++	50㎡/日	905	897	887	880	870	854	843	828	818	787	784	775	768	767	733
排水	以上	(64)	(61)	(61)	(60)	(69)	(65)	(67)	(67)	(69)	(67)	(67)	(66)	(68)	(67)	(66)
量	50㎡/日	6,766	6,739	6,737	6,730	6,556	6,548	6,534	6,576	6,634	6,673	6,608	6,579	6,592	6,627	6,521
	未満	(103)	(106)	(120)	(116)	(119)	(124)	(128)	(136)	(136)	(134)	(133)	(129)	(129)	(129)	(125)
	計	7,671	7,636	7,624	7,610	7,426	7,402	7,377	7,404	7,452	7,460	7,392	7,354	7,360	7,384	7,254
	оI	(167)	(167)	(181)	(176)	(188)	(189)	(195)	(203)	(205)	(201)	(200)	(195)	(197)	(196)	(191)

注 1) () は内数で、有害事業場分。H25 以前:有害物質使用特定施設を設置している事業場数。H26 以降:有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場。

② 三重県生活環境の保全に関する条例による 規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車輌整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、当該指定施設を設置する工場・事業場からの排出水について、規制を行っています。

なお、令和7(2025)年3月末現在、指定施設を設置する工場・事業場は3事業場で、このうち1事業場が規制対象となっています。

③ 立入検査および指導

県では、公共用水域および地下水の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法および条例に基づき、特定事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守状況、汚水処理施設の管理状況等の監視指導を行っています。令和6(2024)年度は、延べ422事業場(採水を行う立入検査は136事業場)の立入検査を実施し、5事業場に対して排水処理等に係る改善指導等を行いました。

(4) 有害化学物質(ダイオキシン類)への対応 ダイオキシン類は、人の生命および健康に影響を及ぼすおそれがあることから、平成 11 (1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が 制定されました。その環境基準、特定施設に係る 排出基準のほか、汚染状況の常時監視等につい て規定されています。

令和6(2024)年度は、県内28(河川25、 海域3)地点で水質調査を実施したところ、24 地点で環境基準を達成しました。

底質については、17(河川14、海域3)地点で調査したところ、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、5 地点(津市、松阪市、大紀町、度会町、 紀宝町)で行った地下水調査および土壌調査で も、全ての地点で環境基準を達成しました。

注2) 四日市市分は除く。

2-2 生活排水対策の推進 (生活排水処理施設の整備促進)

(1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の原因の一つである生活排水の対策については、下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めることが重要となっていますが、本県の生活排水処理施設整備率は、全国に比べ低い状況です。

令和6(2024)年度末における本県の生活排 水処理施設整備率は90.0%で、前年度から0.4 ポイント上昇しました(表2-4-9)。

表 2-4-9 生活排水処理施設の整備率(%)の状況

	公共下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	コミュニティ プラント	浄化槽	計 (※)
令和6年度末	61.9	4.8	0.3	0.2	22.9	90.0
令和5年度末	61.0	4.9	0.3	0.2	23.2	89.6
令和4年度末	60.0	4.9	0.3	0.2	23.7	89.0

注)生活排水処理施設の整備率:処理可能居住人口/住民基本 台帳人口

※整備率の合計値については、四捨五入したことにより合わない場合があります。

(2)「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」の策定

生活排水処理施設の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を明らかにした「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進することで、生活排水処理施設の整備率向上に取り組みました。

(3)下水道事業の推進

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の 改善、浸水の防除を目的としてその整備が急が れています。公共下水道事業については下水道 計画がある 23 市町で事業に着手しており、令和 6 (2024) 年度末現在、23 市町(12 市 11 町) で供用しています。

流域下水道事業については、県内で計画されている全ての処理区(6処理区)で事業に着手しており、令和6(2024)年度末現在6処理区で供用しています。

伊勢湾の富栄養化の防止や水質基準の達成・維持のため、従来のBOD、COD、SS除去主体の二次処理に加え窒素、りんの除去を図る高度処理が求められています。

令和6 (2024) 年度末現在、県内では 36 処理場のうち 20 の処理場で高度処理を実施しています(令和7 (2025) 年 10 月頃判明)。

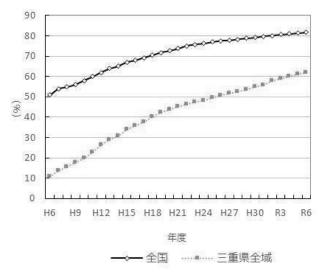


図 2-4-6 下水道普及率の変化

(4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

農業集落排水は、令和 2 (2020) 年度までに 148 地区全てが完了しました (表 2-4-10)。

表 2-4-10 農業集落排水事業の実施状況(令和7(2025)年3月末現在)

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象	事業進捗状況		備考 [] は地区数	
						桑名市[5]	いなべ市[12]	木曽岬町[4]	四日市市[12]
農業集落排水事業	148	1.0	148 98,534	98,534	1000/	菰野町[4]	鈴鹿市[18]	亀山市[14]	津市[26]
辰未未冶孙小尹未	140	16			, 90,334	0 90,334	100%	松阪市[3]	多気町[6]
						玉城町[3]	南伊勢町[1]	名張市[11]	伊賀市[26]

(5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備を行っています。漁業集落排水は、平成2(1990)年度から着手しており、平成29(2017)年度までに7地区全てが完了しました(表2-4-11)。

表 2-4-11 漁業集落環境整備事業 (漁業集落排水) の実施状況 (令和 7 (2025) 年 3 月末現在)

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
7	2	7	5,317	100%

(6) 浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有しており、かつ工事期間が短く、比較的安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つとして国、県等では補助制度を設けて整備促進を図っています。

令和6(2024)年度における浄化槽整備事業では、23市町を対象に428基、64,631千円の 県費補助を行っており、このうち、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「公共浄化槽等整備促進事業」は、6市町で実施されました。

令和2(2020)年4月から改正浄化槽法が施行され、市町が整備または管理運営する浄化槽は公共浄化槽として位置づけられ、浄化槽処理促進区域の指定等さまざまな規定が追加されました。

なお、公共浄化槽等整備促進事業を実施している市町は、全て浄化槽処理促進区域の指定を行いました。

(7) 生活排水総合対策の推進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理 浄化槽への転換を図るため、新聞広告等さまざ まな媒体を通じて、県民に対して啓発を行いま した。

また、生活排水対策を推進することが特に必要な地域として知事が指定した生活排水対策重点地域に該当する市町(旧町、村含む。)においては、生活排水対策推進計画を定めることにより、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的な取組が進められています。

表 2-4-12 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	対象市町	指定年月日
勢田川流域	伊勢市	平成3年3月19日
(旧御薗村に係る流域を除く。)	(旧伊勢市のみ)	1 33,5 1 57 117 [
岩田川流域		
(旧津市内の流域で、公共下水	津市	平成4年4月10日
道の使用区域及び平成7年度	(旧津市のみ)	T 77%, 7 4, 1 7, 110 L1
までの整備予定区域を除く。)		
久米川流域	伊賀市	平成5年5月27日
(旧大山田村に係る流域を除く。)	(旧上野市のみ)	十成3 十 3万27日
志摩地域全域	鳥羽市	平成6年2月28日
心净也场主场	志摩市	一一,0,042/728日
四日市市	四日市市	
(四日市市の下水道処理区域を	(旧楠町を除く)	平成8年2月8日
除く。)	菰野町	
	松阪市	
	(旧松阪市、	
	旧飯南町、	平成9年2月18日
松阪市・多気町・明和町	旧飯高町のみ)	一十/3,5++2/710口
	多気町	
	明和町	

(8) 浄化槽等の適切な維持管理

本県における浄化槽等設置基数は約 22 万基です。

令和6(2024)年度は、浄化槽等による公共 用水域の水質保全を図るため、市町および指定 検査機関と協働し、浄化槽設置者および管理者 に対する啓発、浄化槽法に基づく法定検査の受 検率向上の取組、浄化槽等の適正な維持管理の 指導を行いました。

3 伊勢湾の再生

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和 53 (1978) 年 6 月の水質汚濁防止法の一部改正によりCODに係る水質総量規制制度が導入されて以来、汚濁負荷の総量規制を実施しており、「第 8 次水質総量削減計画」の目標年度である令和元(2019)年度では、伊勢湾に排出される汚濁負荷量は昭和 54 (1979)年度実績の46%まで削減されました(図 2-4-7)。また、伊勢湾に排出される窒素に係る汚濁負荷量は平成11(1999)年度実績に対して75%、りんでは53%に削減されました(図 2-4-8)。

これまでの取組により、伊勢湾においては、水質のCODの環境基準達成率が改善傾向にあるものの、依然として貧酸素水塊が発生しています。また、近年では、窒素・りん等の栄養塩類の低下等による漁獲量の減少等の生物生産性の低下についても危惧されています。

このため、環境基準の達成と生物生産性・生物 多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」 の実現に向けて、「第9次水質総量削減計画」を 策定しました。

本県の水質総量規制対象区域(指定地域)は、 南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市 町、総量規制対象事業場は614事業場(令和6 (2024)年度末現在)となっており、県では総量 規制制度に基づく指導のほか、発生負荷量管理 等調査、伊勢湾における広域総合水質調査等を 行っています。

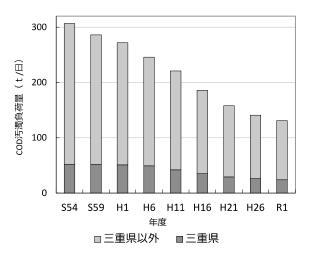
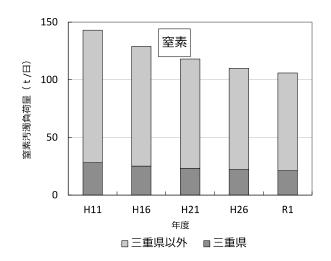


図 2-4-7 伊勢湾の汚濁負荷量の推移 (COD)



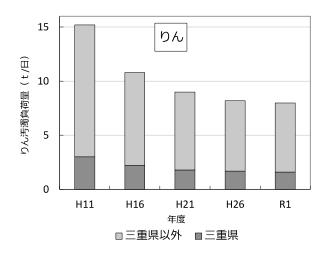


図 2-4-8 伊勢湾の汚濁負荷量の推移(窒素、りん)

(2)「伊勢湾再生行動計画」の推進

平成 18 (2006) 年 2 月に国と東海三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立するとともに、平成 19 (2007) 年 3 月には「伊勢湾再生行動計画」を策定して、伊勢湾再生に向けたさまざまな取組を進めてきました。平成 29 (2017) 年度には計画に基づく取組を総括評価し、その課題をふまえ、引き続き、伊勢湾の再生に取り組むための第二期行動計画を策定し、さまざまな取組を進めています。

- ・NPO、学識者、市町等をメンバーとする「伊勢 湾再生推進検討会」を設置し、さまざまな主体 が協働連携する仕組みづくりについて検討す るとともに、環境保全活動団体の意見交換会・ 交流会を開催し、情報の共有やネットワーク 化を進めました。
- ・陸域からの負荷削減に向けて、「生活排水処理 アクションプログラム」に基づき、地域の実情 をふまえた下水道、集落排水、浄化槽等の事業 を計画的効率的に進めました。
- ・海域の環境改善に向け、干潟・藻場の造成・再 生等による底質改善に取り組みました。
- ・県民や漁業者、学校等が互いに連携し、水質モニタリング調査や川の健康診断を実施するなど、さまざまな主体が連携した取組を進めました。
- ・四日市大学等と連携し、生物生産に適した栄養 塩類濃度の解明や伊勢湾における貧酸素水塊 の原因解明に向けた調査・研究を進めました。

(3) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)が連携した取組を実施しています。水質部会では、令和7(2025)年2月14日に伊勢湾およびその流域圏の再生・保全に関する研究会を開催しました。海洋ごみ対策検討部会では、普及啓発物品の共同作成・配布、国への提言・提案等を行うとともに、NPO団体等と協力して、令和6(2024)年10月13日に鳥羽市答志島で清掃活動および意見交換会を実施、さらに令和6(2024)年10月19日には愛知県藤前干潟で、令和6年(2024)年10月27日には岐阜県長良川で、清掃活動を実施しました。

また、令和6(2024)年3月に三県共同で策定した伊勢湾流域圏における広域的な地域計画「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、より一層海洋ごみ対策を進めています。

(4) 海岸漂着物対策の推進

海洋プラスチック等を含む県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進しました。

県および市町が行う海岸漂着物の発生抑制対策および回収処理事業については、地域環境保全対策費補助金を活用して実施しました。県の発生抑制対策として、啓発用資材の作成・配布、PR動画を活用した動画配信サービスでの広告配信、SNSを活用した情報発信、イベントでのブース出展等を実施し、海岸漂着物問題の普及啓発に努めました。

また、海岸漂着物の実態を継続して把握するため、国のガイドラインに基づき、モニタリング調査を実施しました。

4 土壌・土砂等の対策の推進

4-1 新たな土壌汚染の防止

(1) 土壌汚染対策法による規制

土壌汚染対策法では、土壌汚染の状況の調査の機会として、「① 有害物質使用特定施設の使用廃止時(第3条)、② 一定規模以上の形質変更の届出を受けたときに当該土地に汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第4条)、③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき(第5条)」を定めています。

①~③の調査で土壌汚染により基準に適合しない場合は、その土地を要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。指定されると形質変更の方法や土壌の搬出を、法で定める基準で行う必要があります。

県内(土壌汚染対策法上の政令で定める市である四日市市を除く。)における指定の状況は、要措置区域1件、形質変更時要届出区域13件です(令和7(2025)年3月末現在)。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による 規制

土壌汚染の早期発見および拡散防止ならびに 土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生 活環境の保全に関する条例の規定により、大規 模土地形質変更時の土地履歴調査およびそれに 基づく土壌・地下水調査ならびに有害物質使用 特定施設を設置する工場等における土壌・地下 水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知 事へ届け出ることとしています。

令和6(2024)年度の汚染発見の届出は8件ありました。県は、立入調査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(3) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場およびその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づき、ゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(4) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、農薬取締法 に基づく、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- · 危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」で定められた調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に農薬管理指導士研修会を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用による周辺環境の安全確保という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫雑草安全防除指針」を策定し適用しています。

なお、令和6(2024)年度は、10、11月に県 内ゴルフ場合計 22か所を対象に農薬の保管状 況等のパトロールを実施しました。

4-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されるとその回復が難しいことから、汚染の未然防止を図ることが何よりも重要となっており、地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

また、平成 24 (2012) 年 6 月、水質汚濁防止 法の改正施行から、施設・設備からの地下水汚染 や作業に伴う非意図的な地下水汚染を防止する ため、構造基準や定期点検等の規定が設けられ ました。

地下水の水質の状況を把握するため、「令和6(2024)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(三重県)」に基づき、調査を実施しています。 調査は、県、国土交通省中部地方整備局および四日市市が分担して行っています。

(1) 概況調査

平成3 (1991) 年度から平成14 (2002) 年度まで、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ(市街地5km×5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施しましたが、調査後10年を経過したことから、平成25 (2013) 年度から再度調査を実施しています。

令和6(2024)年度は、25地点を対象に概況 調査を行ったところ、24地点で環境基準を満た していましたが、1地点で環境基準を超過してい ました。超過の内訳は、硝酸性窒素および亜硝酸 性窒素が1地点でした。

(2)継続監視調査

過去の概況調査等で環境基準(平成9(1997) 年度までは評価基準)を超過して検出された地 点において、地下水質の状況を経年的に監視す るため調査を実施しています。

令和6(2024)年度は、9地点を対象に調査を行ったところ、4地点で環境基準を満たしていましたが、5地点で環境基準を超過していました。超過の内訳は、トリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが3地点、ふっ素が1地点でした。

(3)評価と対策

令和6(2024)年度は、継続監視調査において9地点中5地点で環境基準を超過していました。

今後も、県内の地下水汚染の状況、経年変化等を把握するため、地下水の水質調査を継続して 実施し、環境基準を超過するなど、地下水の汚染 が確認された場合は、利水状況に応じた指導を 適切に行います。

4-3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現状

昭和 30 年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和 36 (1961) 年から令和6 (2024) 年までの 62 年間に、桑名市長島町白鶏(水準点番号 C35-16)では、163.71cm の累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成 6 (1994) 年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間 2cm 以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海抜 0m 地域にあっては年々わずかながらその地盤高が低くなっており、常に高潮・洪水・内水氾濫および地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

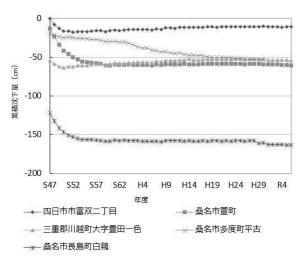


図 2-4-9 北勢地域主要水準の沈下状況

(2) 地盤沈下対策の推進

① 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32(1957)年以降、四日市市の一部と楠町(現四日市市)を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しています。

また、昭和 50 (1975) 年 4 月から、三重県公 害防止条例 (現三重県生活環境の保全に関する 条例) の改正により、規制地域を拡大し、工業用 以外の地下水採取も規制しています。

② 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ、地盤沈下を未然に防止するため、2つの方法により監視を行っています。

・水準測量による方法

愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、精密水準測量を実施し、地盤の上下変動を測定する方法で、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行いました。近年では、平成6(1994)年に、1cm以上の沈下水準点が37点観測された以降、沈静化傾向であり、令和6(2024)年に1cm以上の沈下を示した地点は観測されませんでした。

1cm 未満で沈下している観測点は多くあり、 今後も継続した監視が必要となっています。

・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の 状況や地層別の収縮量(沈下量)を、観測井戸を 設けて測定しています。地盤沈下と密接に関連 する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年 度では低下も見られますが、全般的には上昇傾 向にあり、揚水量の削減効果が現れてきていま す。

③ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃 尾平野の地盤沈下を防止するため、「濃尾平野地 盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下 防止等の対策を推進しています。

表 2-4-13 地盤沈下対策関連事業一覧表(要綱に基づく完了事業)(令和7(2025)年3月末現在)

関連事業の分類	事業主体	事 業 内 容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策士地改良事業 (伊曾島南部、源緑輪中、東汰上、 東汰上二期、城南) 地盤沈下対策河川事業 (長島川)
その他関連事業	三重県	湛水防除事業 (伊曽島北部、七取、木曽岬、 長島北部、城南、今島、源緑繪中等)

ア 啓発・普及の推進

要綱で設定されている地下水採取目標量の遵 守に向け、事業者に対して、地下水利用から表流 水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

イ 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行い、令和6年(2024)年度は約1億4,161万㎡の工業用水を供給しました。

4-4 温泉の保護・利用

県内には、約200か所(令和6(2024)年3 月末現在)の源泉があり、その利用目的は湯治場 等の保養的利用から、ゴルフ場、健康ランド等の レジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が増加しており、既設源泉の揚湯量の減少および泉質の低下が懸念されています。こうした中で、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

令和6 (2024) 年度は、温泉利用(浴用および飲用)について 29 件の許可を行いました。

表 2-4-14 温泉法に基づく許可実績の推移(単位:件)

種別	年度 H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
温泉堀削	1	2	1	1	1	2	1	0	4	1	0	2	1	0	0
増堀及び動力装置	0	2	1	3	1	1	2	1	0	3	0	0	2	0	2
温泉利用	33	34	43	40	32	40	29	53	33	23	26	28	33	30	29
合 計	- 34	38	45	44	34	43	32	54	37	27	26	30	36	30	31

4-5 土砂等の埋立て等の規制等

無秩序な土砂等の埋立て等による災害の未然 防止および生活環境の保全に資することを目的 とした三重県土砂等の埋立て等の規制に関する 条例を令和2(2020)年4月から施行しました。

令和6(2024)年度は、土砂等の埋立て等が 適正に行われるよう、条例に基づく土砂等の埋立て等を行う者などへ監視・指導を行い、157件 の立入検査を行いました。

また、令和6(2024)年度は、21件の許可を 行いました。

一方で、国においては宅地造成等規制法の改 正を行い、崖崩れや土砂の流出による災害の防 止を目的とした宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5(2023)年5月に施行され、これにより生じる法と条例の規制内容の重複を整理するため、県では令和7(2025)年3月に土砂条例の改正を行いました(令和7(2025)年5月26日施行)。

5 良好な景観の形成

5-1 景観

本県は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、 海・海岸等といった多様な自然景観に加え、街 道、歴史的まちなみ、集落といった歴史・文化的 景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

県では、景観づくりの基本となる三重県景観づくり条例を、平成19(2007)年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を、平成20(2008)年4月1日から運用し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進しています。

また、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在、県内 10 市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。

さらに、公共事業や公共施設の整備の実施に あたっては、地域の景観特性に配慮することと しています。

5-2 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものですが、無秩序な設置は自然や街の景観を損なうことになりかねず、また、転倒や落下により、歩行者等が危害にさらされるおそれもあります。このため、三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、必要な規制・指導を行うとともに、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物沿道景観地区として、7地区を指定し、良好な景観形成を積極的に推進しています(表2-4-15)。

表 2-4-15 屋外広告物沿道景観地区(令和7(2025)年3月末現在)

地区名	場所
伊勢志摩 屋外広告物 沿道景観地区	国道167号の国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との 交点までの区間(国道42号との重複区間を含む。)および当 該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域 にあっては30m)
伊勢志摩 屋外広告物沿 道景観B地区	伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋 までの区間および当該区間の道路に面した敷地。
伊勢志摩 屋外広告物沿 道景観C地区	国道167号のうち、志摩市阿児町鵜方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鵜方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間および国道260号のうち、志摩市阿児町鵜方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
奥伊勢 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町 と紀北町との境までの区間および当該区間の道路端から両側 100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀北 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀南 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
国道311号 屋外広告物 沿道景観地区	国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間および熊野市立石南から和歌山県境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。

5-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を生かし地区住民の合意のもとに、建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

5-4 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を 保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅 地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都 市における自然景観の形成を図っています。

5-5 地域の特性を生かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法に基づく「三重県景観計画」を策定し、 平成20(2008)年4月1日から運用しており、 地域の特性を生かした景観づくりを県内全域で 展開するため、次の取組を実施しています。

① 市町における景観づくりの促進

市町における主体的な取組を支援し、市町の 景観法に基づく景観計画の策定等を促進するた め、景観アドバイザーや職員の派遣等を行いま す。

② 景観づくりに関する普及・啓発

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の 高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アド バイザーの派遣等を行います。

(2) 地域の特性を生かした景観まちづくりの実施 地域の創意工夫やニーズを反映した県民満足 度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良 好な景観や歴史的なまちなみ等の地域資源に配 慮した県有施設の整備済箇所について積極的に 情報発信を行い、まちの良好な景観形成を推進 します。

5-6 道路・沿道景観の保全・創出

(1) 潤いのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、また文化・歴史・特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、「休憩施設」と「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、令和7(2025)年1月現在、登録されている「道の駅」は全国で1,230駅、県内では18駅あります(表2-4-16)。

表 2-4-16 三重県内で登録されている「道の駅」 (令和7 (2025) 年 3 月現在)

(1)417 (2023) 4:		
駅名	所在地	路線名
飯 高 駅	松阪市	国道166号
菰 野	菰 野 町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海 山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大 紀 町	国道42号
態野きのくに	熊 野 市	国道42号
茶 倉 駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊 勢 志 摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あ や ま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号
津 か わ げ	津市	国道23号
熊野・花の窟	熊野市	国道42号
熊野・板屋九郎兵衛の里	熊野市	国道311号
		•

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間の一つです。 県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、 アメニティの高い道路空間の創出に配慮しなが ら、整備を進めています。

表 2-4-17 街路の整備状況 (令和6(2024)年度)

路線名	都市名			
桑部播磨線	桑名市			
野町国府線	鈴鹿市			
外宮常磐線	伊勢市			
本町宮川堤線	伊勢市			
御幸道路	伊勢市			
尾鷲港新田線	尾鷲市			

5-7 農村地域における生活環境の改善

農村地域において、多面的機能支払などにより、さまざまな主体が参画する共同活動等を支援することで、地域資源の質的向上を図っています。

また、令和6(2024)年度は、農道(2地区)の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めました。

5-8 中山間地域等の支援

中山間地域等直接支払は、農業・農村の有する 多面的機能の維持増進に向け、中山間地域等に おける農業生産条件の不利を補正する制度で す。

令和6(2024)年度には、235集落の2,192ha で、将来に向けた農業生産活動の継続の支援を 行いました。

5-9 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く情勢が厳しい中、森林の管理 水準の低下により、森林病害虫等の被害の早期 発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が 高まっています。

県内における松くい虫被害は、長期的には昭和 56 (1981) 年をピークに年々減少し、令和 6 (2024) 年度はピーク時の 1 %程度になっています(図 2-4-10)。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大するおそれもあり、なお予断を許さない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病害虫等防除法に基づき、関係市町と連携を図りながら、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めています。令和6(2024)年度は市町により、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置が実施されました(表 2-4-18)。

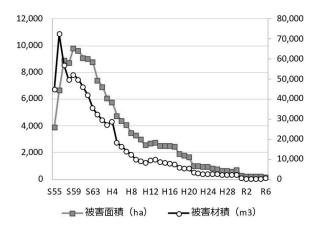


図 2-4-10 三重県下松くい虫被害の推移

表 2-4-18 森林病害虫等の防除状況 (令和 6 (2024) 年度)

実施主体	内 容
市町	予防措置(地上散布24ha)
נון וון	駆除措置(特別伐倒駆除93㎡)

6 歴史的・文化的環境の保全

6-1 指定文化財の保存・活用

本県には、特色ある歴史風土に育まれた数多 くの優れた歴史的・文化的資産(文化財)があり ます。

しかしながら、経年変化による損傷や過疎化・ 少子高齢化等による保護の担い手の減少など多 くの課題があり、適切な保存と、積極的な活用を 図ることが困難になりつつあります。

令和6(2024)年度は、指定文化財等の現状を把握するため、文化財保護指導委員を中心に必要な巡視・調査を行いました。さらに、適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援しました。

6-2 登録有形文化財の保存・活用

県内では、旧飯南郡図書館をはじめとする公 共建築や紡績工場等の建造物など、約 630 件の 近代化遺産が確認されています。

これらの保存・活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められており、令和6(2024)年度は、旧国鉄名松

線伊勢奥津駅給水塔、数馬茶屋の2箇所(件数は 2件)が国の登録有形文化財(建造物)に登録されました。

6-3 埋蔵文化財の調査・保存

県内では、約 14,500 件の埋蔵文化財の存在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています(表 2-4-19)。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を 図る上から、やむを得ず事前に発掘調査を実施 して、結果を記録として後世に残すことも行っ ています。

令和6(2024)年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は4遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は1地区でした。

表 2-4-19 三重県内の埋蔵文化財数 (令和7 (2025) 年 3 月末現在)

遺	物	散	布	地	4,892
古				墳	7,152
社		寺		跡	436
城		館		跡	1,306
生	産	遺	跡	等	254
そ		の		他	456
合				計	14,496

6-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡斎宮跡等では、史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

史跡の公有化の推進と保存・活用を進めるため、令和6(2024)年度においても、引き続き、 国指定史跡等の土地買上、整備事業等への支援 を行いました。

6-5 歴史的・文化的な遺産

我が国の中央部に位置し、東西日本の結節点 として古くから開けてきた本県には、数多くの 歴史的・文化的な遺産があります。

その中で重要なものについては、有形文化財、 無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念 物に指定され保存・活用されています(表 2-4-20)。

表 2-4-20 三重県内の国・県指定等文化財数 (令和7 (2025) 年 3 月末現在)

	種別	国	県	計
)	建造物(内、国宝 2)	26	46	72
重有	絵画	20	44	64
要形	彫刻	68	115	183
文文	工芸品	19	60	79
化化	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	44	59	103
財財	考古資料(内、国宝1)	11	31	42
	歴史資料	4	10	14
	小計	192	365	557
無化	工芸技術	1	1	2
形財	芸	0	1	1
	小青十	1	2	3
文 民 化	無形民俗文化財	10	38	48
俗財	有形民俗文化財	1	25	26
	小計	11	63	74
	特別史跡	1	_	1
	特別天然記念物	2	_	2
	特別名勝及び天然記念物	1	_	1
	史跡	37	71	108
	史跡及び名勝	0	3	3
記念	史跡及び天然記念物	0	0	C
物	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	15	4	19
	天然記念物	21	78	99
	天然記念物及び名勝	1	1	2
	小 計	85	166	251
伝統I	的建造物群保存地区(選定)	1		1
文化	財の保存技術(選定)	0	0	(
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (選択)		15	11	26
重要文化的景観(選定)		0	0	(
登録	有形文化財(建造物)	321		321
登録	有形民俗文化財	1	-	1
登録	記念物	2	_	2
	合 計	340	11	351
	総計	629	607	1,236

6-6 三重県総合博物館(MieMu)の活用

三重県総合博物館 (MieMu) では、県内の博物館、市町や大学、学校、企業等の関係機関、地域のさまざまな主体と連携協力して、三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用することとしています。

令和 6 (2024) 年度は、三重の郷土刀に特化した開館 1 0 周年記念企画展「刀剣 三重の刀とその刀工」を開催し、村正や正重など三重で活躍した著名な刀工を含む 27 人の 59 点の刀剣を展示しました。また、三重の地では作刀されてはいないが、郷土にゆかりの刀 10 点を合わせ、全 69点の刀剣を紹介することができました。通常は公開されていない個人の財産でもある刀剣の展示は、県民や多くの利用者が優れた作品を実見できる機会を創出するとともに、文化財への理解を深める取組となりました。

6-7 熊野参詣道(伊勢路)の保全

熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と 参詣道(さんけいみち)」は、吉野・大峯、熊野 三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈 道(おおみねおくがけみち)、熊野参詣道、高野 参詣道の参詣道からなる文化遺産で、平成 16 (2004) 年 7 月にユネスコの世界遺産に登録され、平成 28 (2016) 年 10 月に、和歌山県内の 熊野参詣道中辺路 9 地点、大辺路 9 地点、および 高野参詣道の 4 地点が追加登録されました。登 録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や 文化に多大な影響を与え、また、良好な形で継承 されていることが評価されました。

世界遺産の登録資産は、三重、奈良、和歌山の 三県にまたがっており、県内では、熊野古道とし て親しまれている熊野参詣道伊勢路のうち、往 時の状況を残す峠道を中心とした約 33km が世 界遺産に登録されています。県では、奈良県、和 歌山県および県内の資産が所在する市町と連携 して、世界遺産の適切な保全にあたっています。

1 大気環境の保全

1-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

① 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質、また、平成30(2018)年4月から、新たに規制が始まった水銀の排出を削減するため、大気汚染防止法や三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、規制対象工場への立入検査等により、引き続き、監視・指導していきます。

② 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などに対し被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

③ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとと もに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要 綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

① 光化学スモッグに係る緊急時の措置 県内 17 発令地域の各関係機関と連携を図り、 学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を求 め、被害の未然防止に万全を期します。

- ② 光化学オキシダント予測システムの運用 予測システムにオキシダントの新しい知見を 加味しながら、運用を実施します。
- (3) 石綿(アスベスト)の飛散対策の推進 令和2(2020)年の大気汚染防止法改正により、特定建築材料の対象拡大と令和4(2022)年4月1日から電子システムによる事前調査結果の報告が義務づけられ、規制が強化されました。引き続き、適切な解体等作業が行われるよう関係団体と連携を図り、事業者等へ指導していきます。

(4) 重金属等の有害化学物質への対応

大気中の有害化学物質(22の優先取組物質および水銀等)の濃度を、四日市市と連携して、引き続き、調査します。

また、有害化学物質の使用事業者へ排出抑制 に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制 を促します。

(5) 有害化学物質(ダイオキシン類)への対応 ダイオキシン類について、発生源となる焼却 施設等の監視、排出の規制および施設の改善指 導を行います。

また、ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置 法に基づき、大気、水、土壌等の各地点で定期的 なモニタリングを行います。

1-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

国が平成 23 (2011) 年 3 月に示した総量削減基本方針に基づき、「三重県総量削減計画」を平成 25 (2013) 年 3 月に策定しました。対策地域内の環境基準の達成状況をふまえながら取組を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視する とともに、自動車環境対策の進捗状況を把握す るため、「三重県総量削減計画」に基づく進行管 理調査等を実施します。今後は、対策地域におけ る環境基準の確保の評価を行っていきます。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車 NOx・PM 法に基づき、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用している事業者に対 し、自動車使用管理計画の策定を指導するとと もに、定期的な報告により同計画の進捗状況を 把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及 を促進するため、県内の事業者が天然ガス自動 車を導入する際、経費の一部を国と協調して補助します。

(5) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援および県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(6) 交通管制システムの効果的活用

交通渋滞に係る情報を収集・分析することにより、運転者に的確な情報提供を行うとともに、 交通の情報に応じた最適な信号制御を行い、交 通の円滑化を図っていきます。

(7) 公共交通等の利用促進

国や市町、関係団体、交通事業者、企業等さまざまな主体と連携・協力してモビリティ・マネジメントの推進に取り組み、バスや地域鉄道等の公共交通の利用促進を図ります。

1-3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音・振動に係る工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導・啓発を行います。

また、騒音規制法、振動規制法の規制地域・規制基準等について、町の要望を受けて指定します。

(2)都市生活騒音対策

① 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図る ため、県ホームページで啓発を行います。

② 未規制事業場(施設)対策

未規制事業場(施設)による騒音苦情の実態を 把握するため、市町との連携を図り、騒音測定等 を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音(道路に面する地域)の地域評価については、道路に面する一定地域内の住居等のうち、騒音レベルが環境基準値を超過する戸数お

よび超過する割合で評価する面的評価により行うこととされています。市と連携して評価を行い、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

(4) 悪臭に係る工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対し、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

また、濃度規制の地域拡大と複合臭に対応できる臭気指数規制の導入について、市町に助言を行うとともに、町の要望を受けて規制地域・規制基準を指定します。

(5) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、家畜排せつ物法に基づき、 畜産農家に対して家畜ふん尿の適正処理につい ての指導を行います。

2 水環境の保全

2-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することにより、水質の状況や経年変化を把握し、水質汚濁の防止、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 環境基準類型の指定・見直し

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められており、当該水域における水道水源や水産養殖での利用、水生生物の保全の必要性等をふまえ、環境基準の類型を指定することにより水質汚濁の防止を図っています。

また、環境基準の類型を指定した水域のうち、環境基準の達成状況、汚濁源の状況変化等から、環境基準類型への見直しが適当である水域については、適宜環境基準類型の見直しを行うことでさらなる水質改善を図ります。

平成 26 (2014) 年度、本県の 43 河川を対象に、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型を指定しました。引き続き、これらの河川について、水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況を確認していきます。

(3) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の立入検査等を実施することにより、排水基準の遵守、排水処理施設の 適切な維持管理等を徹底し、公共用水域の水質 汚濁の防止を図ります。

(4) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、家畜排せつ物法に基づき、畜産農家に対して家畜ふん尿の適正処理 についての指導を行います。

2-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

下水道、集落排水施設、浄化槽等を所管する関係部局が連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

① 公共浄化槽等整備促進事業

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、令和7(2025)年度は6市町において実施され、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

② 浄化槽設置促進事業

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を図る事業であり、令和7(2025)年度は、20市町を対象に単独処理浄化槽やくみ取り便槽の撤去費用および宅内配管費用の補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

① 生活排水による汚濁負荷低減

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理 浄化槽への転換を図るため、新聞広告等さまざ まな媒体を通じて、県民に対して啓発を行って いきます。

② 浄化槽等の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、引き続き、浄化 槽等の適正な維持管理を実施するよう浄化槽管 理者等に対して指導を行います。

3 伊勢湾の再生

(1) 水質総量規制の推進

伊勢湾においては、環境基準達成率が改善傾向にありますが、依然として大規模な貧酸素水塊が発生しています。環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和4(2022)年10月に策定した「第9次水質総量削減計画」に基づいた取組を推進していきます。また、令和6年12月から国の専門委員会において第10次水質総量削減のあり方について審議されていることから、国や隣接県との情報共有を行いながら、次期計画の策定に向けた準備を進めていきます。

(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と 保全を図るため、三県一市等との連携協力によ り、普及啓発物品の共同作成・配布、国への提言・ 提案等を実施します。

また、海洋ごみ対策については、「伊勢湾流域 圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、広域的 な発生抑制対策に取り組みます。

(3) 伊勢湾の再生

「きれいで豊かな伊勢湾」の再生に向け、生物の生息場となる干潟・浅場・藻場の保全・再生・ 創出や適正な流入負荷量の設定・管理に関する 調査研究について、大学や水産部局とも連携し て進めていきます。

また、生物生息環境に配慮しつつ、「第9次水質総量削減計画」に基づき、「きれいで豊かな伊勢湾」の再生に向けて、関係機関と連携し、総合的な水環境改善に取り組んでいきます。

4 土壌・土砂等の対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法および三重県生活環境の保全 に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出 があったものについて、適正な措置を指導する とともに、人への健康被害のおそれがあるもの について、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

地下水および土壌中のダイオキシン類の実態 把握のため、県内の地下水および土壌の環境調 査を実施します。

(3) 地盤沈下対策

① 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

工業用水法、三重県生活環境の保全に関する 条例および「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」 に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対す る地下水の採取の規制・指導を実施します。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曽岬町および川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

ウ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

要綱推進調査として地盤沈下の調査研究および地下水採取量の把握をします。

② 北伊勢工業用水道の整備

強靱な工業用水道の構築を図るため、主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組みます。

また、企業誘致担当部局等とも連携し、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給など、工業用水道の需要拡大を進めていきます。

(4)温泉の保護・利用

温泉の保護と適正な利用等を図るため、地域の特性に即した指導を行います。

(5) 土砂等の埋立て等の規制等

土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、届 出により事前に土砂等の埋立て等の把握を行う とともに、三重県土砂等の埋立て等の規制に関 する条例等に基づく土砂等の埋立て等を行う者 等への監視・指導を行います。

5 良好な景観の形成

(1) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観づくりへの主体的な取組を 支援し、市町における景観計画の策定等を促進 するため、景観アドバイザーや職員を派遣しま す。

(2) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の 高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アド バイザーの派遣などを行います。

(3) 景観まちづくりの推進

地域の創意工夫やニーズを反映した県民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまちなみ等の地域資源に配慮した県有施設の整備済箇所を積極的に情報発信し、まちの良好な景観形成を推進します。

(4)屋外広告物の規制等による良好な景観形成屋外広告物に関する啓発、指導、取締りを行うとともに、9月10日の「屋外広告の日」に加え、9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化旬間」にあわせ、関係機関と連携したキャンペーン活動を行います。

(5) 地区計画制度の活用

令和7(2025)年度においても市町による地区計画の策定を促進します。

(6)道路・沿道景観の保全・創出

次のとおり (表 2-4-21)、街路の整備を実施します。

表 2-4-21 街路の整備(令和7(2025)年度)

路線名	都市名				
桑部播磨線	桑名市				
野町国府線	鈴鹿市				
津海岸御殿場線	津市				
外宮常磐線	伊勢市				
本町宮川堤線	伊勢市				
御幸道路	伊勢市				
尾鷲港新田線	尾鷲市				

(7)農村景観の保全

① 農村の総合的な整備(実施1地区)

農業集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域の総合的な振興を図ります。

② 中山間地域の総合的な整備(実施7地区) 中山間地域において、それぞれの地域の立地 条件に沿った農業生産基盤と農村生活環境の整 備をあわせて総合的に行うことにより、農業・農 村の活性化を図り、農村地域における生産性と 利便性の向上を図ります。

(8) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の 実施により、海につながる景観づくりを推進し ます。

(9) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林 資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の 低下等につながるものです。

このため、関係市町の松くい虫被害対策が効果的に実施されるよう、指導および情報提供を行い、被害の拡大防止に努めます。

6 歴史的・文化的環境の保全

(1) 指定文化財の保存・活用

特に重要な文化財について、将来にわたって 保存・活用するため、指定等を行います。また、 指定文化財等の現状を把握するため、文化財保 護指導委員を中心に巡視・調査を行い、さらに、 適切な保存とその活用を図るため、所有者や管 理者等が行う保護事業に対して支援します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

① 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い発掘調査を行います(表 2-4-22)。

表 2-4-22 発掘調査予定(令和7(2025)年度)

	遺跡数	面積(㎡)
農林水産部関連	3	4,910
県土整備部関連	3	2,840
教育委員会関係	1	40
合 計	7	7,790

② 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を令和7(2025)年度は3か所で実施し、発掘調査の様子を積極的に公開します。

また、これまでの調査成果を整理するととも に、公開します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存・活用を図るため、斎宮 跡などの土地公有化および史跡整備に対し補助 を行います。

(4) 三重県総合博物館 (MieMu) の活用

教育委員会事務局社会教育・文化財保護課および市町教育委員会文化財所管課と連携し、カモシカ、ネコギギ、オオダイガハラサンショウウオ等の情報収集に努めます。

また、県内の関係機関や個人が調査等で収集 した標本や資料を受け入れ、適切に保存・管理・ 活用します。

(5)歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備 亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの 一部を形成する国・県指定文化財(建造物および 史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保存・ 活用を支援します。

(6) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

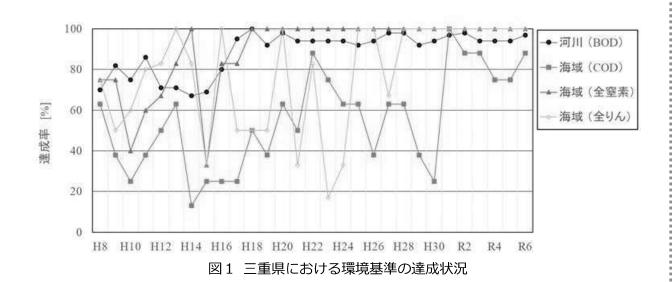
世界遺産に登録されている資産は、世界の文 化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界 遺産条約)に即した遺産の保護や周辺環境の保 全対策が必要となります。環境や景観を損なう ことなく遺産を守っていくため、文化財保護法 による保護、さらに、自然公園法、森林法、河川 法あるいは関係する市町の景観保護条例等によ り適切な措置を講じていきます。 また、世界遺産を継承していくため、世界遺産 の所在地域において、「価値」に気づくための普 及啓発事業等を推進します。

コラム9

きれいで豊かな海に向けた取組~現状と今後~

1. 県内の海域の現状

身近な海である伊勢湾は、湾口部が狭く、内海と外海との海水交換が行われにくい特徴があり、閉鎖性海域と呼ばれています。伊勢湾では、高度経済成長期に栄養塩類(窒素、りん)が大量に流入し水質が悪化しました。また、沿岸域の開発等により生物生息場である干潟・藻場が減少しました。産業の集中や生活排水による水質汚濁を防止するため、「水質総量削減制度」が導入され、陸域からの負荷量は減少し、環境基準達成率は向上しました(図1)。



一方、近年、のりの色落ち等、海域の生物生産性の低下が課題となっています。栄養塩類は量が多すぎると赤潮や貧酸素水塊に影響を及ぼしますが、生態系を支える植物プランクトンの栄養となるため、海の生物には不可欠なものです。栄養塩類の管理と干潟・藻場等の生物生息場の保全再生を両輪で進めていく必要があります。本県では、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を進めています。

2. 栄養塩類管理運転の実施と効果検証

本県では、環境生活部、農林水産部、県土整備部の3部が連携し、海域に適度な栄養塩類を供給できるよう、県内6か所の流域下水処理場で栄養塩類管理運転を実施しています。令和4(2022)年度には、より柔軟に管理運転が実施できるよう、「第9次水質総量削減計画」に基づき、下水道業における窒素およびりんの総量規制基準を国の基準の上限まで見直しました。令和6(2024)年度時点で、管理運転を行う前より、放流水中の窒素とりんの濃度は増加(窒素は約1.6倍、りんは約2倍)しました。

管理運転の実施とあわせて、その効果検証も行っています。令和4(2022)年度から南部浄化センターと宮川浄化センターの周辺海域で水質等の調査を行い、その結果をもとにシミュレーションを行ったところ、窒素、りんともに浄化センター放流口付近で濃度が高く、放流口から離れると拡散していることが確認できました(図2)。引き続き、他の浄化センターにおけるシミュレーションを行い、効果検証に取り組んでいく予定です。

令和4年11月28日 北部浄化 センタ OFFICE IN IV 南部浄化 志登茂川浄化 雲出川 左岸浄化● センタ・ 松阪浄化センタ □ 黒のり漁場● 管理運転試行 宮川浄化 管理連転訊行管理運転調査 令和4年度調査結果(抜粋) PO4-P (リン酸態リン) のコンター図 浄化センターの放水口 宮川浄化センタ 調査測点 令和5年1月13日 青色ほど高濃度 ● - H Br # 図 2 令和4年度のりんの調査結果(抜粋)

南部浄化センター

3. 生物生息場の保全・再生等

生物生息場である藻場、干潟および浅場の 図2 〒和4年度のりんの調査結果(扱粋) 保全・再生等について、関係機関との連携により、砕石等を活用した干潟・浅場造成、漁業者等による干潟・浅場の保全活動支援(稚貝の移植、耕うん、害敵生物の駆除、生物調査等の支援)などにも取り組んでいます。

4. きれいで豊かな海に向けた今後の取組

栄養塩類の不足は水産資源の減少の一つの要因ですが、それ以外にも気候変動による海水温上昇、埋め立て等による生物生息場の喪失、赤潮や貧酸素水塊の発生等のさまざまな要因が複合的に影響していると考えられています(図3)。要因の一つである貧酸素水塊のメカニズム

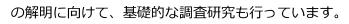




図3 複合的な要因のイメージ

「きれいで豊かな海」に向けた取組は、県庁の関係部局で構成する『三重県「きれいで豊かな海」協議会』で進行管理等を行うとともに、栄養塩類管理運転や調査研究などの継続、よりきめ細やかな海域の状況に応じた「水環境管理」を行っていきます。また、現在、国においては次期(第 10 次)水質総量削減の在り方について審議が始まっていることから、県でも、次期計画の検討を行ってまいります。

コラム10

伊勢湾の動物プランクトン調査 ~きれいで豊かな海を取り戻すための基礎的な調査~

広域的な閉鎖性海域である伊勢湾では、水質保全を図るため、工場・事業場をはじめ、生活排水等も 含めた汚濁発生源について、総合的・計画的に汚濁負荷量(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、 りん含有量)の対策を進める水質総量削減制度が導入されています。

これらの規制等により、伊勢湾の COD は改善傾向にあります。また、窒素含有量、りん含有量については、平成 25 (2013)年度以降、概ね環境基準を達成しています。

その一方で、海水温が高くなる時期に発生する貧酸素水塊の長期化等の複合的な要因による漁獲量の減少など、近年、伊勢湾内でみられる生物生産性の低下が危惧されています。

このため、貧酸素水塊が発生するメカニズムを解明するとともに、窒素・りん等の栄養塩類の濃度変化が生態系へ及ぼす影響について調査を行い、生物生産性の向上につながる取組が求められています。

生物生産性を知る上で、生態ピラミッド(図1)を支える植物プランクトンの状況を知ることは重要であり、これまでの調査から、窒素・りん等の栄養塩類濃度が低下してきた伊勢湾において、植物プランクトンが小型化してきたことが明らかになっています。

他方で、一次捕食者である動物プランクトンの調査は あまり行われておらず、その実態はほとんどわかってい ないことから、三重県保健環境研究所では県の水産研究 所等と連携し、伊勢湾の動物プランクトンについての調 査を令和4(2022)年度から実施しています。

1. 調査方法

水産研究所が実施している伊勢湾浅海定線調査(調査船 「あさま」で実施)に併せて伊勢湾の湾奥、湾央、湾口の

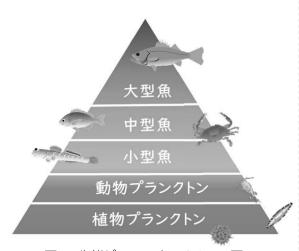


図1 生態ピラミッド(イメージ図)

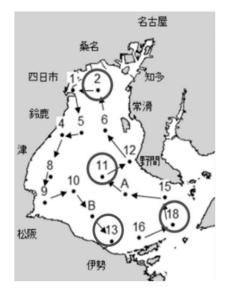


図2 三重県水産研究所浅海定線調査測点(○:動物プランクトンの調査地点)

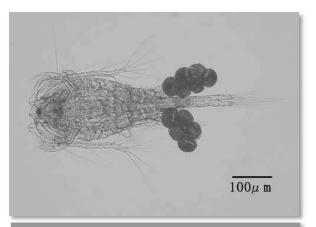
4地点(図2)で、年4回(春夏秋冬)採取した試料と、平成18(2006)年度~令和元(2019)年度に採取し保管していた試料について、動物プランクトンの調査を進めています。

2. 調査結果

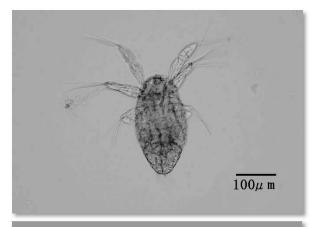
令和4(2022)年度の調査で伊勢湾の動物プランクトンは、平均で38種類が確認され、その中の67.5%を節足動物門が占め、残りは7.7%が脊索動物門、5.9%が刺胞動物門、5.8%が毛顎動物門であり、出現する主要な種は調査月(季節)ごとに大きく異なっていることが分かりました。

また、優占種であるカイアシ類やミジンコ類といった節足動物は、平成 18 (2006) 年度から現在にかけて減少傾向にあることが分かりました。

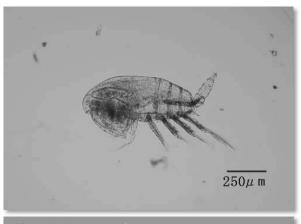
保健環境研究所では、この他にも伊勢湾へ流入する河川の流域別汚濁負荷量に関する調査を行っており、生活環境保全の確保に資する取組として、引き続き、きれいで豊かな海を取り戻すための調査研究を進めていきます。



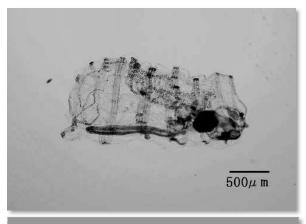
節足動物門 カイアシ類



節足動物門 カイアシ類



節足動物門 ミジンコ類



脊索動物門 ウミタル類

第5章 共通基盤施策

















「V 共通基盤施策」については、「I 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「IV 生活環境保全の確保」の各施策を推進していくための"エンジン(駆動力)"として位置づけています。

持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現のためには、県民、事業者等のさまざまな主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動の推進、事業者については環境経営を推進することなどが重要となります。

第1節 令和6年度の取組概要と成果等

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習 (身近な環境問題への取組の推進)

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をとおして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図っています。

また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介 やボランティア活動への参加意欲を高める取組 を進めています。

(1)「学校環境デー」の取組を中心とした環境教育の推進

県内の学校・園で、例えば各学校において、環 境教育に関する全体的な計画等を作成し、学校 のあらゆる教育活動の中で環境教育を実践して いくよう、取組を促しています。

また、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをとおして環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図っています。

(2) 県立学校における環境マネジメントの取組全ての県立学校で「県立学校環境マネジメント」を作成し、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づいた継続的な取組を、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っています。

(3)四日市公害に関する学習

四日市市にある「四日市公害と環境未来館」と 連携し、その所蔵品や語り部の方々から四日市 公害の経緯を伝え、環境保全の意識を育んでい きます。

座学的な講義形式ではなく、実験や体験から、 気づきを得る事を目的とした講座や課題解決の ため、ディスカッション形式により、さまざまな 意見を取り入れて、より良い方法を発見してい く手法を取り入れた講座を実施していきます。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1)環境教育・環境学習の充実

① 環境教育・環境学習の推進

県では、県環境学習情報センターを拠点施設として、環境教育・環境学習を推進するとともに、学校や社会においても、環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の普及・啓発に努めています(表 2-5-1)。

表 2-5-1 県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況(令和6(2024)年度)

区分	}	内 容
センター主催		一般向けの講座のほか、SDGs、地球温暖化対策等をテーマとした基礎講座や生物多様性、ESD実践等の環境学習指導者養成のための講座、工作や自然観察会等の夏休みこども環境講座等、103講座(2,807人)を開講しました。
出前講	座	県内小中高等学校等の授業や、公民館、市民活動団体の学習会等への出前講座を107回(4,379人)実施しました。
見学視	察	県内小・中・高等学校等の社会見学受け入れや環境
体 験 教	室	体験学習を108団体(6,154人)に実施しました。
その他イベント等		・地球温暖化防止啓発ポスターコンクールを実施し (小中学82校、878人参加)、「みえ環境フェア 2024」で入賞者の表彰を行いました。 ・こどもと保護者を対象とした「ECOサマーデー」 や「高校生の環境活動交流会」等のイベントや交流 会等を実施し7,772人が参加しました。

② こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成するため、平成7(1995)年6月から環境庁(現環境省)によりはじめられました。県内でも環境の保全に取り組もうとする子どもが、大人と一緒に家庭や地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動等の実践運動に自主的に取り組んでいます。

こどもエコクラブ活動の定着と推進を図るため、各クラブのメンバー・サポーターの交流会や、活動を支える市町担当職員の研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

令和 6 (2024) 年度の会員数は、61 クラブ 11,733 人となりました。

(2) 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点施設として、各種講座の開催や、情報提供、展示等に取り組み、子どもから大人まで幅広く利用いただけるよう機能の充実に努めています。

運営・管理には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を活用しながら、一層効果の高い環境教育・環境学習の機会の提供に取り組んでいます(表 2-5-2)。

表 2-5-2 県環境学習情報センターでの環境教育に 関する主な業務内容

- ・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用
- ・参加・体験型の環境講座、出前講座、交流事業等の実施
- ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成
- ・ホームページ、情報誌、メールマガジン等を活用した環境 教育に係る情報の発信
- ・県民、市民活動団体、企業との協働連携

(3) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公 園 | の活用

森林教育や自然とのふれあいの拠点として「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置し、県民等の利用者に自然観察会や生物多様性の学びの場として活用いただいたほか、身近な憩いの場として利用していただきました。

(4) 三重県総合博物館(MieMu)の活用

県総合博物館 (MieMu) は、誰もが主体的に学び、交流できる場となることで、環境学習や自然環境の保全のための人材育成支援の役割を果たしています。

「ミュージアムパートナー」は、当館学芸員が活動を支援し、独自の講座・観察会を実施し、三重の自然と歴史・文化について調査・観察、情報発信する活動を令和 6 年度も継続して実施しています。

また、ウミガメネットワーク三重や三重県環境学習情報センター、三重生物教育会や企業との連携等により環境教育や環境学習の推進を図りました。

開館10周年記念企画展「標本 あつめる・のこす・しらべる・伝える」では、標本の重要性や可能性、それを扱う博物館活動(収集、保管、活用)への理解、自然環境への興味関心をより深める機会を提供しました。

(5) ビジターセンターの整備

ビジターセンター (博物展示施設) では、自然 公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利 用者が容易に理解できるよう、解説または実物 標本、模型、写真、映像、図表等を用いた展示を 行っています (表 2-5-3)。

表 2-5-3 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩 国立公園	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成

県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動できる人材を育成しました(令和6(2024)年度指導者養成講座受講者数1,663名)。

2-2 環境保全活動の支援、促進

- (1) 地域における自主的な環境保全活動の促進
- ① 河川等の維持・美化を行う団体の活動支援 県管理河川および海岸の環境美化について、 河川・海岸管理者だけの対応には限界がありま す。

適正な河川・海岸管理を行っていくためには、 県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に 努める必要があります。

令和6(2024)年度には、フラワーオアシス 事業として憩いと潤いに満ちた水辺環境を作る ことを目的に、ボランティア活動8団体等を対 象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

② 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を 図るため、ボランティア団体等に作業用物品の 提供等の支援を行っており、令和6 (2024) 年 度の実績は、道路関係で 153 団体、河川関係で 136 団体、海岸等の関係で 83 団体となっていま す。

地域住民に道路の一定区間の除草、ごみ拾い等の維持活動をお願いする「ふれあいの道事業」

を実施しており、令和6(2024)年度は6団体が活動を行いました。

③ 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応を行いました。

(2) 各主体の連携による環境保全活動の促進

① オフィス等での省エネ運動の展開

平成 15 (2003) 年度から中部圏知事会の構成 団体とともに、夏季の一定期間において適正冷房 (室温 28℃) を徹底し、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組むとともに、県内の企業 や市町等に実施を呼びかけました。県庁内では、日常的な勤務はもちろん、会議や出張の場面でも夏季の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

② 年間をとおして行う自主的な庁舎周辺の美 化行動

勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通じて自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。

令和6(2024)年度は、延べ2,960名の県職 員がこのボランティア活動に参加しました。

③ 連携による環境教育実践活動の促進

環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「みえこどもエコ活動」に企業、学校、行政が連携して取り組んでおり、令和6(2024)年度は県内企業4社からの協力を得て、4市町7校、259名の小学生が取り組みました。

3 環境経営の推進

(1)環境対策促進に向けた資金繰り支援

·三重県環境対策促進資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境 問題に対する取組に対し、必要となる資金の融 資制度を設けています(表 2-5-4)。

表 2-5-4 三重県環境対策促進資金 (令和7 (2025) 年 3 月末現在)

項目	内容			
融資限度額	5,000万円 ※土地汚染状況調査の場合 200万円			
融資利率	国定・年率1.60% ※以下の場合は、固定・年率1.40% (1) 新エネルギー関連施設・設備の設置 (2) 省エネルギー関連施設・設備の設置 (3) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (4) 環境対策車の導入 (5) リサイクル関連施設の整備等			
保証料	年率 0.45%~1.50%			
融資期間	設備資金7年以内(据置期間1年以内を含む)			
紅貝州间	運転資金5年以内			
返済方法	元金均等月賦返済			
	(1) 新エネルギー関連施設・設備の設置			
	(2) 省エネルギー関連施設・設備の設置			
	(3) 公害防止および環境保全に資する施設の設置			
	(4) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転			
	(5) 土壌汚染の除去等			
	(6) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置			
融資対象	(7) 環境対策車の導入			
	①低公害車の購入			
	②使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造			
	③Nox ・PM低減装置の装着			
	④Nox ・PM法排出基準適合車への買い替え			
	⑤ポスト新長期規制以降の排出ガス規制対応車への買い替え			
	(8) リサイクル関連施設の整備等			

(2) 事業者の環境経営の促進

① 脱炭素経営の促進

県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲がある県内企業を公募し、応募のあった3社に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認やSBT(Science Based Targets)に整合した温室効果ガス削減目標の設定などの支援を実施しました。

② 環境に配慮した認証制度

将来にわたって水産資源の持続可能な利用を担保するため、MEL (Marine Eco-Label Japan)等の水産エコラベル認証の取得に向けた取組を促進しました(令和7(2025)年3月末現在:認証取得件数8件)。

また、県内の複数の森林が持続可能な森林経営のもと適正に管理されていると評価され、FSC (Forest Stewardship Council) 等の FM (Forest Management) 認証を取得しています。

③ 小規模事業所向け環境マネジメントシステム (EMS) の導入

県内事業者の環境経営の取組を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムである「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム: ミームス(M-EMS)」の普及を行っており、令和7(2025)年3月末現在で、延べ399事業所がM-EMS認証を取得し、173事業所が活動を継続しています。

④ 企業環境ネットワーク

環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政との協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成12(2000)年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」を設立しました。(令和7(2025)年3月末現在:参加企業数340社)

また、メールマカジン等の発行による情報共有を行っています。

⑤ PRTR 制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業 者による化学物質の自主的な管理の改善を促進 し、環境保全上の支障を未然に防止することを 目的とする PRTR 制度(化学物質排出移動量届 出制度)が、平成13(2001)年4月から実施さ れています。

令和6(2024)年度、県内において、法に基づく届出数は731件あり、大気への排出物質については、トルエン、キシレン等の溶剤類が主なものとなっています。

⑥ 環境に優しい生産技術の確立

県内の各養殖場においては、持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖業が営めるよう、良好な漁場環境を維持するための「漁場改善計画」が策定されています。令和6(2024)年度も同計画において設定された適正養殖可能数量の遵守状況を確認し、養殖漁場環境の保全に努めました。

⑦ 農業生産工程管理 (GAP) の普及啓発、導入 支援

GAP(Good Agricultural Practice)は、食品 安全、労働安全、環境保全等につながる取組であ るとともに、リスクや改善点を認識し、改善の仕 組みを構築することにより、経営基盤の強化に つながる重要な取組です。より安全で、より効率 的で、持続可能な農業の実現に向けて、GAP 推 進指導員の育成(令和7(2025)年3月末現在: 239名)による支援体制を構築し、国際水準GAP 認証取得の推進(令和7(2025)年3月末現在: 53件)と、国際水準GAPの取組の拡大を進めて います。

(3) 県における環境経営の推進

県では、県民や企業から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず 環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。 ① ISO14001 で培ったノウハウを生かした県 庁マネジメントの推進

平成 12 (2000) 年 2 月に、本庁およびその周 辺機関において ISO14001 を認証取得し、その 後順次対象範囲を拡大しながら、ISO14001 に 基づく環境マネジメントを推進してきました。

こうした中で、廃棄物の発生抑制およびリサイクルの促進、温室効果ガス排出量に係る電気、燃料等の使用量削減などに大きな成果を上げるとともに、職員の環境意識の定着、成熟も図られました。

平成 26 (2014) 年 4 月からは、長年の ISO14001 の取組で培ったノウハウを生かしな がら本県の行政運営の仕組みである「みえ成果 向上サイクル (スマートサイクル)」にマネジメントシステムを一本化することにより、これまでの成果を維持しつつ、本県の仕組みに合致した、より効率的な運用に努めています。

② 環境調整システムの推進

県では、自ら実施する一定規模以上の事業について、計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県事業における環境配慮の徹底を図っています。令和6(2024)年度には、5件の開発事業について、審議・調整を行いました。対象とする開発事業の種類は、次のとおりです。

- ・道路の整備
- ・河川・ダム等の整備
- ・海岸の整備
- ・公有水面の整備
- ・港湾の整備
- ・森林の整備
- ・公園の整備
- ・下水道の整備
- 水道の整備
- ・農業農村の整備
- ・発電所の整備
- ・建物の建設
- ・用地の整備
- ・その他

(4)組織的な取組を進める三重県庁のグリーン 購入

グリーン購入については、平成 13 (2001) 年 10 月 1 日に「みえ・グリーン購入基本方針」を 策定し、日常的に購入する全ての消耗品 (単価契約物品)を環境配慮型商品とし、平成 14 (2002) 年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部 門についても数値目標を定めて取り組んでいます。

その後、三重県リサイクル製品利用推進条例 や県産材利用推進のための「三重の木」制度によ る認定製品について、本県独自のグリーン購入 の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成 17 (2005) 年 4 月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001 をはじめ、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS)」等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

(5) 環境・エネルギー関連産業の振興

成長分野である環境・エネルギー関連産業へ の進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につ なげるため、企業の研究開発や新事業展開等を 促進します。

令和 6 (2024) 年度は、「ナトリウムイオン電池のフルセル電池試作及び新規負極電極材料の検討」「耐火物用新規シリコン系炭化物原料に関する検討」「高融点炭化物セラミックスに関する検討」「市販蓄電池性能の評価」「エネルギー削減を目的とした製品温度管理技術」「天然鉱物から炭素含有耐火物用耐酸化抑制剤(AI-Si-C系複合炭化物)を合成する技術の確立」「ナトリウムイオン電池用 Sn/C 負極材料へのカーボンナノチューブの適用に関する研究」に関する共同研究・技術支援等(計7件)を実施しました。

また、省工ネにつながる耐火物材料や、エネルギーを蓄えて効率よく使う蓄工ネに関する研究成果について学会等での発表(3件)により PR しました。

4 環境に配慮した事業活動の推進

4-1 環境影響評価等の実施

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い、開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和 54 (1979) 年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成 9 (1997) 年 6 月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成 10 (1998) 年 12 月に三重県環境影響評価条例(以下、「4-1」において「条例」)を制定し、平成 11 (1999) 年 6 月 12 日から全面施行しました。

また、平成 23 (2011) 年と平成 25 (2013) 年に環境影響評価法が改正されたこと、条例の制定から 16 年以上が経過していることをふまえ、条例を改正し、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から簡易的環境アセスメントの導入等を行いました。

簡易的環境アセスメントは、環境影響評価手続の「対象事業」の規模要件未満の造成事業についても一定の環境配慮がなされるよう、一部の「対象事業」の規模要件の 1/2 以上の規模の事業を「準対象事業」と位置づけ、文献調査等の簡易な調査方法による環境影響評価手続を求めるものです。

なお、条例に基づく手続の体系は、図 2-5-1 に 示すとおりです。

要綱に基づく手続も含め、令和6 (2024) 年度末までに評価書作成または措置報告書作成までの一連の手続が終了したものは171件です。

令和6(2024)年度は、2件の事業(太陽電池発電所、土地区画整理事業)の準備書および2件の簡易評価書(工業団地の造成、太陽光発電事業)について、地域および事業の特性を考慮し、

大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と 生態系の保全、景観の保全等について配慮する よう三重県環境影響評価委員会の答申を受け て、知事意見を述べました。

環境影響評価手続であらかじめ調査・予測・評 価を行った内容について、事業者自らが実際の

影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのよ うに対処を行ったかをまとめた事後調査報告書 については、19件提出されました。

対象事業

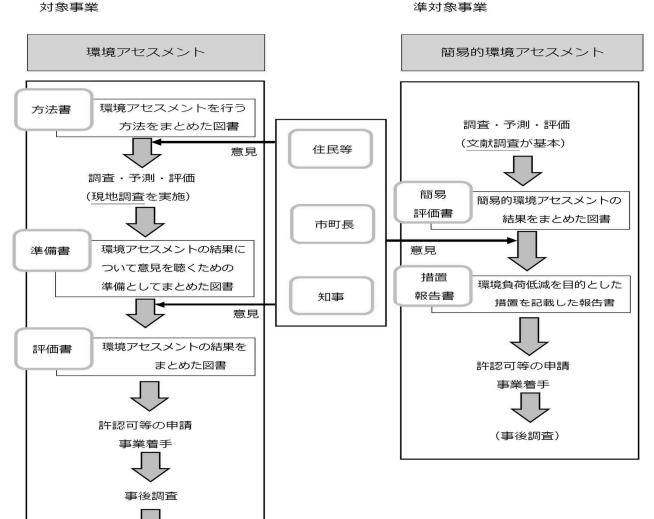


図 2-5-1 三重県環境影響評価条例の手続

事後調査の結果をまとめた

報告書 (事後調査終了まで毎年度)

事後調査

報告書

4-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止 を図るため、昭和47(1972)年7月に三重県公 害事前審査会条例を制定し、公害事前審査を実 施しています。(図2-5-2)

審査の重点は、次のとおりで、学識経験者による慎重な検討が行われます。

- ・公害防止施設等に関する技術的検討
- ・工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響
- ・法または条例に基づく排出基準等の適合性 なお、令和6(2024)年度までに審査を実施 したものは、195件です。

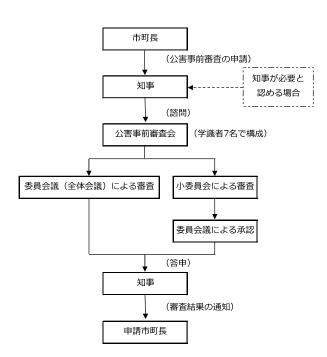


図 2-5-2 公害事前審査の手続

4-3 環境保全協定の締結促進

三重県環境基本条例第 5 条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲 を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関す る項目を含むものであり、環境関係の諸法令等 を補完するものとして、地域の自然的、社会的条 件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は、令和6(2024)年度末で1,434件となっています。

4-4 公害紛争への対応

(1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理 法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市 町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防 災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員 を配置しています。

- ・年次別種類別公害苦情処理取扱状況 令和5(2023)年度に県または市町が取り 扱った大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公 害苦情件数は1,361件でした(図2-5-3)。
- ・地域別公害苦情取扱状況 公害苦情件数 1,361 件を発生地域別に見る と、北勢地域が 39.6%、中南勢地域が 25.0%、 伊勢志摩地域が 26.3%、伊賀地域が 5.4%、 東紀州地域が 3.7%となっています(図 2-5-4)。

なお、公害苦情件数を主な発生原因別に見る と、焼却(野焼き)が 300 件(22.0%) と最も 多くなっています(図 2-5-5)。

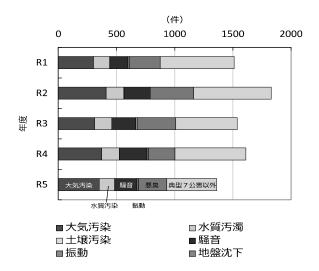


図 2-5-3 年次別種類別公害苦情処理件数の推移

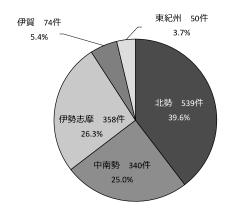


図 2-5-4 地域別公害苦情件数 (令和 5 (2023) 年度)

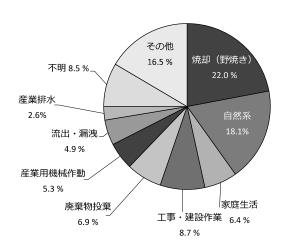


図 2-5-5 主な発生原因別公害苦情件数(令和5(2023)年度)

(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に 基づき、昭和45(1970)年10月に三重県公害 審査会条例を定め、同年11月に三重県公害審査 会を設置して、典型7公害(大気汚染、水質汚 濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に 係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っ ています(表2-5-5)。

表 2-5-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

申請受付年	処理種別	処理事件名	終結区分
H27	調停	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	打ち切り
H28	調停	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	取り下げ
H29	調停	防災無線からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
H29	調停	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	成立
R1	調停	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	打ち切り
R2	調停	太陽光発電施設からの水質汚濁防止請求事件	打ち切り
R2	調停	牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件	取り下げ
R3	調停	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
R5	調停	マンション管理会社からの薬剤散布被害防止及び損害賠償等請求事件	打ち切り
R6	調停	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	成立
R6	調停	金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償 請求事件	成立

4-5 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当などの支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、公害健康被害補償法が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62 (1987) 年9月に、公害健康被害補償法は公害健康被害の補償等に関する法律に改正されました。この改正により、昭和63 (1988) 年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、継続して認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階 層別・疾病別の被認定者数については次の表の 示すとおりです。

表 2-5-6 被認定者数の推移(単位:人)

衣 Z-5-6					
年度	年度末被	認定者数			
一一反	四日市	楠町			
H15	501	49			
H16	523	_			
H17	512				
H18	499	_			
H19	488	_			
H20	476				
H21	462				
H22	450	_			
H23	433	_			
H24	422	_			
H25	411	_			
H26	394				
H27	377	_			
H28	368				
H29	358				
H30	336				
R1	327				
R2	318	_			
R3	310				
R4	289				
R5	279	_			
R6	267	_			

注)楠町は平成17(2005)年2月7日付で四日市市に 編入合併

表 2-5-7 年齡階層別被認定者数

(令和7(2025)年3月末現在)(単位:人)

年齢	四日市市			
MD	男	女	計	
0 ~14		_	_	
15~29		_	_	
30~44	11	3	14	
45~59	69	48	117	
60~64	18	12	30	
65~	36	70	106	
計	134	133	267	

表 2-5-8 疾病別被認定者数

(令和7(2025)年3月末現在)(単位:人)

	四日市市	
男	女	計
23	27	50
111	106	217
0	0	0
0	0	0
134	133	267
	23 111 0 0	男 女 23 27 111 106 0 0 0 0

4-6 健康被害予防事業の実施

令和6(2024)年度には表 2-5-9 の事業を実施しました。

表 2-5-9 健康被害予防事業の実施状況

<u> </u>		(左/次)		」が手来の天旭がル
実	施	主	体	四日市市
事	当	Ě	名	環境保健健康相談(アレルギー健康相談)
対			象	幼児
内			容	アレルギー素因児、アレルギー疾患歴のある児、アレルギー疾患に漠然とした心配のある児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。
実	施	場	所	四日市市総合会館 5階
開催	回数又	は開催	月日	年6回
参	加	人	数	59人
事	為	Ě	名	子育て支援センター等におけるアレルギー 健康相談
対			象	乳幼児
内			容	アレルギー疾患に対する正しい知識と家庭 でできる適切なケア等を情報提供するとと もに、相談支援を実施する。
実	施	場	所	子育て支援センター等親子が集まる場
開催	開催回数又は開催月日		月日	年12回
参	加	人	数	72人

5 国際協力・技術移転

(1)姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

本県では「独立行政法人国際協力機構」(JICA) の草の根技術協力事業として「パラオ共和国ガッパン州イボバン、アイメリーク州モンガミにおける官民協働ごみゼロ社会推進事業」を実施中です(実施主体:公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT))。

令和6(2024)年は第2フェーズの2年目であり、パラオ共和国(以下、パラオ)で最大の島であるバベルダオブ島内のアイメリーク州およびガッパン州において、資源物の分別排出の仕組みを普及させるため、資源回収ステーションを集落や全小学校に設置し、その上で地域住民や学校生徒による分別排出をはじめています。また、その活動を支援するため意識啓発の付帯的活動も同時に行って、面的に展開しています。

また、令和 6 (2024) 年は 日・パラオ外交関係樹立 30 周年にあたることから、上記の活動を、三重県立図書館内(JICA 中部主催)や伊勢市立小俣図書館内(伊勢市主催、「伊勢とパラオの交流の歴史展」の一部として)において写真パネルにより紹介しました。この他、県内の小学校とパラオの小学校間のオンライン交流も支援しました。

(2)公益財団法人国際環境技術移転センター (ICETT)による環境保全活動

地球環境の保全と世界経済の持続的な発展に 寄与するため、産業界、学界等の支援を得て、 ICETT を設立し、環境保全に関する各種事業を 実施して、諸外国の特性に応じた円滑な技術移 転の推進を図っています。

令和6(2024)年度は、本県からの委託により、高校生、大学生から35歳までの三重県にゆかりのある若者を対象に環境問題や異文化理解等を学ぶグローカル人材育成講座を実施しました。

海外からの受入に関しては、「海外産業人材育成協会」(AOTS)の補助を受け、フィリピンの行政官、企業経営者から成る訪問団を受け入れ、食品廃棄物のエネルギー化技術に関する三重県と

愛知県のケースを理解する研修を実施しました。 た。

また、四日市市からの委託により四日市市と 長年にわたり友好提携を結んでいる中国天津市 からはコロナ禍以降では初めてとなる環境行政 担当職員の来日研修を行いました。

さらに、四日市市、中国天津市および米国ロングビーチ市からそれぞれ高校生が参加し、生物 多様性の保全について学び合う高校生地球環境 塾も開催しました。

この他、JICA「カンボジア国水質汚濁防止能力 向上プロジェクト」の実施機関である「株式会社 建設技研インターナショナル」の委託により、同 事業のカウンターパートを対象とした日本の水 質管理制度や水質分析等について学ぶ研修を実 施しました。

ICETT では、目的に合ったさまざまな関係機関と連携を図りながら、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図っています。

(3)公益財団法人国際環境技術移転センター (ICETT)による脱炭素(カーボンニュート ラル)や資源循環推進のための企業支援等

ICETT は、カーボンニュートラルや資源循環に取り組もうとする国内企業向けの情報や、環境保全はもとより、これらの分野での技術や経験を有する三重県をはじめとする企業等の海外展開支援に関連する事業を実施しています。

令和6(2024)年度は、タイ工業省工場局(DIW)とタイの産業界における温室効果ガス(GHG)排出量の算定・削減への支援等に関する協力覚書(MOU)を締結しました。それに基づき、現地中小企業やタイ政府関係者等を対象としたセミナー開催や、タイにおけるカーボンニュートラル実現に向けた意見交換を行ったほか、関係者の訪日にあたり三重県地域の企業や取組事例の紹介を行う研修を実施しました。

また、カーボンニュートラルの実現に向けて、企業が自社の現状を把握するためのGHG排出量算定・把握や、先行企業の事例に学ぶセミナーを、四日市市の委託で実施しました。さらに、自主事業としても ASEAN 諸国の脱炭素の政策動向や、ASEAN におけるカーボンニュートラルの

実現に資する中部圏の企業の技術や事業の紹介、さらに ICETT の活動報告などをセミナーにより実施しました。

一方、資源循環の推進については、ASEANのe-wasteや、中部地域にも影響の強い自動車業界・繊維業界などの領域における資源循環に関する諸政策、動向、企業の取組事例に関するセミナーを自主事業として開催しました。プラスチックの資源循環に関する技術移転に向けては、地域社会・経済の発展への貢献に資するべく基礎的な調査からはじめ、関係先団体・企業の情報収集や先行プロジェクトのケーススタディ、ASEANのニーズ収集準備等を行いました。

6 研究開発の推進

- (1) 資源循環に関する調査研究
- ① 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内事業者等が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図ることを目的とした技術開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図っています。令和6(2024)年度は、県内事業者からの申請がなく、共同研究の実施はありませんでしたが、企業訪問により産業廃棄物抑制に関する技術の情報収集に取り組みました。

② 地域循環形成の促進に係る産官共同研究 県内事業者等が、地域循環形成の促進に向け、 主に産業廃棄物や使用済み製品の循環利用の推 進のために行う研究開発を支援するため、県内 事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事 業化の促進を図っています。令和 6 (2024) 年 度は、県内事業者と「メタン発酵消化液の肥料利 用に向けた研究」を共同で実施しました。

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性 状に応じた適正な処理および使用用途のもと安 全・安心が確保される必要があります。リサイク ルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実 施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

このため、令和6(2024)年度は、環境リスクの把握等が必要とされる廃棄物のうち、廃太陽光パネルガラス材に関して調査研究を進めました。

また、これまでの調査研究成果をもとに、県内 リサイクル事業者 2 者に対して、リサイクル材 を活用した再生品の開発、管理に係る支援を行 いました。

④ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した再生品について、管理体制と原料の再生資源も含めて環境安全性を調査することとしており、令和6(2024)年度は、下水汚泥から製造された肥料に関して調査研究を進めました。

- (2) 大気環境保全に関する調査研究
- ① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行っています。令和6(2024)年度は、四日市港、鳥羽港の水質、底質の試料採取を行うとともに、四日市市内の河川の水質についてスクリーニング分析を実施しました。また、四日市市内の一般環境大気の試料採取を行うとともに、同大気についてアクリル酸の分析を実施しました。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に 流出が想定される化学汚染物質の把握に関す る研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に 悪影響を起こす可能性があります。本研究では、 県内中小企業から流出が想定される化学汚染物 質のうち、GC/MSで測定可能な物質について、 自動同定定量システム(AIQS)へデータベース 登録を行うことにより、化学物質の流出時にモニタリングを実施し、迅速な事故対応ができる よう調査研究を進めています。令和6(2024) 年度は、県内5河川において、6月と12月に採水を行い、自動同定定量システム(AIQS)を用いて、解析を行うことにより、平常時の状況を把握しました。

(3) 水環境保全に関する調査研究

① 伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

伊勢湾沿岸部の水質(有機物、窒素等)は、海域によって違いがあり、さまざまある要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測しました。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するため、令和6(2024)年度は外城田川流域の負荷量の実態を調査するとともに、負荷量評価方法について検証しました。

② 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

令和6(2024)年度は、伊勢湾から熊野灘沿岸域にかけての有害赤潮の広域モニタリング調査を実施しました。

熊野灘沿岸の複数海域では、カレニア・ミキモトイやシャットネラ属の赤潮が発生しました。 いずれの赤潮についても、漁業被害は発生しま せんでした。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

① 松くい虫の発生予察

松くい虫被害の防止や軽減を図るため、松枯れの誘引となるマツノマダラカミキリの発生時期を予測し、適期に薬剤の散布ができるよう、冷涼な伊賀地域と温暖な志摩地域から採取した枯れ松を用いて、幼虫の生育状況を調査し、その年の成虫の発生時期を予測しています。

また、4月下旬から7月中旬頃まで成虫の発生状況等を観察し、その結果をとりまとめてホ

ームページで公表するとともに、関係機関に情報を提供しました。

② 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾の赤潮や環境変化による漁業被害の防止や軽減を図るため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施しました。その調査結果をとりまとめ、「アコヤ養殖環境情報」として53回、「赤潮情報」として25回、関係機関に情報提供を行いました。

③ アユの資源回復に関する研究

アユ種苗来歴カードを活用したアユ冷水病の 情報収集や解析を行うとともに、カワウの被害 対策に関する全国の最新知見を収集しました。

④ 漁業資源評価に係る調査

本県沿岸域のカツオ、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシ等重要漁業資源の資源量評価と その動向予測を行いました。

また、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシでは、科学的根拠に基づく漁獲可能量を推定することで、漁業資源の保全と持続的利用を図りました。

(5) 保健環境研究所における取組

保健環境研究所では、行政職員に対する分析 講習会の開催や講師派遣を行い、地域の環境問 題の解決に向けた人材育成に努めました。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等 の体制の整備

(1)環境情報の提供

県ホームページにおいて、環境に関するさま ざまな情報を提供しています。

県では、県民との協働・連携の実現には情報公開・情報発信が重要であるとの考えのもと、平成11 (1999) 年にホームページによる環境関連情報の提供を開始しました。

(2) 地理情報システムを活用した森林資源の管理 三重県森林 GIS (地理情報システム) は、森林 資源、林況、林道、治山等の森林情報を一元管理 し、森林情報を解析することで森林のゾーニン グ等が可能なシステムとして、平成 13 (2001) 年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を 進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に 発揮させていくために、同システムを活用して おり、令和6(2024)年度は、データ更新や精 度向上に努めるとともに、クラウド型森林GI Sの普及に取り組みました。

(3) 大気環境の常時監視システム

人の健康を保護し、生活環境を保全するため、 環境総合監視システムを整備・運用し、大気汚染 緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境 の状況の的確な把握と環境保全に努めていま す。

なお、大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を常時監視しており、得られたデータはホームページで公開しています(図 2-5-6)。

環境汚染の未然防止のためには、環境監視が 有効です。四日市地域の環境汚染防止対策には 以前から積極的に取り組んできましたが、その 推進には大気環境の常時監視システムが大きな 役割を果たしてきました。

① 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第 22 条に基づき、県および四日市市が測定局を設置 して行っており、その整備は、昭和 38 (1963) 年 11 月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器により監視したことがはじまりです。以後、県では、桑名市から熊野市まで県内の主な市町に測定局を設置し、一般環境測定局については 23 か所、自動車排出ガス測定局については 7 か所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では、常時監視のための参考データ を得る目的で、上層気象観測局を菰野町の御在 所岳山上に設置しています。

現在の測定局の設置状況は、資料編に記載のとおりです。

② 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量について、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10Nm³/時以上の7工場・事業場を対象に行っています。また、窒素酸化物排出量については、平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用量2,000kg/時以上の12工場・事業場を対象に測定を行っています。

(4) 放射線モニタリング等の情報提供

環境放射能調査は、原子力規制委員会の委託 事業「環境放射能水準調査事業」として全都道府 県で実施されており、本県は、昭和63(1988) 年度から同事業を受託し、調査を行っています。

東日本大震災後、同事業における空間放射線 量率の常時監視を県内 4 か所で行っており、測 定結果は、原子力規制委員会ホームページで公 表されています。

環境総合監視システム

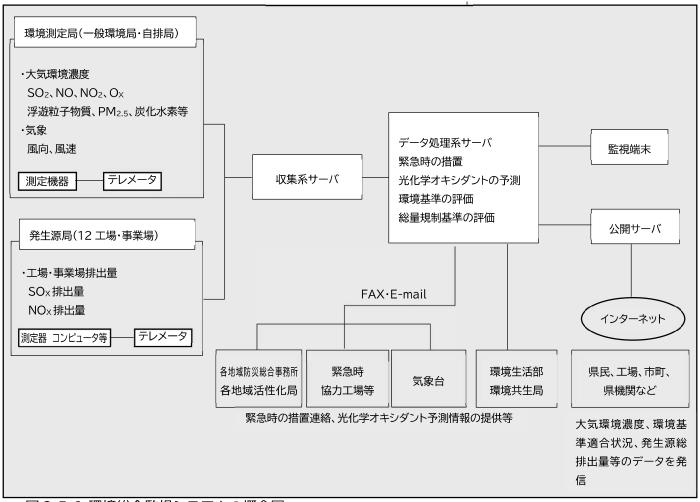


図 2-5-6 環境総合監視システムの概念図

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習

(1)総合的な学習の時間等における環境教育の推進

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、総合的な学習の時間等において、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をとおして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図ります。また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めていきます。

(2)「学校環境デー」の取組

県内の学校・園で、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境学習に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。

(3)環境教育指導者の育成

子どもたちが自然にふれる体験をしたり、そこで得た知識・技能を活用したりすることで、課題を解決する能力を育てることが大切です。このため、学校等の教育現場で活用可能な地域の資源を用いた環境教育の進め方を学ぶ研修や自然体験活動を取り入れた授業の進め方を学ぶ研修を三重大学等と連携して実施します。

また、オンデマンド型研修(ネット DE 研修) において、環境教育に関する研修講座を配信し、 教職員が勤務校等で効果的・効率的な研修がで きるようにします。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1)地域における環境教育・環境学習機会の提供 県内の学校、地域団体、市町等の要望により、 地域に出向いて講座を実施するとともに、市民 向け環境講座等、県環境学習情報センターの講

座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

(2)子どもを対象とした環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座の開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

(3) 三重県環境学習情報センターの活用

① 見学受入れと体験講座の実施

団体見学の受入れについては、展示ホールの 見学と体験講座をセットにして実施すること で、より効果的な環境教育・環境学習の機会を提 供します。

② 企画展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して、県内の環境に優しい取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動を紹介します。

③ 展示のリニューアル

環境問題への気づきを引き出し環境保全の具体的な行動を促進するため、最新の情報を反映した展示への更新やデジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備の新設を進めます。

(4)「三重県民の森」および「三重県上野森 林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるととも に、指定管理者と連携して自然体験イベントを 行うなど、県民の利用を促進します。

(5) 三重県総合博物館(MieMu)の活用

環境教育・環境学習の場として、展示や交流スペース等の施設の活用を図ります。

また、各種講座やフィールドワーク等を計画、フィールドワークでは、県内の多様なフィールドやミュージアムフィールドを活用し、自然環境保全のための人材育成を支援します。

大学や公的機関、民間団体等と連携し、フィールドワークのほか、ワークショップや講演会等を開催し、環境保全、環境教育・環境学習の機会を提供します。

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成 (環境教育・環境学習指導者の養成)

広く環境に関する知識を身につけ、体験型・参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

令和7(2025)年度も、社会情勢や取り巻く 環境の変化に適切に対応し、既存講座のブラッ シュアップを実施していきます。

2-2 環境保全活動の支援、促進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海 岸等の美化を図るため、道路敷の除草、清掃およ び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行 います。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を 図るため、ボランティア団体等に作業用物品の 提供等の支援を行います。

(2) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応や、支援ニーズの把握、市町が支援事業を構築する際のアドバイス等を行います。

(3) 連携による環境教育実践活動の促進

子ども向け環境教育プログラムであるキッズ ISO14000 プログラムが令和 4 (2022) 年度で終了したため、地域における環境教育の展開を目的として県独自で策定した「みえこどもエコ活動」を実施する学校と、社会貢献の一環としてこれを支援する企業との調整など、さまざまな主体との連携による取組を進めます。

(4) サマーエコスタイルキャンペーン

これまでに取り組んできたサマーエコスタイルキャンペーンを継続し、県内事業所に夏季の適正冷房と軽装勤務を引き続き、呼びかけます。(夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間:令和7(2025)年5月1日~10月31日)

(5) エシカル消費の促進

人や社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、SNSの活用やイベント等へ出展するなど普及啓発に取り組むとともに、関係部局が連携しながら、取組を進めていきます。

また、県環境学習情報センターにおいて、エシカル消費に関する県民向け講座の開催や、関係団体や事業者等と広域連携で行う東海三県一市グリーン購入キャンペーンの中でエシカル消費の啓発を実施していきます。

3 環境経営の推進

(1) 事業者に向けた環境経営の促進

ESG 投資や RE100、サプライチェーンでの二酸化炭素排出削減の取組等の動向を紹介するとともに、環境経営や脱炭素経営に取り組んでいる事業者の取組事例等を紹介するセミナーを公開し、事業者の環境経営や脱炭素経営の導入を促進します。

また、県内企業等における脱炭素経営を促進 するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲の ある県内企業等にアドバイザーを派遣するなど の個別支援を行います。

(2) 小規模事業所に向けた EMS 導入事業

「三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム (M-EMS)」と連携し普及に取り組みます。

(3)企業間連携の推進

「三重グリーン購入ネットワーク」や「企業環境ネットワーク・みえ」により、会員企業が中心となった企業間連携や行政との協働による自主的な環境活動を推進します。

(4) PRTR 制度の推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき行う PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)とともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、県ホームページやパンフレット等を活用し、広く PRTR 制度の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表し、事業者の自主管理を促します。

(5) 県における環境経営の推進

① 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境に優しいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、積極的な取組を進めます。

② 環境調整システムの充実

県開発事業においては、計画段階から環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ、 環境の保全に配慮します。

(6)環境ビジネスの育成・振興

企業や高等教育機関とのネットワークを活用 し、県内企業の技術力を生かした製品開発を支 援することで、環境・エネルギー関連産業の育成 と集積に取り組んでいきます。

また、県工業研究所の設備や知見を活用し、技 術支援・共同研究などを通じて県内企業の環境・ エネルギー関連分野への進出につなげます。

令和 6 (2024) 年度は、廃電子基板からの貴金属回収事業への新規参入を目指す県内事業者に対し、技術支援を行いました。その結果設備導入に関する補助金が採択され、令和 7 (2025) 年 4 月から設備が稼働しています。

(7)環境対策促進に向けた資金繰り支援

環境対策促進資金の融資制度を通じて、低炭素社会づくりに取り組む企業の活動を支援していきます。

4 環境に配慮した事業活動の推進

三重県環境影響評価条例の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

工場や事業場の新増設に伴う悪影響を未然に防止するため、三重県公害事前審査会条例に基づき、三重県環境影響評価条例の対象とならない工場や事業場について、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かな対応を行うことができるように、三重県環境基本条例に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

公害に係る紛争については、公害紛争処理法 に基づくあっせん、調停や三重県生活環境の保 全に関する条例に基づく調査請求等の制度により、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員が、県民からの苦情相談に対応するとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

5 国際協力・技術移転

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全、世界経済の持続的発展に資するために設立された公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)に対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

また、引き続き、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク (PALM&G) の枠組みで、ICETT の有する知見も活用しながら、人的交流・人材育成を通じて、パラオ共和国をはじめとする太平洋島嶼国の環境課題の解決に向けて協力していきます。

6 研究開発の推進

- (1) 資源循環に関する調査研究

各種産業廃棄物の発生抑制・低減化を目的とし、企業訪問による産業廃棄物に関する調査および有効活用方法を探るための基礎研究を実施します。その結果、実用化が期待できる産業廃棄物については、資源リサイクルに取り組む県内事業者と共同研究等を行い、リサイクル製品の開発を支援します。

② リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要がありますが、リサイクルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

本研究では、環境リスクを把握することが急務である廃棄物について、有害物質の溶出、有害ガスの発生等のおそれを調査し、潜在的な環境リスク評価を実施するとともに、有効利用方法の方向性を検討しており、令和7(2025)年度は、引き続き、廃太陽光パネルガラス材を対象として調査研究を進めていきます。

③ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が 産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した 再生品について、管理体制と原料の再生資源も 含めて環境安全性を調査することとしており、 令和7(2025)年度は、下水汚泥から製造され た肥料について調査研究を進めていきます。

- (2) 大気環境保全に関する調査研究
- ① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、引き続き、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行います。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に 流出が想定される化学汚染物質の把握に関す る研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に 悪影響を起こす可能性があります。本研究では 県内中小企業から流出が想定される化学汚染物 質のうち、GC/MSで測定可能な物質について、 自動同定定量システム(AIQS)へデータベース 登録を行うことにより、化学物質の流出時にモ ニタリングを実施し、迅速な事故対応ができる よう調査研究を進めています。令和7(2025) 年度は、令和6(2024)年度に調査した5河川 以外における平常時の状況についても把握を進 めるとともに、GC/MSで測定可能な物質につい て、自動同定定量システム(AIQS)へデータベース登録を進めていきます。

(3) 水環境保全に関する調査研究

伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する 調査研究

伊勢湾沿岸部の水質(有機物、窒素等)は、海域によって違いがあり、要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測されます。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するとともに、河川流域ごとの負荷量評価方法について検証します。令和7(2025)年度は、県内一級河川(鈴鹿川、雲出川、櫛田川)の調査を行い、河川流域からの負荷量予測手法の策定および評価を行います。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

① 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾における赤潮や環境変化による漁業被害の防止や軽減を図るため、水質、底質、プランクトンの発生状況を監視するとともに、漁業関係者に調査結果を情報提供します。

② 漁業資源評価に係る調査

本県沿岸域の重要漁業資源の持続的な利用に向け、漁獲状況や生物特性を調べ、それらに基づく資源評価を行います。

③ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況および海洋環境の調査を愛知県と共同で実施します。有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。

④ アユの資源回復に関する研究

アユの資源回復に向け、アユ冷水病やカワウ 被害対策に係る情報収集や研修会等での情報提供を行います。

(5) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す 22 の優先取組物質および水銀等のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の 21 物質の大気環境調査を実施します。

(6) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水および土壌の ダイオキシン類による汚染状況を常時監視しま す。

(7) 騒音・振動の調査

自動車交通騒音および航空機騒音の測定を実施するとともに、市町と協力し、一般地域の環境 騒音および道路交通振動の測定を実施します。

(8)保健環境研究所の取組

令和7(2025)年度も地域に密着した研究や 国立環境研究所、全国の地方環境研究所と共同 で先進的な研究を行うとともに、県内の高等教 育機関や ICETT 等からの依頼による学生や研修 員の受入れを通じて、環境分野における人材育 成に寄与していきます。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等 の体制の整備

(1)環境情報の提供

県ホームページにおいて、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 等の大気状況データを毎時更新するほか、光化学スモッグ発令状況を提供します。

また、化学物質、水環境等のデータについて も、より広くわかりやすく情報提供します。

(2)森林 GIS の運用

森林簿、森林計画図等の森林資源情報や治山、 林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な 管理のため、クラウド型森林 GIS をとおして森 林簿データ等を市町や関係者に提供します。

(3)環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視(大気)を行う環境総合 監視システムを運用し、大気環境と主要な発生 源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ 注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(4)公共用水域の常時監視

公共用水域(河川・海域)および地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。

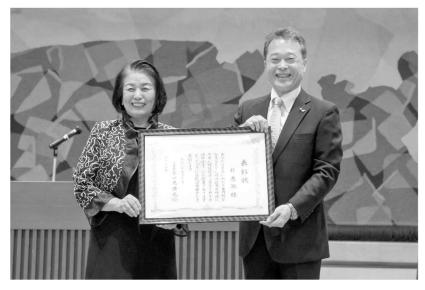
コラム①

第61回(令和7年)三重県民功労者表彰~環境功労では30年ぶりの受章~

令和7(2025)年4月16日、第61回(令和7年)三重県民功労者表彰の表彰式が、県庁講堂で実施されました。三重県民功労者表彰は三重県表彰規則に基づき、本県の各界において県民の模範となり、かつ、公共、教育文化、福祉衛生、産業、生活などの事績により、県勢の進展に寄与された方々の功績を讃え顕彰するものです。この表彰は最高位の知事表彰として、昭和40(1965)年に制度が定められ、令和6(2024)年までに605名および8団体の方々が受章しており、令和7(2025)年は8名および1団体が受章しました。



生活分野においては、朴恵淑さん(元三重県環境審議会委員、元三重大学理事・副学長)が、三重県環境審議会委員、三重県地球温暖化防止活動推進センター長、三重大学理事・副学長等における功績が顕著であったため、環境功労を受章しました。環境功労(自然環境保全を除く)の受章は、平成7(1995)年以来、30年ぶりでした。



第3部 参考資料

県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」に掲げている指標(KPI)について、令和 5 (2023) 年度の実績値を環境基本計画の施策体系ごとに紹介します。

1 脱炭素社会の実現

〈マネジメント指標〉

県域からの温室効果ガス排出量(千 t - CO₂)

		-		
	3年度	4年度	5年度	6 年度
目標値		23,146	22,376	21,606
日标但	_	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千 t - CO ₂
	23,916	23,117	23,760	22,819
実績値	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千 t - CO ₂
	(元年度)	(2年度)	(3年度)	(4年度)

脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		60 事業所	525 事業所	620 事業所
実績値	19 事業所	521 事業所	554 事業所	771 事業所

環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	_	15,000 人	30,000 人	90,000 人
実績値		30,493 人	62,757 人	98,636 人

2 循環型社会の構築

〈マネジメント指標〉

廃プラスチック類の再生利用率

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		63%	65%	67%
	_	(3年度)	(4年度)	(5年度)
中华/広	61.3%	60.6%	59.7%	64.0%
実績値	(2年度)	(3 年度)	(4年度)	(5年度)

カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		100 事業者	150 事業者	250 事業者
実績値	61 事業者	148 事業者	210 事業者	283 事業者

適正に管理されないおそれのある PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率

	3年度	4年度	5年度	6 年度
目標値		100%	100%	100%
実績値	92%	100%	100%	100%

建設系廃棄物の不法投棄件数

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		10 件以下	10 件以下	10 件以下
実績値	12件	11 件	8件	5件

3 自然共生社会の構築

〈マネジメント指標〉

希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数(累計)

		· /		
	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		93 取組	95 取組	97 取組
実績値	91 取組	93 取組	95 取組	97 取組

自然体験施設等の利用者数

	3年度	4年度	5年度	6年度
口捶店		1,106 千人	1,143 千人	1,180 千人
目標値	_	(3年度)	(4年度)	(5年度)
中4主/法	1070 千人	1,052 千人	1,148 千人	1,160 千人
実績値	(2年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)

4 生活環境保全の確保

〈マネジメント指標〉

環境基準達成率

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	_	94.3%	95.2%	96.2%
中结估	00 50/	90 F0/	90 F0/	92.4%
実績値	90.5%	89.5%	89.5%	(速報値)

生活排水処理施設の整備率

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	_	89.3%	90.3%	91.3%
実績値	88.2%	89.0%	89.6%	90.0% (速報値)

「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	_	4 取組	5取組	6取組
実績値	3 取組	6 取組	6 取組	6 取組

海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数

	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		18,500 人	19,500 人	21,000 人
実績値	17,496 人	23,252 人	24,203 人	25,087 人

図表一覧

図表番号	項目	ページ数
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
図 2-1-1	県域の温室効果ガス排出量の推移	15
図 2-1-2	部門別二酸化炭素排出量の構成	15
表 2-1-1	三重県庁の温室効果ガス排出量	16
図 2-1-3	三重県の総発電量	19
図 2-1-4	三重県の電力需要実績	19
図 2-1-5	三重県のガス消費量の推移	19
表 2-1-2	新エネルギー導入量	19
	第2章 循環型社会の構築	
表 2-2-1	「三重県循環型社会形成推進計画」5年間の取組方向	30
表 2-2-2	ごみ処理施設数等	32
表 2-2-3	粗大ごみ処理施設数等	32
表 2-2-4	最終処分場数	32
表 2-2-5	ごみの収集形態	33
表 2-2-6	産業廃棄物処理施設の地域別設置状況	33
表 2-2-7	産業廃棄物処理施設(中間処理施設)の種類別設置状況・中間処理施設	34
表 2-2-8	PCB 廃棄物保管状況	34
表 2-2-9	優良認定処理業者件数	35
表 2-2-10	電子マニフェスト活用率	35
図 2-2-1	廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移	36
表 2-2-11	廃棄物に係る苦情発生件数	36
表 2-2-12	廃棄物に係る苦情発生内容	36
表 2-2-13	立入検査実施状況	36
図 2-2-2	環境共生局への通報内容	37
図 2-2-3	ごみ総排出量の内訳	39
図 2-2-4	ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移	39
図 2-2-5	ごみ資源化率の推移	39
図 2-2-6	ごみの最終処分量の内訳および推移	39
表 2-2-14	容器包装分別収集実施市町数および収集量	40
図 2-2-7	し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移	40
図 2-2-8	発生および処理状況の概要	40
図 2-2-9	産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移	40
図 2-2-10	種類別の排出量	41
図 2-2-11	業種別の排出量	41
図 2-2-12	種類別の再生利用量	41
表 2-2-15	環境保全型畜産の主な支援制度	43
表 2-2-16	最終処分場の整備内容	44
	第3章 自然共生社会の構築	
表 2-3-1	三重県自然環境保全地域の指定要件	53
表 2-3-2	鳥獣保護区等の設定状況(県設定)	54

 表 2-3-3	鳥獣保護事業実施状況	54
表 2-3-4 表 2-3-5	砂防事業実施箇所 砂防事業の主な工法における環境配慮の内容	55
表 2-3-5 表 2-3-6	がの事業の主法工法においる場場的態の内容 海岸環境の整備状況	55 55
表 2-3-7	三重県の河川	55
表 2-3-8	自然公園事業	57
表 2-3-9	東海道自然歩道市町別一覧表(延長:km)	57
表 2-3-10	緑の基本計画策定状況	58
図 2-3-1	都市公園面積推移	58
表 2-3-11	県営公園の整備状況	58
表 2-3-12	森林計画区	59
表 2-3-13	林地開発許可の状況	59
表 2-3-14	保安林の役割と種類	60
図 2-3-2	保安林の状況	60
表 2-3-15	三重県認定林業事業体数	60
表 2-3-16	新規林業就業者数の推移	60
表 2-3-17	環境保全型農業の推進対策の実施状況	61
表 2-3-18	地区別市民農園開設の状況	62
図 2-3-3	赤潮発生件数の推移	63
表 2-3-19	藻場・干潟造成の実施状況	63
表 2-3-20	令和7年度鳥獣保護区等の指定計画	65
表 2-3-21	「三重県レッドリスト 2024」掲載種数	65
表 2-3-22	三重県指定希少野生動植物(32 種)	65
表 2-3-23	移入種による影響の事例	66
表 2-3-24	海岸環境の整備	66
	第4章 生活環境保全の確保	
図 2-4-1	二酸化硫黄の経年変化(一般局の年平均値)	71
図 2-4-2	二酸化窒素の経年変化(一般局の年平均値)	72
図 2-4-3	浮遊粒子状物質の経年変化 (一般局の年平均値)	72
図 2-4-4	微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化(一般局の年平均値)	73
図 2-4-5	光化学オキシダント昼間値(5~20 時)が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化	73
表 2-4-1	優先取組物質	74
表 2-4-2	排出量の削減目標	78
表 2-4-3	三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況	79
表 2-4-4	工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況	79
表 2-4-5	観測地点における環境基準適合状況環境騒音(一般地域)	79
表 2-4-6	類型を当てはめた地域および環境基準	80
表 2-4-7	規制地域を有する市町	80
表 2-4-8	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移	82
表 2-4-9	生活排水処理施設の整備率(%)の状況	83
図 2-4-6	下水道普及率の変化	83
表 2 - 4-10	農業集落排水事業の実施状況	84
表 2-4-11	漁業集落環境整備事業(漁業集落排水)の実施状況	84
	1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

表 2-4-12	生活排水対策重点地域	84
図 2-4-7	伊勢湾の汚濁負荷量の推移(COD)	85
図 2-4-8	伊勢湾の汚濁負荷量の推移(窒素、りん)	85
図 2-4-9	北勢地域主要水準の沈下状況	88
表 2-4-13	地盤沈下対策関連事業一覧表 (要綱に基づく完了事業)	89
表 2-4-14	温泉法に基づく許可実績の推移(単位:件)	89
表 2-4-15	屋外広告物沿道景観地区	90
表 2-4-16	三重県内で登録されている「道の駅」	91
表 2-4-17	街路の整備状況	91
図 2-4-10	三重県下松くい虫被害の推移	92
表 2-4-18	森林病害虫等の防除状況	92
表 2-4-19	三重県内の埋蔵文化財数	93
表 2-4-20	三重県内の国・県指定等文化財数	93
表 2-4-21	街路の整備	97
表 2-4-22	発掘調査予定	98
	第5章 共通基盤施策	
表 2-5-1	県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況	106
表 2-5-2	県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容	106
表 2-5-3	ビジターセンター一覧表	107
表 2-5-4	三重県環境対策促進資金	108
図 2-5-1	三重県環境影響評価条例の手続	111
図 2-5-2	公害事前審査の手続	112
図 2-5-3	年次別種類別公害苦情処理件数の推移	113
図 2-5-4	地域別公害苦情件数	113
図 2-5-5	主な発生原因別公害苦情件数	113
表 2-5-5	公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表	113
表 2-5-6	被認定者数の推移(単位:人)	114
表 2-5-7	年齢階層別被認定者数(単位:人)	114
表 2-5-8	疾病別被認定者数(単位:人)	114
表 2-5-9	健康被害予防事業の実施状況	114
図 2-5-6	環境総合監視システムの概念図	119

【特選】



四日市市立河原田小学校 6年生 鎌田 航太朗さん



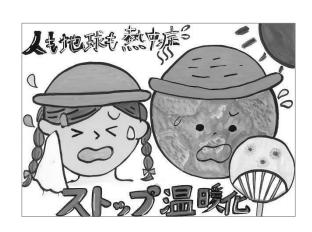
鈴鹿市立天栄中学校 3年生 花房 みのりさん



暁高等学校 1年生 小高 藍加さん

令和 6 年度 三重県地球温暖化防止啓発ポスターコンクール

【最優秀賞】



津市立一身田小学校 4年生 松本 真太郎さん



桑名市立多度中学校 1年生 川平 和奏さん

お問い合わせ先

環境生活部	環境生活総務課		kansei@pref.mie.lg.jp
		企画班	059-224-2314
		総務班	059-224-2308
		予算経理班	059-224-2367
環境生活部環境共生局	資源循環推進課		shigenj@pref.mie.lg.jp
		資源循環政策班	059-224-3310
		リサイクル推進班	059-224-2385
	廃棄物対策課		haikik@pref.mie.lg.jp
		環境保全管理班	059-224-2483
		廃棄物規制・審査班	059-224-2475
	廃棄物監視・指導課		kanshi@pref.mie.lg.jp
		広域指導班	059-224-2388
		地域指導班	059-224-2388
	地球温暖化対策課		earth@pref.mie.lg.jp
		地球温暖化対策班	059-224-2368
		環境評価・活動班	059-224-2366
	大気・水環境課		mkankyo@pref.mie.lg.jp
		大気環境班	059-224-2380
		水環境班	059-224-2382
		生活排水・水道班	059-224-3145
農林水産部	農林水産総務課		nosomu@pref.mie.lg.jp
		企画調整班	059-224-2476
	みどり共生推進課		midori@pref.mie.lg.jp
		みどり推進班	059-224-2513
		野生生物班	059-224-2578
		自然公園班	059-224-2627
	森林・林業経営課		shinrin@pref.mie.lg.jp
		森林計画班	059-224-2564
		木材利用推進班	059-224-2565
		林業経営班	059-224-2563
		スマート林業推進班	059-224-2991
	治山林道課		chirin@pref.mie.lg.jp
		治山班	059-224-2575
		林道班	059-224-2574
		森林管理班	059-224-2573
	獣害対策課 獣害対策課		jtaisaku@pref.mie.lg.jp
		被害対策班	059-224-2017
		捕獲管理班	059-224-2020
		and the state of t	
環境生活部地域機関			
桑名地域防災総合事務所	環境室	環境課	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所	環境室	環境保全課	059-352-0593

		廃棄物対策課	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所	環境室	環境課	059-382-8675
津地域防災総合事務所	環境室	環境課	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所	環境室	環境課	0598-50-0530
伊賀地域防災総合事務所	環境室	環境課	0595-24-8078
南勢志摩地域活性化局	環境室	環境課	0596-27-5405
紀北地域活性化局	環境室	環境課	0597-23-3469
紀南地域活性化局	環境室	環境課	0597-89-6937
保健環境研究所			059-329-3800
農林水産地域機関			
四日市農林事務所	森林・林業室	林業振興課	059-352-0655
		森林保全課	059-352-0652
津農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	059-223-5091
		森林保全課	059-223-5085
松阪農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0598-50-0568
		森林保全1課	0598-50-0566
		森林保全2課	0598-50-0567
伊勢農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	0596-27-5265
		森林保全課	0596-27-5183
伊賀農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0595-24-8142
		森林保全課	0595-24-8143
尾鷲農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	0597-23-3504
		森林保全課	0597-23-3502
熊野農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0597-89-6134
		森林保全課	0597-89-6136
林業研究所		研究課	059-262-5351
		アカデミー運営課	059-262-5350
		普及・森林教育課	059-262-5352
環境関連施設			

059-329-2000

環境学習情報センター

令和7 (2025) 年度版 三重県サステナビリティレポート

編集発行 三重県環境生活部 環境生活総務課 企画班

TEL: 059-224-2314 · FAX: 059-224-3069

https://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm



三重県環境生活部 環境生活総務課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL:059-224-2314

> FAX:059-224-3069 MAIL:kansei@pref.mie.lg.jp